

平成23年度 相模原市

一般会計歳入歳出決算書

一般会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 262,936,402,990 円

決 算 額 253,765,011,485 円

歳 出

予 算 現 額 262,936,402,990 円

決 算 額 247,335,271,786 円

歳入歳出差引残額 6,429,739,699 円

平成23年度 一般会計歳入歳出決算書
歳 入

款	項	予 算 現 額
5 市税		108,000,000,000
	5 市民税	47,865,084,000
	10 固定資産税	43,692,277,000
	15 軽自動車税	633,870,000
	20 市たばこ税	4,493,951,000
	30 事業所税	2,494,129,000
	35 都市計画税	8,820,689,000
10 地方譲与税		1,925,000,000
	7 地方揮発油譲与税	820,000,000
	10 自動車重量譲与税	1,070,000,000
	15 地方道路譲与税	0
	20 石油ガス譲与税	35,000,000
13 利子割交付金		350,000,000
	5 利子割交付金	350,000,000
16 配当割交付金		200,000,000
	5 配当割交付金	200,000,000
19 株式等譲渡所得割交付金		200,000,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	200,000,000
22 地方消費税交付金		6,260,000,000
	5 地方消費税交付金	6,260,000,000
25 ゴルフ場利用税交付金		220,000,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	220,000,000
31 自動車取得税交付金		1,120,000,000
	5 自動車取得税交付金	1,120,000,000
32 軽油引取税交付金		2,950,000,000
	5 軽油引取税交付金	2,950,000,000
34 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		1,250,718,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	1,250,718,000
37 地方特例交付金		1,746,056,000
	5 地方特例交付金	1,746,056,000
40 地方交付税		7,303,000,000
	5 地方交付税	7,303,000,000
43 交通安全対策特別交付金		300,000,000
	5 交通安全対策特別交付金	300,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
114,318,535,880	107,783,767,070	317,990,373	6,216,778,437	△216,232,930
52,026,394,627	47,627,726,389	211,155,626	4,187,512,612	△237,357,611
45,322,782,309	43,644,073,150	80,094,758	1,598,614,401	△48,203,850
691,475,626	636,058,905	5,282,955	50,133,766	2,188,905
4,444,569,941	4,444,554,310	15,631	0	△49,396,690
2,613,425,219	2,607,984,949	2,735,470	2,704,800	113,855,949
9,219,888,158	8,823,369,367	18,705,933	377,812,858	2,680,367
1,931,000,766	1,931,000,766	0	0	6,000,766
848,510,000	848,510,000	0	0	28,510,000
1,044,726,000	1,044,726,000	0	0	△25,274,000
3,766	3,766	0	0	3,766
37,761,000	37,761,000	0	0	2,761,000
256,693,000	256,693,000	0	0	△93,307,000
256,693,000	256,693,000	0	0	△93,307,000
237,339,000	237,339,000	0	0	37,339,000
237,339,000	237,339,000	0	0	37,339,000
58,298,000	58,298,000	0	0	△141,702,000
58,298,000	58,298,000	0	0	△141,702,000
6,215,625,000	6,215,625,000	0	0	△44,375,000
6,215,625,000	6,215,625,000	0	0	△44,375,000
186,506,832	186,506,832	0	0	△33,493,168
186,506,832	186,506,832	0	0	△33,493,168
891,095,279	891,095,279	0	0	△228,904,721
891,095,279	891,095,279	0	0	△228,904,721
3,185,911,333	3,185,911,333	0	0	235,911,333
3,185,911,333	3,185,911,333	0	0	235,911,333
1,250,718,000	1,250,718,000	0	0	0
1,250,718,000	1,250,718,000	0	0	0
1,746,056,000	1,746,056,000	0	0	0
1,746,056,000	1,746,056,000	0	0	0
7,606,997,000	7,606,997,000	0	0	303,997,000
7,606,997,000	7,606,997,000	0	0	303,997,000
274,481,000	274,481,000	0	0	△25,519,000
274,481,000	274,481,000	0	0	△25,519,000

款	項	予 算 現 額
46 分担金及び負担金		2,364,877,000
	5 負担金	2,364,877,000
50 使用料及び手数料		4,249,236,000
	5 使用料	2,726,237,000
	10 手数料	1,522,999,000
55 国庫支出金		45,298,132,500
	5 国庫負担金	32,473,536,000
	10 国庫補助金	12,540,224,500
	15 国庫委託金	284,372,000
60 県支出金		12,073,222,000
	5 県負担金	4,753,436,000
	10 県補助金	6,127,021,000
	15 県委託金	1,192,765,000
65 財産収入		336,884,000
	5 財産運用収入	178,588,000
	10 財産売却収入	158,296,000
70 寄附金		35,540,000
	5 寄附金	35,540,000
75 繰入金		5,650,566,200
	10 基金繰入金	5,612,832,200
	15 財産区繰入金	37,734,000
80 繰越金		4,711,790,493
	5 繰越金	4,711,790,493
85 諸収入		19,849,780,797
	5 延滞金加算金及び過料	185,035,000
	10 市預金利子	1,000,000
	15 貸付金元利収入	16,071,886,000
	22 収益事業収入	1,260,000,000
	25 雑入	2,331,859,797
90 市債		36,541,600,000
	5 市債	36,541,600,000
歳 入 合 計		262,936,402,990

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,584,001,690	2,326,076,320	1,346,575	256,578,795	△38,800,680
2,584,001,690	2,326,076,320	1,346,575	256,578,795	△38,800,680
4,369,481,467	4,267,052,902	850,710	101,577,855	17,816,902
2,865,998,132	2,764,553,677	637,820	100,806,635	38,316,677
1,503,483,335	1,502,499,225	212,890	771,220	△20,499,775
44,331,708,528	42,249,938,528	0	2,081,770,000	△3,048,193,972
31,642,626,474	31,642,626,474	0	0	△830,909,526
12,424,532,189	10,342,762,189	0	2,081,770,000	△2,197,462,311
264,549,865	264,549,865	0	0	△19,822,135
12,040,268,562	11,737,061,562	0	303,207,000	△336,160,438
5,006,619,229	5,006,619,229	0	0	253,183,229
5,835,754,747	5,532,547,747	0	303,207,000	△594,473,253
1,197,894,586	1,197,894,586	0	0	5,129,586
281,353,409	281,353,409	0	0	△55,530,591
112,053,630	112,053,630	0	0	△66,534,370
169,299,779	169,299,779	0	0	11,003,779
17,579,181	17,579,181	0	0	△17,960,819
17,579,181	17,579,181	0	0	△17,960,819
4,162,891,436	4,162,891,436	0	0	△1,487,674,764
4,128,184,936	4,128,184,936	0	0	△1,484,647,264
34,706,500	34,706,500	0	0	△3,027,500
4,725,591,984	4,725,591,984	0	0	13,801,491
4,725,591,984	4,725,591,984	0	0	13,801,491
20,168,284,398	19,760,377,883	18,634,008	389,272,507	△89,402,914
192,690,182	192,690,182	0	0	7,655,182
1,104,102	1,104,102	0	0	104,102
15,595,543,790	15,592,327,810	0	3,215,980	△479,558,190
1,404,195,101	1,404,195,101	0	0	144,195,101
2,974,751,223	2,570,060,688	18,634,008	386,056,527	238,200,891
32,612,600,000	32,612,600,000	0	0	△3,929,000,000
32,612,600,000	32,612,600,000	0	0	△3,929,000,000
263,453,017,745	253,765,011,485	338,821,666	9,349,184,594	△9,171,391,505

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 議会費		1,142,462,000
	5 議会費	1,142,462,000
10 総務費		25,380,436,200
	5 総務管理費	15,986,104,200
	10 徴税費	1,983,286,000
	13 市民生活費	6,686,170,000
	15 選挙費	343,352,000
	20 統計調査費	96,386,000
	25 人事委員会費	107,604,000
	30 監査費	177,534,000
15 民生費		97,517,857,000
	5 社会福祉費	39,374,222,000
	10 児童福祉費	37,912,243,000
	15 生活保護費	20,231,392,000
20 衛生費		20,020,765,261
	5 保健衛生費	10,339,448,261
	10 清掃費	8,813,118,000
	15 環境保全費	868,199,000
25 労働費		1,662,599,000
	5 労働諸費	1,662,599,000
30 農林水産業費		882,053,000
	5 農業費	737,182,000
	10 林業費	144,871,000
35 商工費		19,674,171,000
	5 商工費	19,674,171,000
40 土木費		43,606,051,979
	5 道路橋りょう費	17,574,812,731
	10 河川費	707,441,629
	15 都市計画費	22,629,384,660
	20 公園費	1,536,115,500
	25 住宅費	1,158,297,459
45 消防費		7,749,074,000
	5 消防費	7,749,074,000
50 教育費		22,837,110,050
	5 教育総務費	4,186,949,000
	10 小学校費	9,013,287,050
	15 中学校費	3,802,665,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1,110,531,302	0	31,930,698	31,930,698
1,110,531,302	0	31,930,698	31,930,698
24,146,767,556	329,114,100	904,554,544	1,233,668,644
14,969,807,605	323,010,100	693,286,495	1,016,296,595
1,918,044,440	0	65,241,560	65,241,560
6,565,691,029	6,104,000	114,374,971	120,478,971
331,210,141	0	12,141,859	12,141,859
90,859,175	0	5,526,825	5,526,825
102,505,021	0	5,098,979	5,098,979
168,650,145	0	8,883,855	8,883,855
93,498,079,383	535,506,000	3,484,271,617	4,019,777,617
37,340,143,874	158,256,000	1,875,822,126	2,034,078,126
36,893,486,639	377,250,000	641,506,361	1,018,756,361
19,264,448,870	0	966,943,130	966,943,130
19,320,341,285	0	700,423,976	700,423,976
9,937,882,236	0	401,566,025	401,566,025
8,547,882,330	0	265,235,670	265,235,670
834,576,719	0	33,622,281	33,622,281
1,559,965,793	0	102,633,207	102,633,207
1,559,965,793	0	102,633,207	102,633,207
847,946,563	0	34,106,437	34,106,437
705,928,157	0	31,253,843	31,253,843
142,018,406	0	2,852,594	2,852,594
18,798,628,549	0	875,542,451	875,542,451
18,798,628,549	0	875,542,451	875,542,451
39,071,875,074	3,003,316,230	1,530,860,675	4,534,176,905
15,569,275,319	1,470,616,846	534,920,566	2,005,537,412
510,776,691	135,444,104	61,220,834	196,664,938
20,506,357,901	1,285,911,280	837,115,479	2,123,026,759
1,387,238,031	111,344,000	37,533,469	148,877,469
1,098,227,132	0	60,070,327	60,070,327
7,508,165,739	103,569,077	137,339,184	240,908,261
7,508,165,739	103,569,077	137,339,184	240,908,261
19,338,290,831	2,603,309,450	895,509,769	3,498,819,219
4,076,320,331	0	110,628,669	110,628,669
6,595,903,251	2,120,300,450	297,083,349	2,417,383,799
2,973,101,542	483,009,000	346,554,458	829,563,458

款	項	予 算 現 額
	18 幼稚園費	1,415,937,000
	20 社会教育費	2,921,209,000
	25 市民体育費	1,497,063,000
55 災害復旧費		541,097,500
	5 厚生労働施設災害復旧費	13,707,000
	10 農林水産施設災害復旧費	50,000,000
	15 公共土木施設災害復旧費	258,173,000
	20 文教施設災害復旧費	166,646,000
	25 その他公共施設災害復旧費	52,571,500
60 公債費		21,202,000,000
	5 公債費	21,202,000,000
65 諸支出金		699,881,000
	5 諸費	699,881,000
70 予備費		20,845,000
	5 予備費	20,845,000
	歳 出 合 計	262,936,402,990

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1,386,848,656	0	29,088,344	29,088,344
2,847,726,919	0	73,482,081	73,482,081
1,458,390,132	0	38,672,868	38,672,868
443,992,463	7,597,540	89,507,497	97,105,037
9,882,285	0	3,824,715	3,824,715
15,694,087	0	34,305,913	34,305,913
232,428,676	7,597,540	18,146,784	25,744,324
139,744,686	0	26,901,314	26,901,314
46,242,729	0	6,328,771	6,328,771
20,990,806,348	0	211,193,652	211,193,652
20,990,806,348	0	211,193,652	211,193,652
699,880,900	0	100	100
699,880,900	0	100	100
0	0	20,845,000	20,845,000
0	0	20,845,000	20,845,000
247,335,271,786	6,582,412,397	9,018,718,807	15,601,131,204

歳入歳出差引残額 6,429,739,699 円

うち基金繰入額 3,000,000,000 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

平成23年度 相模原市

国民健康保険事業

特別会計歳入歳出決算書

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 76,303,000,000 円

事 業 勘 定 76,073,000,000 円

直 営 診 療 勘 定 230,000,000 円

決 算 額 73,371,281,347 円

事 業 勘 定 73,155,393,431 円

直 営 診 療 勘 定 215,887,916 円

歳 出

予 算 現 額 76,303,000,000 円

事 業 勘 定 76,073,000,000 円

直 営 診 療 勘 定 230,000,000 円

決 算 額 71,786,078,910 円

事 業 勘 定 71,581,128,268 円

直 営 診 療 勘 定 204,950,642 円

歳入歳出差引残額 1,585,202,437 円

事 業 勘 定 1,574,265,163 円

直 営 診 療 勘 定 10,937,274 円

国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 国民健康保険税		20,011,000,000
	5 国民健康保険税	20,011,000,000
10 使用料及び手数料		200,000
	5 手数料	200,000
15 国庫支出金		16,135,000,000
	5 国庫負担金	15,329,944,000
	10 国庫補助金	805,056,000
20 療養給付費交付金		2,866,000,000
	5 療養給付費交付金	2,866,000,000
22 前期高齢者交付金		15,972,000,000
	5 前期高齢者交付金	15,972,000,000
25 県支出金		3,552,000,000
	5 県負担金	501,250,000
	10 県補助金	3,050,750,000
30 共同事業交付金		7,365,000,000
	5 共同事業交付金	7,365,000,000
35 繰入金		9,235,000,000
	5 一般会計繰入金	9,235,000,000
40 繰越金		733,000,000
	5 繰越金	733,000,000
45 諸収入		203,800,000
	5 延滞金及び過料	62,000,000
	10 市預金利子	100,000
	15 雑入	141,700,000
歳 入 合 計		76,073,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
29,530,298,027	17,972,364,916	991,455,434	10,566,477,677	△2,038,635,084
29,530,298,027	17,972,364,916	991,455,434	10,566,477,677	△2,038,635,084
79,500	79,500	0	0	△120,500
79,500	79,500	0	0	△120,500
15,634,687,313	15,634,687,313	0	0	△500,312,687
14,569,433,313	14,569,433,313	0	0	△760,510,687
1,065,254,000	1,065,254,000	0	0	260,198,000
2,881,977,475	2,881,977,475	0	0	15,977,475
2,881,977,475	2,881,977,475	0	0	15,977,475
16,540,953,176	16,540,953,176	0	0	568,953,176
16,540,953,176	16,540,953,176	0	0	568,953,176
3,196,052,815	3,196,052,815	0	0	△355,947,185
420,050,815	420,050,815	0	0	△81,199,185
2,776,002,000	2,776,002,000	0	0	△274,748,000
7,508,075,155	7,508,075,155	0	0	143,075,155
7,508,075,155	7,508,075,155	0	0	143,075,155
8,435,000,000	8,435,000,000	0	0	△800,000,000
8,435,000,000	8,435,000,000	0	0	△800,000,000
733,195,096	733,195,096	0	0	195,096
733,195,096	733,195,096	0	0	195,096
253,007,985	253,007,985	0	0	49,207,985
89,245,876	89,245,876	0	0	27,245,876
1	1	0	0	△99,999
163,762,108	163,762,108	0	0	22,062,108
84,713,326,542	73,155,393,431	991,455,434	10,566,477,677	△2,917,606,569

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		869,900,000
	5 総務管理費	381,986,000
	10 徴税費	487,329,000
	15 運営協議会費	585,000
10 保険給付費		52,343,000,000
	5 療養諸費	46,252,000,000
	10 高額療養費	5,460,000,000
	15 移送費	1,500,000
	20 出産育児諸費	529,500,000
	25 葬祭諸費	100,000,000
12 後期高齢者支援金等		9,492,900,000
	5 後期高齢者支援金等	9,492,900,000
13 前期高齢者納付金等		28,200,000
	5 前期高齢者納付金等	28,200,000
15 老人保健拠出金		10,000,000
	5 老人保健拠出金	10,000,000
20 介護納付金		4,000,000,000
	5 介護納付金	4,000,000,000
25 共同事業拠出金		7,765,100,000
	5 共同事業拠出金	7,765,100,000
30 保健事業費		1,025,000,000
	2 特定健康診査等事業費	989,110,000
	5 保健事業費	35,890,000
35 公債費		900,000
	5 公債費	900,000
40 諸支出金		438,000,000
	5 償還金及び還付加算金	438,000,000
45 予備費		100,000,000
	5 予備費	100,000,000
歳 出 合 計		76,073,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
743,093,848	0	126,806,152	126,806,152
346,560,891	0	35,425,109	35,425,109
396,347,737	0	90,981,263	90,981,263
185,220	0	399,780	399,780
49,048,321,129	0	3,294,678,871	3,294,678,871
43,594,391,318	0	2,657,608,682	2,657,608,682
4,969,032,976	0	490,967,024	490,967,024
64,480	0	1,435,520	1,435,520
429,332,355	0	100,167,645	100,167,645
55,500,000	0	44,500,000	44,500,000
9,492,193,708	0	706,292	706,292
9,492,193,708	0	706,292	706,292
28,093,224	0	106,776	106,776
28,093,224	0	106,776	106,776
498,365	0	9,501,635	9,501,635
498,365	0	9,501,635	9,501,635
3,989,127,039	0	10,872,961	10,872,961
3,989,127,039	0	10,872,961	10,872,961
7,252,615,248	0	512,484,752	512,484,752
7,252,615,248	0	512,484,752	512,484,752
625,734,467	0	399,265,533	399,265,533
597,120,388	0	391,989,612	391,989,612
28,614,079	0	7,275,921	7,275,921
0	0	900,000	900,000
0	0	900,000	900,000
401,451,240	0	36,548,760	36,548,760
401,451,240	0	36,548,760	36,548,760
0	0	100,000,000	100,000,000
0	0	100,000,000	100,000,000
71,581,128,268	0	4,491,871,732	4,491,871,732

国民健康保険事業特別会計
(直 営 診 療 勘 定)

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 診療収入		193,700,000
	5 外来収入	185,140,000
	10 その他の診療収入	8,560,000
10 使用料及び手数料		800,000
	3 使用料	160,000
	5 手数料	640,000
15 国庫支出金		4,000,000
	10 国庫補助金	4,000,000
20 繰入金		14,500,000
	5 他会計繰入金	14,500,000
25 繰越金		10,000,000
	5 繰越金	10,000,000
30 諸収入		7,000,000
	5 市預金利子	1,000
	7 受託事業収入	6,378,000
	10 雑入	621,000
歳 入 合 計		230,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
190,255,170	190,255,170	0	0	△3,444,830
175,133,620	175,133,620	0	0	△10,006,380
15,121,550	15,121,550	0	0	6,561,550
618,480	618,480	0	0	△181,520
149,900	149,900	0	0	△10,100
468,580	468,580	0	0	△171,420
4,138,000	4,138,000	0	0	138,000
4,138,000	4,138,000	0	0	138,000
3,000,000	3,000,000	0	0	△11,500,000
3,000,000	3,000,000	0	0	△11,500,000
12,025,699	12,025,699	0	0	2,025,699
12,025,699	12,025,699	0	0	2,025,699
5,850,567	5,850,567	0	0	△1,149,433
0	0	0	0	△1,000
5,231,828	5,231,828	0	0	△1,146,172
618,739	618,739	0	0	△2,261
215,887,916	215,887,916	0	0	△14,112,084

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		121,200,000
	5 施設管理費	121,200,000
10 医業費		99,800,000
	5 医業費	99,800,000
20 公債費		7,400,000
	5 公債費	7,400,000
28 諸支出金		100,000
	5 償還金及び還付加算金	100,000
30 予備費		1,500,000
	5 予備費	1,500,000
歳 出 合 計		230,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
106,811,340	0	14,388,660	14,388,660
106,811,340	0	14,388,660	14,388,660
94,705,639	0	5,094,361	5,094,361
94,705,639	0	5,094,361	5,094,361
3,433,663	0	3,966,337	3,966,337
3,433,663	0	3,966,337	3,966,337
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	1,500,000	1,500,000
0	0	1,500,000	1,500,000
204,950,642	0	25,049,358	25,049,358

歳入歳出差引残額	1,585,202,437 円
事業勘定	1,574,265,163 円
直営診療勘定	10,937,274 円

うち基金繰入額	0 円
事業勘定	0 円
直営診療勘定	0 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

平成23年度 相模原市

下 水 道 事 業

特別会計歳入歳出決算書

下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 19,742,297,150 円

下 水 道 勘 定 19,299,297,150 円

浄 化 槽 勘 定 443,000,000 円

決 算 額 19,189,394,915 円

下 水 道 勘 定 18,816,549,740 円

浄 化 槽 勘 定 372,845,175 円

歳 出

予 算 現 額 19,742,297,150 円

下 水 道 勘 定 19,299,297,150 円

浄 化 槽 勘 定 443,000,000 円

決 算 額 18,122,433,378 円

下 水 道 勘 定 17,796,719,223 円

浄 化 槽 勘 定 325,714,155 円

歳入歳出差引残額 1,066,961,537 円

下 水 道 勘 定 1,019,830,517 円

浄 化 槽 勘 定 47,131,020 円

下水道事業特別会計
(下水道勘定)

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 分担金及び負担金		83,581,000
	5 分担金	18,162,000
	10 負担金	65,419,000
10 使用料及び手数料		8,201,487,000
	5 使用料	8,200,725,000
	10 手数料	762,000
15 国庫支出金		1,179,199,000
	5 国庫補助金	1,179,199,000
20 県支出金		521,157,000
	5 県補助金	521,157,000
25 財産収入		15,000
	5 財産売払収入	15,000
30 繰入金		3,621,000,000
	5 繰入金	3,621,000,000
35 繰越金		304,596,150
	5 繰越金	304,596,150
40 諸収入		15,517,000
	5 延滞金及び過料	60,000
	10 市預金利子	10,000
	15 貸付金元利収入	856,000
	20 雑入	14,591,000
45 市債		5,372,745,000
	5 市債	5,372,745,000
歳 入 合 計		19,299,297,150

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
90,718,020	80,589,200	1,535,520	8,593,300	△2,991,800
20,996,400	17,565,400	705,200	2,725,800	△596,600
69,721,620	63,023,800	830,320	5,867,500	△2,395,200
8,433,296,328	8,215,920,137	8,069,893	209,306,298	14,433,137
8,432,700,828	8,215,324,637	8,069,893	209,306,298	14,599,637
595,500	595,500	0	0	△166,500
1,179,199,000	1,123,789,000	0	55,410,000	△55,410,000
1,179,199,000	1,123,789,000	0	55,410,000	△55,410,000
521,100,000	521,100,000	0	0	△57,000
521,100,000	521,100,000	0	0	△57,000
9,000	9,000	0	0	△6,000
9,000	9,000	0	0	△6,000
3,550,000,000	3,550,000,000	0	0	△71,000,000
3,550,000,000	3,550,000,000	0	0	△71,000,000
772,993,082	772,993,082	0	0	468,396,932
772,993,082	772,993,082	0	0	468,396,932
26,349,321	26,349,321	0	0	10,832,321
61,000	61,000	0	0	1,000
0	0	0	0	△10,000
855,173	855,173	0	0	△827
25,433,148	25,433,148	0	0	10,842,148
4,525,800,000	4,525,800,000	0	0	△846,945,000
4,525,800,000	4,525,800,000	0	0	△846,945,000
19,099,464,751	18,816,549,740	9,605,413	273,309,598	△482,747,410

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		4,373,176,800
	5 下水道総務費	4,373,176,800
10 建設費		5,121,594,350
	5 公共下水道建設費	5,121,594,350
15 公債費		9,794,526,000
	5 公債費	9,794,526,000
25 予備費		10,000,000
	5 予備費	10,000,000
歳 出 合 計		19,299,297,150

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
3,961,629,630	649,000	410,898,170	411,547,170
3,961,629,630	649,000	410,898,170	411,547,170
4,171,478,489	236,573,100	713,542,761	950,115,861
4,171,478,489	236,573,100	713,542,761	950,115,861
9,663,611,104	0	130,914,896	130,914,896
9,663,611,104	0	130,914,896	130,914,896
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
17,796,719,223	237,222,100	1,265,355,827	1,502,577,927

下水道事業特別会計
(浄化槽勘定)

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 分担金及び負担金		18,260,000
	5 分担金	18,260,000
10 使用料及び手数料		5,502,000
	5 使用料	5,501,000
	10 手数料	1,000
15 国庫支出金		79,590,000
	5 国庫補助金	79,590,000
20 県支出金		231,645,000
	5 県補助金	231,645,000
30 繰入金		77,000,000
	5 繰入金	77,000,000
35 繰越金		30,000,000
	5 繰越金	30,000,000
40 諸収入		1,003,000
	5 延滞金及び過料	2,000
	15 貸付金元利収入	1,000,000
	20 雑入	1,000
歳 入 合 計		443,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
15,244,900	15,139,700	0	105,200	△3,120,300
15,244,900	15,139,700	0	105,200	△3,120,300
6,157,723	6,131,812	0	25,911	629,812
6,157,723	6,131,812	0	25,911	630,812
0	0	0	0	△1,000
53,023,000	53,023,000	0	0	△26,567,000
53,023,000	53,023,000	0	0	△26,567,000
192,000,000	192,000,000	0	0	△39,645,000
192,000,000	192,000,000	0	0	△39,645,000
53,000,000	53,000,000	0	0	△24,000,000
53,000,000	53,000,000	0	0	△24,000,000
53,547,161	53,547,161	0	0	23,547,161
53,547,161	53,547,161	0	0	23,547,161
3,502	3,502	0	0	△999,498
0	0	0	0	△2,000
0	0	0	0	△1,000,000
3,502	3,502	0	0	2,502
372,976,286	372,845,175	0	131,111	△70,154,825

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 浄化槽総務費		73,490,000
	5 浄化槽総務費	73,490,000
10 浄化槽建設費		368,500,000
	5 浄化槽建設費	368,500,000
15 公債費		10,000
	5 公債費	10,000
25 予備費		1,000,000
	5 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		443,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
61,226,007	0	12,263,993	12,263,993
61,226,007	0	12,263,993	12,263,993
264,488,148	0	104,011,852	104,011,852
264,488,148	0	104,011,852	104,011,852
0	0	10,000	10,000
0	0	10,000	10,000
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
325,714,155	0	117,285,845	117,285,845

歳入歳出差引残額	1,066,961,537 円
下水道勘定	1,019,830,517 円
浄化槽勘定	47,131,020 円

うち基金繰入額	0 円
下水道勘定	0 円
浄化槽勘定	0 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

平成23年度 相模原市

自動車駐車場事業

特別会計歳入歳出決算書

自動車駐車場事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 3,635,000,000 円

決 算 額 3,639,811,692 円

歳 出

予 算 現 額 3,635,000,000 円

決 算 額 3,505,057,894 円

歳入歳出差引残額 134,753,798 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 駐車場事業収入		847,520,000
	5 事業収入	847,520,000
15 財産収入		980,000
	5 財産運用収入	980,000
20 繰入金		745,000,000
	5 繰入金	745,000,000
25 繰越金		30,000,000
	5 繰越金	30,000,000
30 諸収入		0
	10 雑入	0
35 市債		2,011,500,000
	5 市債	2,011,500,000
歳 入 合 計		3,635,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
775,875,871	775,875,871	0	0	△71,644,129
775,875,871	775,875,871	0	0	△71,644,129
1,725,899	1,725,899	0	0	745,899
1,725,899	1,725,899	0	0	745,899
745,000,000	745,000,000	0	0	0
745,000,000	745,000,000	0	0	0
105,709,771	105,709,771	0	0	75,709,771
105,709,771	105,709,771	0	0	75,709,771
151	151	0	0	151
151	151	0	0	151
2,011,500,000	2,011,500,000	0	0	0
2,011,500,000	2,011,500,000	0	0	0
3,639,811,692	3,639,811,692	0	0	4,811,692

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 駐車場事業費		2,685,287,000
	5 駐車場管理費	673,787,000
	10 駐車場建設費	2,011,500,000
10 公債費		949,213,000
	5 公債費	949,213,000
15 予備費		500,000
	5 予備費	500,000
歳 出 合 計		3,635,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
2,582,694,794	0	102,592,206	102,592,206
571,194,794	0	102,592,206	102,592,206
2,011,500,000	0	0	0
922,363,100	0	26,849,900	26,849,900
922,363,100	0	26,849,900	26,849,900
0	0	500,000	500,000
0	0	500,000	500,000
3,505,057,894	0	129,942,106	129,942,106

歳入歳出差引残額 134,753,798 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

平成23年度 相模原市

介 護 保 険 事 業

特別会計歳入歳出決算書

介護保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 30,900,000,000 円

決 算 額 30,803,892,035 円

歳 出

予 算 現 額 30,900,000,000 円

決 算 額 30,211,629,741 円

歳入歳出差引残額 592,262,294 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 保険料		6,196,452,000
	5 介護保険料	6,196,452,000
10 使用料及び手数料		10,000
	10 手数料	10,000
15 国庫支出金		5,477,680,000
	5 国庫負担金	5,151,780,000
	10 国庫補助金	325,900,000
20 支払基金交付金		8,749,513,000
	5 支払基金交付金	8,749,513,000
25 県支出金		4,382,983,000
	5 県負担金	4,235,657,000
	7 県補助金	147,326,000
30 財産収入		30,024,000
	5 財産運用収入	30,024,000
40 繰入金		5,996,083,000
	5 一般会計繰入金	4,831,000,000
	10 基金繰入金	1,165,083,000
45 繰越金		52,000,000
	5 繰越金	52,000,000
50 諸収入		15,255,000
	5 延滞金及び過料	3,000
	10 市預金利子	2,500,000
	15 雑入	12,752,000
歳 入 合 計		30,900,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
6,469,482,100	6,173,173,700	85,695,200	210,613,200	△23,278,300
6,469,482,100	6,173,173,700	85,695,200	210,613,200	△23,278,300
0	0	0	0	△10,000
0	0	0	0	△10,000
5,297,766,512	5,297,766,512	0	0	△179,913,488
4,942,037,762	4,942,037,762	0	0	△209,742,238
355,728,750	355,728,750	0	0	29,828,750
8,653,536,193	8,653,536,193	0	0	△95,976,807
8,653,536,193	8,653,536,193	0	0	△95,976,807
4,343,666,898	4,343,666,898	0	0	△39,316,102
4,196,340,023	4,196,340,023	0	0	△39,316,977
147,326,875	147,326,875	0	0	875
2,553,693	2,553,693	0	0	△27,470,307
2,553,693	2,553,693	0	0	△27,470,307
6,152,438,096	6,152,438,096	0	0	156,355,096
4,631,000,000	4,631,000,000	0	0	△200,000,000
1,521,438,096	1,521,438,096	0	0	356,355,096
162,623,167	162,623,167	0	0	110,623,167
162,623,167	162,623,167	0	0	110,623,167
18,233,776	18,133,776	0	100,000	2,878,776
97,600	97,600	0	0	94,600
0	0	0	0	△2,500,000
18,136,176	18,036,176	0	100,000	5,284,176
31,100,300,435	30,803,892,035	85,695,200	210,713,200	△96,107,965

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		814,623,000
	5 総務管理費	255,741,000
	10 徴収費	37,158,000
	15 介護認定審査会費	521,724,000
10 保険給付費		28,885,081,000
	5 介護サービス等諸費	28,291,484,000
	10 高額介護サービス等費	593,597,000
20 地域支援事業費		1,155,802,000
	5 地域支援事業費	1,155,802,000
25 基金積立金		30,024,000
	5 基金積立金	30,024,000
30 公債費		1,000,000
	5 公債費	1,000,000
35 諸支出金		12,470,000
	5 償還金及び還付加算金	12,000,000
	10 諸費	470,000
45 予備費		1,000,000
	5 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		30,900,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
753,344,359	0	61,278,641	61,278,641
231,424,953	0	24,316,047	24,316,047
34,202,232	0	2,955,768	2,955,768
487,717,174	0	34,006,826	34,006,826
28,365,736,893	0	519,344,107	519,344,107
27,824,634,565	0	466,849,435	466,849,435
541,102,328	0	52,494,672	52,494,672
1,080,539,091	0	75,262,909	75,262,909
1,080,539,091	0	75,262,909	75,262,909
2,553,693	0	27,470,307	27,470,307
2,553,693	0	27,470,307	27,470,307
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
9,455,705	0	3,014,295	3,014,295
9,224,100	0	2,775,900	2,775,900
231,605	0	238,395	238,395
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
30,211,629,741	0	688,370,259	688,370,259

歳入歳出差引残額 592, 262, 294 円

うち基金繰入額 370, 462, 010 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

平成23年度 相模原市

母子寡婦福祉資金貸付事業

特別会計歳入歳出決算書

母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 200,000,000 円

決 算 額 223,809,360 円

歳 出

予 算 現 額 200,000,000 円

決 算 額 140,895,613 円

歳入歳出差引残額 82,913,747 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 繰入金		7,600,000
	5 一般会計繰入金	7,600,000
10 繰越金		71,900,000
	5 繰越金	71,900,000
15 諸収入		120,500,000
	5 貸付金元利収入	120,289,000
	10 市預金利子	1,000
	15 雑入	210,000
歳 入 合 計		200,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,600,000	2,600,000	0	0	△5,000,000
2,600,000	2,600,000	0	0	△5,000,000
96,270,487	96,270,487	0	0	24,370,487
96,270,487	96,270,487	0	0	24,370,487
494,920,392	124,938,873	0	369,981,519	4,438,873
491,355,848	124,247,329	0	367,108,519	3,958,329
0	0	0	0	△1,000
3,564,544	691,544	0	2,873,000	481,544
593,790,879	223,809,360	0	369,981,519	23,809,360

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 母子寡婦福祉資金貸付事業費		199,890,000
	5 母子寡婦福祉資金貸付事業費	199,890,000
10 公債費		100,000
	5 公債費	100,000
15 諸支出金		10,000
	5 償還金及び還付加算金	10,000
歳 出 合 計		200,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
140,895,613	0	58,994,387	58,994,387
140,895,613	0	58,994,387	58,994,387
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	10,000	10,000
0	0	10,000	10,000
140,895,613	0	59,104,387	59,104,387

歳入歳出差引残額

82,913,747 円

うち基金繰入額

0 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

平成23年度 相模原市

簡 易 水 道 事 業

特別会計歳入歳出決算書

簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 215,000,000 円

決 算 額 137,686,731 円

歳 出

予 算 現 額 215,000,000 円

決 算 額 110,528,108 円

歳入歳出差引残額 27,158,623 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 分担金及び負担金		405,000
	5 分担金	405,000
10 使用料及び手数料		17,992,000
	5 使用料	17,972,000
	10 手数料	20,000
15 国庫支出金		36,700,000
	10 国庫補助金	36,700,000
25 財産収入		2,000,000
	5 財産運用収入	2,000,000
30 繰入金		75,000,000
	5 繰入金	75,000,000
35 繰越金		3,500,000
	5 繰越金	3,500,000
40 諸収入		6,503,000
	5 市預金利子	2,000
	10 雑入	6,501,000
45 市債		72,900,000
	5 市債	72,900,000
歳 入 合 計		215,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
150,000	150,000	0	0	△255,000
150,000	150,000	0	0	△255,000
18,421,730	16,822,010	0	1,599,720	△1,169,990
18,351,730	16,752,010	0	1,599,720	△1,219,990
70,000	70,000	0	0	50,000
32,456,000	15,308,000	0	17,148,000	△21,392,000
32,456,000	15,308,000	0	17,148,000	△21,392,000
184,772	184,772	0	0	△1,815,228
184,772	184,772	0	0	△1,815,228
40,069,000	40,069,000	0	0	△34,931,000
40,069,000	40,069,000	0	0	△34,931,000
41,607,823	41,607,823	0	0	38,107,823
41,607,823	41,607,823	0	0	38,107,823
5,145,126	2,345,126	0	2,800,000	△4,157,874
0	0	0	0	△2,000
5,145,126	2,345,126	0	2,800,000	△4,155,874
21,200,000	21,200,000	0	0	△51,700,000
21,200,000	21,200,000	0	0	△51,700,000
159,234,451	137,686,731	0	21,547,720	△77,313,269

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		29,371,000
	5 総務管理費	29,371,000
10 簡易水道事業費		173,818,000
	5 簡易水道事業費	173,818,000
15 基金積立金		2,000,000
	5 基金積立金	2,000,000
20 公債費		9,411,000
	6 元金	4,110,000
	10 利子	5,301,000
25 予備費		400,000
	5 予備費	400,000
歳 出 合 計		215,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
15,329,591	0	14,041,409	14,041,409
15,329,591	0	14,041,409	14,041,409
86,086,985	64,000,000	23,731,015	87,731,015
86,086,985	64,000,000	23,731,015	87,731,015
184,772	0	1,815,228	1,815,228
184,772	0	1,815,228	1,815,228
8,926,760	0	484,240	484,240
4,109,091	0	909	909
4,817,669	0	483,331	483,331
0	0	400,000	400,000
0	0	400,000	400,000
110,528,108	64,000,000	40,471,892	104,471,892

歳入歳出差引残額 27, 158, 623 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

平成23年度 相模原市

財 産 区

特別会計歳入歳出決算書

財産区特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 88,000,000 円

決 算 額 82,380,657 円

歳 出

予 算 現 額 88,000,000 円

決 算 額 76,288,724 円

歳入歳出差引残額 6,091,933 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 県支出金		1,436,000
	5 県補助金	1,436,000
12 市支出金		1,616,000
	5 市補助金	1,616,000
15 財産収入		62,054,000
	5 財産運用収入	62,054,000
20 繰入金		20,253,000
	5 基金繰入金	20,253,000
25 繰越金		2,627,000
	5 繰越金	2,627,000
30 諸収入		14,000
	5 預金利子	14,000
歳 入 合 計		88,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1,436,000	1,436,000	0	0	0
1,436,000	1,436,000	0	0	0
298,000	298,000	0	0	△1,318,000
298,000	298,000	0	0	△1,318,000
61,867,844	61,867,844	0	0	△186,156
61,867,844	61,867,844	0	0	△186,156
12,940,000	12,940,000	0	0	△7,313,000
12,940,000	12,940,000	0	0	△7,313,000
5,838,813	5,838,813	0	0	3,211,813
5,838,813	5,838,813	0	0	3,211,813
0	0	0	0	△14,000
0	0	0	0	△14,000
82,380,657	82,380,657	0	0	△5,619,343

歳 出

歳 出 款	項	予 算 現 額
5 総務費		48,656,000
	5 総務管理費	48,656,000
10 諸支出金		37,734,000
	5 繰出金	37,734,000
15 予備費		1,610,000
	5 予備費	1,610,000
歳 出 合 計		88,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
41,582,224	0	7,073,776	7,073,776
41,582,224	0	7,073,776	7,073,776
34,706,500	0	3,027,500	3,027,500
34,706,500	0	3,027,500	3,027,500
0	0	1,610,000	1,610,000
0	0	1,610,000	1,610,000
76,288,724	0	11,711,276	11,711,276

歳入歳出差引残額

6,091,933 円

うち基金繰入額

0 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

平成23年度 相模原市

農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算書

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 24,000,000 円

決 算 額 24,108,393 円

歳 出

予 算 現 額 24,000,000 円

決 算 額 20,654,976 円

歳入歳出差引残額 3,453,417 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 分担金及び負担金		151,000
	5 分担金	151,000
10 使用料及び手数料		3,346,000
	5 使用料	3,346,000
30 繰入金		18,000,000
	5 繰入金	18,000,000
35 繰越金		2,500,000
	5 繰越金	2,500,000
40 諸収入		3,000
	5 延滞金及び過料	2,000
	10 市預金利子	1,000
歳 入 合 計		24,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
20,530	8,030	12,500	0	△142,970
20,530	8,030	12,500	0	△142,970
3,345,496	3,312,502	4,500	28,494	△33,498
3,345,496	3,312,502	4,500	28,494	△33,498
16,000,000	16,000,000	0	0	△2,000,000
16,000,000	16,000,000	0	0	△2,000,000
4,787,861	4,787,861	0	0	2,287,861
4,787,861	4,787,861	0	0	2,287,861
0	0	0	0	△3,000
0	0	0	0	△2,000
0	0	0	0	△1,000
24,153,887	24,108,393	17,000	28,494	108,393

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		400,000
	5 総務管理費	400,000
10 農業集落排水事業費		13,004,000
	5 農業集落排水事業費	13,004,000
15 公債費		10,346,000
	5 公債費	10,346,000
20 予備費		250,000
	5 予備費	250,000
歳 出 合 計		24,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
261,457	0	138,543	138,543
261,457	0	138,543	138,543
10,049,971	0	2,954,029	2,954,029
10,049,971	0	2,954,029	2,954,029
10,343,548	0	2,452	2,452
10,343,548	0	2,452	2,452
0	0	250,000	250,000
0	0	250,000	250,000
20,654,976	0	3,345,024	3,345,024

歳入歳出差引残額

3,453,417 円

うち基金繰入額

0 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

平成23年度 相模原市

後期高齢者医療事業

特別会計歳入歳出決算書

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 5,083,000,000 円

決 算 額 5,069,986,036 円

歳 出

予 算 現 額 5,083,000,000 円

決 算 額 4,964,068,289 円

歳入歳出差引残額 105,917,747 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 後期高齢者医療保険料		4,248,798,000
	5 後期高齢者医療保険料	4,248,798,000
10 使用料及び手数料		10,000
	10 手数料	10,000
25 繰入金		608,000,000
	5 一般会計繰入金	608,000,000
30 繰越金		175,352,000
	5 繰越金	175,352,000
35 諸収入		50,840,000
	5 延滞金及び過料	500,000
	10 償還金及び還付加算金	15,500,000
	15 市預金利子	20,000
	20 雑入	34,820,000
歳 入 合 計		5,083,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
4,363,039,510	4,233,815,060	34,238,820	94,985,630	△14,982,940
4,363,039,510	4,233,815,060	34,238,820	94,985,630	△14,982,940
0	0	0	0	△10,000
0	0	0	0	△10,000
608,000,000	608,000,000	0	0	0
608,000,000	608,000,000	0	0	0
175,352,769	175,352,769	0	0	769
175,352,769	175,352,769	0	0	769
52,818,207	52,818,207	0	0	1,978,207
348,211	348,211	0	0	△151,789
7,669,550	7,669,550	0	0	△7,830,450
0	0	0	0	△20,000
44,800,446	44,800,446	0	0	9,980,446
5,199,210,486	5,069,986,036	34,238,820	94,985,630	△13,013,964

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		138,710,000
	5 総務管理費	138,710,000
10 分担金及び負担金		4,918,690,000
	5 広域連合負担金	4,918,690,000
12 公債費		100,000
	5 公債費	100,000
15 諸支出金		15,500,000
	5 償還金及び還付加算金	15,500,000
20 予備費		10,000,000
	5 予備費	10,000,000
歳 出 合 計		5,083,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
112,780,307	0	25,929,693	25,929,693
112,780,307	0	25,929,693	25,929,693
4,843,157,468	0	75,532,532	75,532,532
4,843,157,468	0	75,532,532	75,532,532
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
8,130,514	0	7,369,486	7,369,486
8,130,514	0	7,369,486	7,369,486
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
4,964,068,289	0	118,931,711	118,931,711

歳入歳出差引残額 105,917,747 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

平成23年度 相模原市

公 債 管 理

特別会計歳入歳出決算書

公債管理特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 33,055,000,000 円

決 算 額 32,733,531,723 円

歳 出

予 算 現 額 33,055,000,000 円

決 算 額 32,733,531,723 円

歳入歳出差引残額 0 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 財産収入		23,819,000
	5 財産運用収入	23,819,000
10 繰入金		32,396,693,000
	5 他会計繰入金	31,896,693,000
	10 基金繰入金	500,000,000
15 市債		634,488,000
	5 市債	634,488,000
歳 入 合 計		33,055,000,000

(単位：円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
10,487,841	10,487,841	0	0	△13,331,159
10,487,841	10,487,841	0	0	△13,331,159
32,088,643,882	32,088,643,882	0	0	△308,049,118
31,588,643,882	31,588,643,882	0	0	△308,049,118
500,000,000	500,000,000	0	0	0
634,400,000	634,400,000	0	0	△88,000
634,400,000	634,400,000	0	0	△88,000
32,733,531,723	32,733,531,723	0	0	△321,468,277

歲 出

款	項	予 算 現 額
5 公債費		33,055,000,000
	5 公債費	33,055,000,000
歲 出 合 計		33,055,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
32,733,531,723	0	321,468,277	321,468,277
32,733,531,723	0	321,468,277	321,468,277
32,733,531,723	0	321,468,277	321,468,277

歳入歳出差引残額 0 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市防災会議条例の一部を改正する条例について
相模原市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市防災会議条例の一部を改正する条例
相模原市防災会議条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および」を「及び」に、「関し、」を「ついて」に改める。

第 2 条中「の各号」を削り、同条第 1 号中「および」を「及び」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 3 号中「前各号」を「前 3 号」に、「または」を「又は」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項について、市長に意見を述べること。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「もつて」を「もって」に改め、同条第 5 項中「もつて」を「もって」に改め、同項第 8 号を同項第 9 号とし、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

第 4 条第 2 項中「および」を「自主防災組織を構成する者及び」に、「委嘱または」を「委嘱し、又は」に改める。

第 5 条中「前各条」を「この条例」に、「関し、」を「ついて」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の改正に伴い、相模原市防災会議の所掌事務の変更並びに委員及び専門委員となる者の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 8 1 号関係資料

相模原市防災会議条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務の変更(第2条関係)

ア 防災会議の所掌事務の追加

次に掲げる事務を防災会議の所掌事務に追加するもの

(ア) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(イ) (ア)の重要事項について、市長に意見を述べること。

イ 防災会議の所掌事務の削除

市町村の地域に係る災害に関する情報の収集が市町村災害対策本部の所掌事務とされたことに伴い、当該事務を防災会議の所掌事務から削除するもの

(2) 防災会議の委員及び専門委員となる者の追加(第3条及び第4条関係)

ア 防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者を追加するもの

イ 防災会議の専門委員となる者として、自主防災組織を構成する者のうちから市長が委嘱する者を追加するもの

2 施行期日

公布の日

相模原市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
相模原市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市区の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市区の設置等に関する条例(平成 2 1 年相模原市条例第 3 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表緑区役所の項中「相模原市緑区橋本 6 丁目 2 番 1 号」を「相模原市緑区西橋本 5 丁目 3 番 2 1 号」に改める。

(相模原市立療育センター条例の一部改正)

第 2 条 相模原市立療育センター条例(昭和 5 0 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中

「

城 山 療 育 相 談 室	相模原市緑区久保沢 2 丁目 2 6 番 1 号
---------------	--------------------------

」

を

「

緑 療 育 相 談 室	相模原市緑区西橋本 5 丁目 3 番 2 1 号
-------------	--------------------------

」

に改める。

第 4 条第 1 号中「城山療育相談室」を「緑療育相談室」に改める。

(相模原市福祉事務所設置条例の一部改正)

第 3 条 相模原市福祉事務所設置条例(昭和 5 2 年相模原市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表相模原市緑福祉事務所の項中「相模原市緑区橋本6丁目2番1号」を「相模原市緑区西橋本5丁目3番21号」に改める。

(相模原市保健所及び保健センター条例の一部改正)

第4条 相模原市保健所及び保健センター条例(平成11年相模原市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表相模原市緑保健センターの項中「相模原市緑区橋本6丁目2番1号」を「相模原市緑区西橋本5丁目3番21号」に改める。

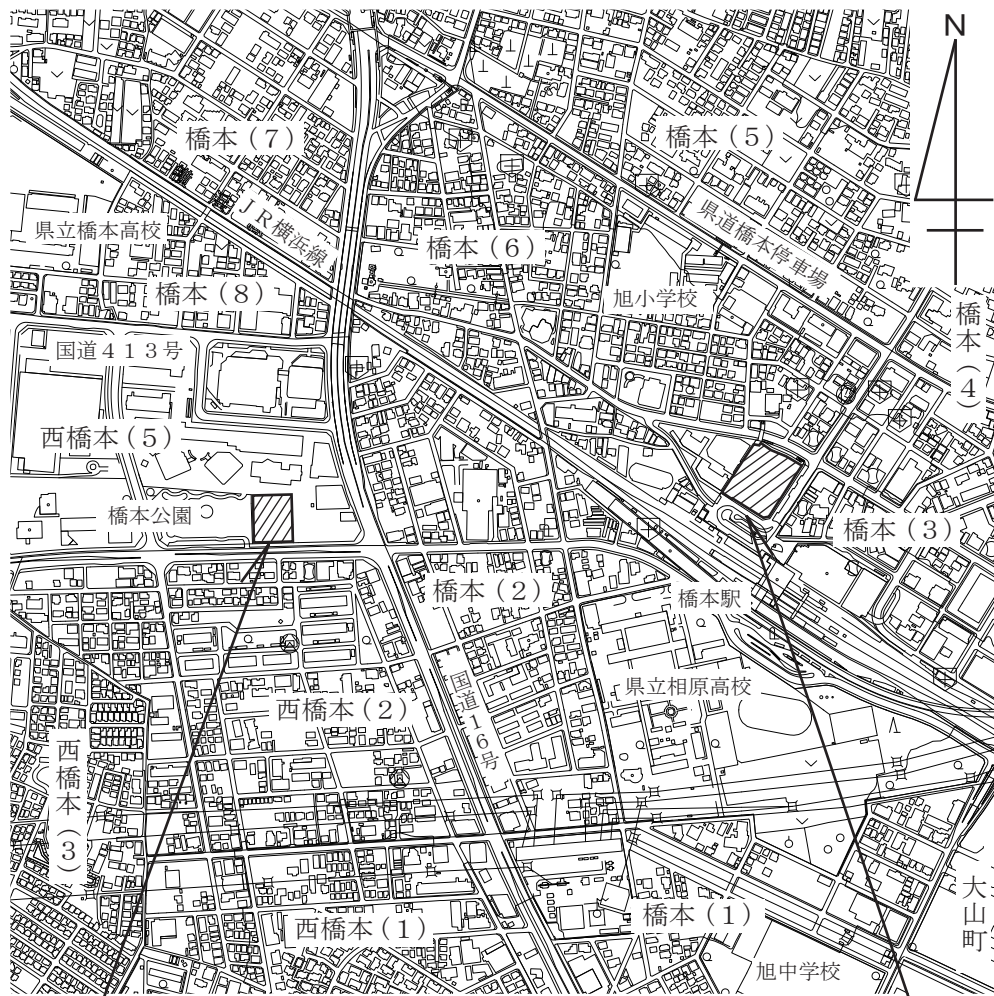
附 則

この条例は、平成25年3月18日から施行する。

提案の理由

(仮称)緑区合同庁舎の供用開始に伴い、緑区役所、緑福祉事務所及び緑保健センターの移転による位置の変更並びに城山療育相談室の改称及び移転による位置の変更をいたしたく提案するものである。

案内図



(仮称) 緑区合同庁舎
緑区役所(移転後)
緑療育相談室(移転後)
緑福祉事務所(移転後)
緑保健センター(移転後)

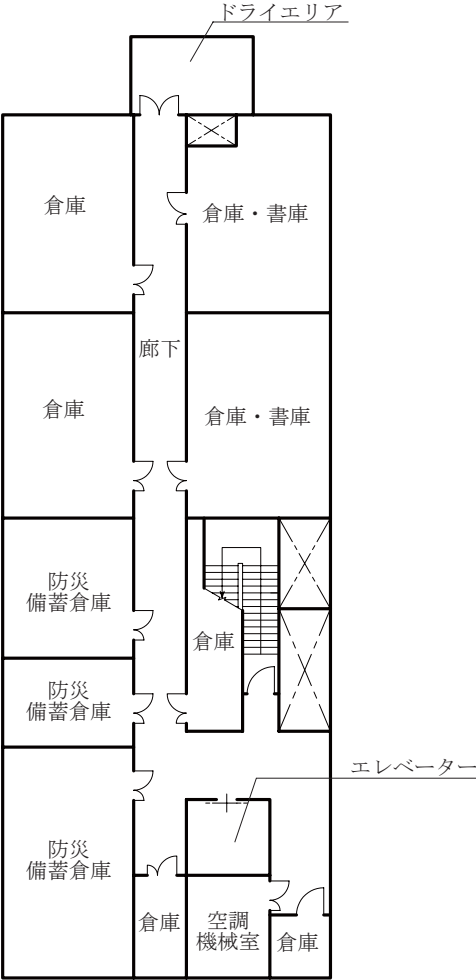
シティ・プラザはしもと
緑区役所(移転前)
緑福祉事務所(移転前)
緑保健センター(移転前)

案内図



城山保健福祉センター
城山療育相談室(移転前)

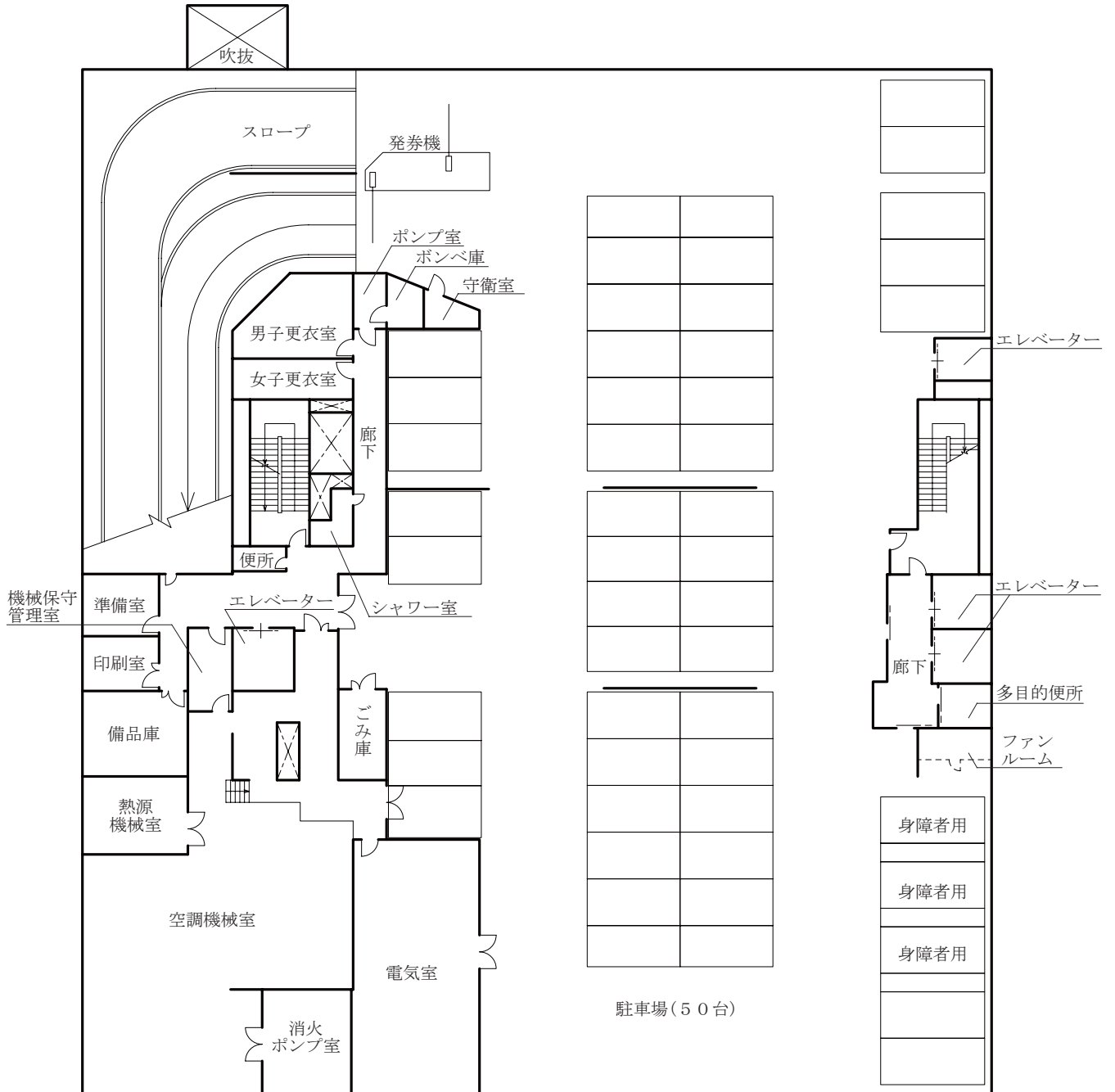
地下 2 階平面図



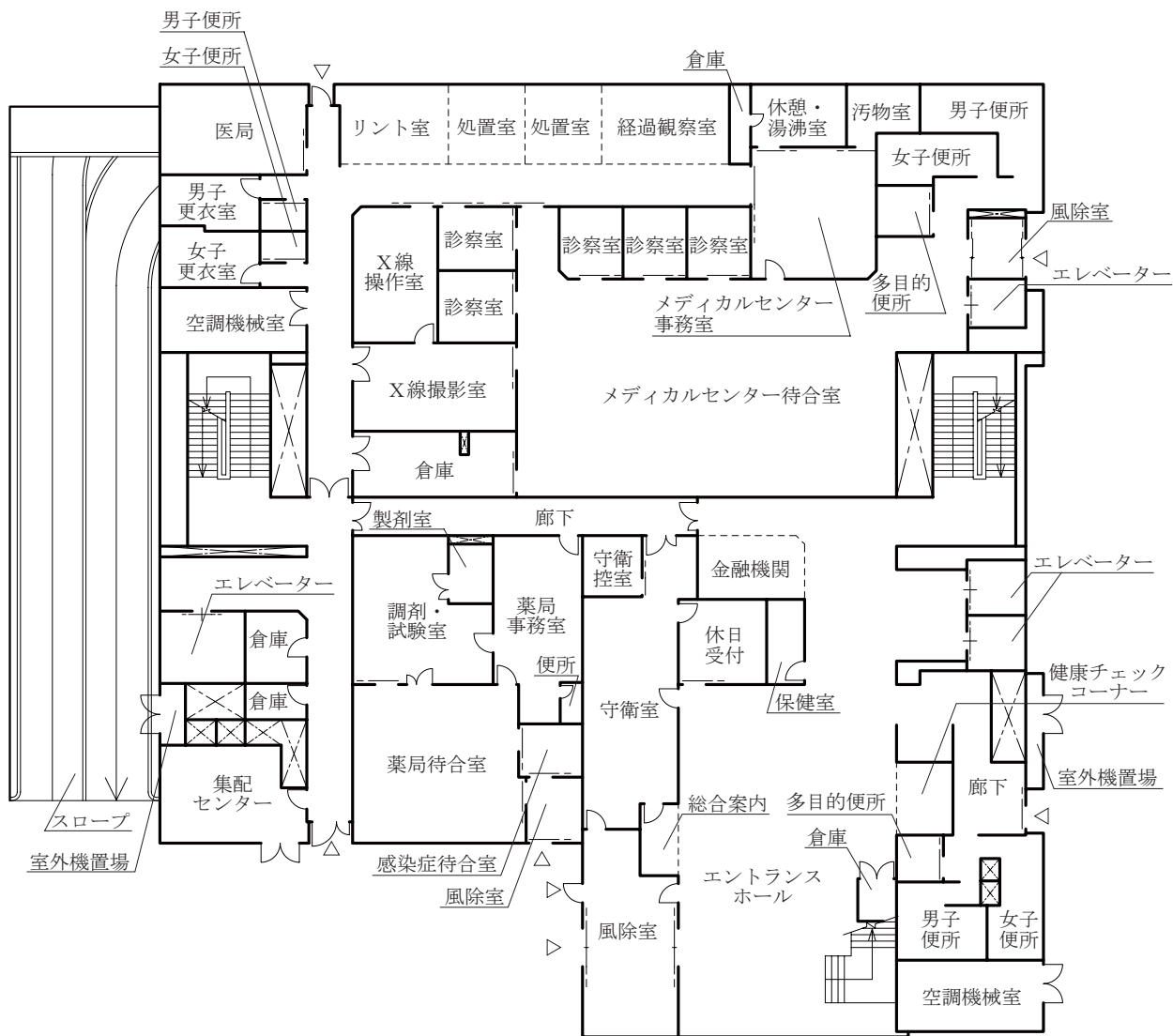
施設の概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下2階地上5階建
建築面積	1,865.63 m ²
延べ床面積	11,554.51 m ²

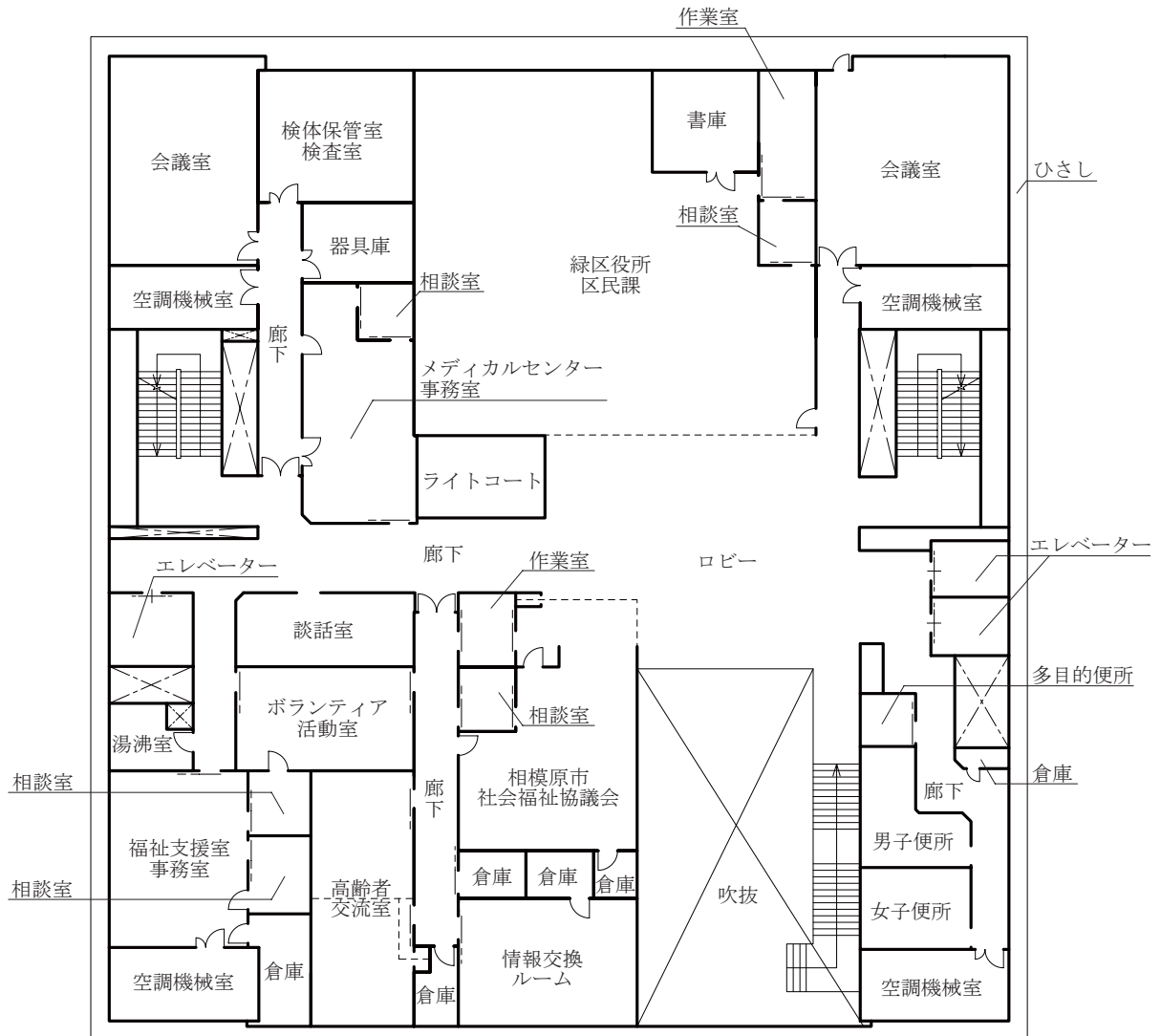
地下 1 階平面図



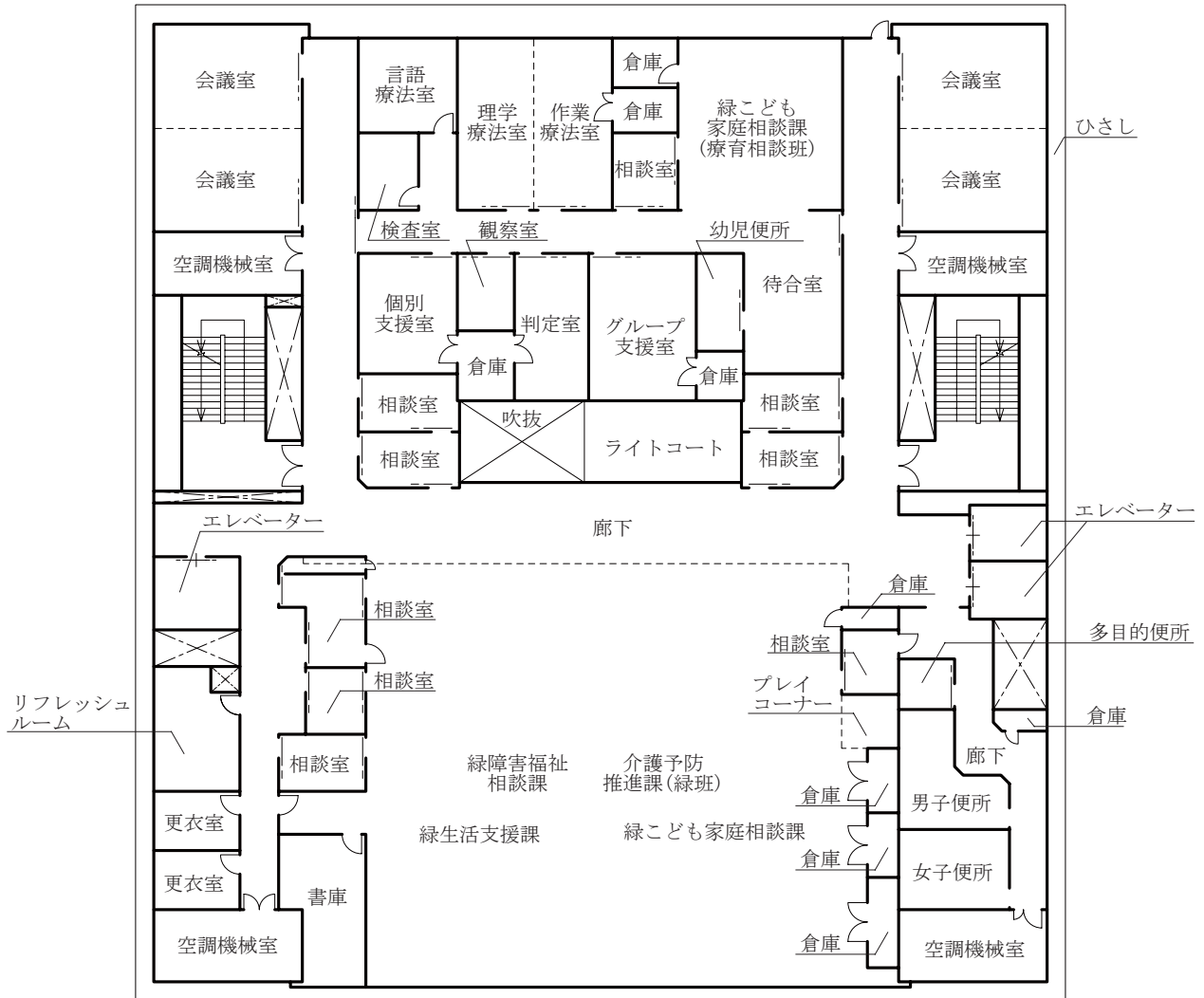
1階平面図



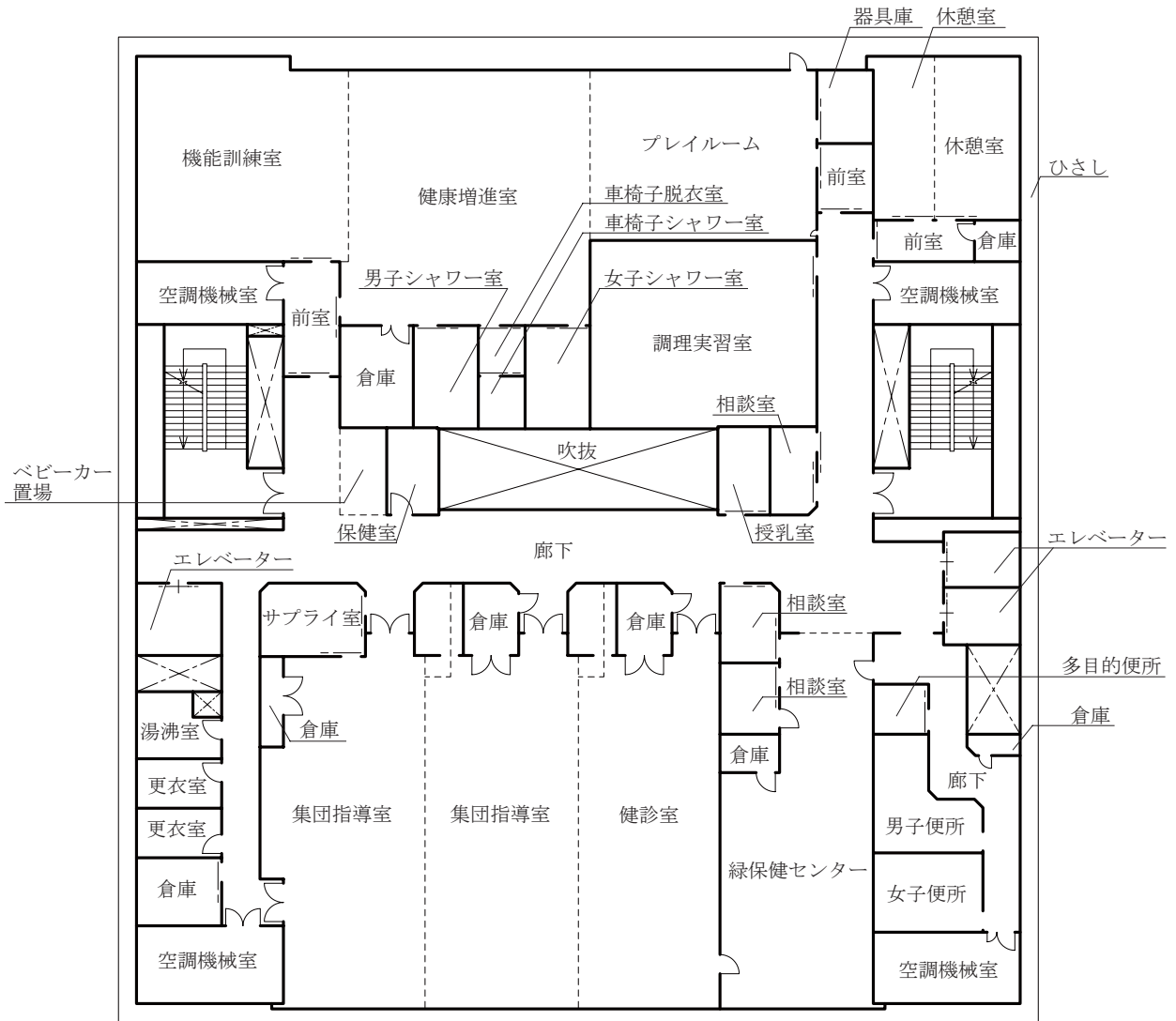
2階平面図



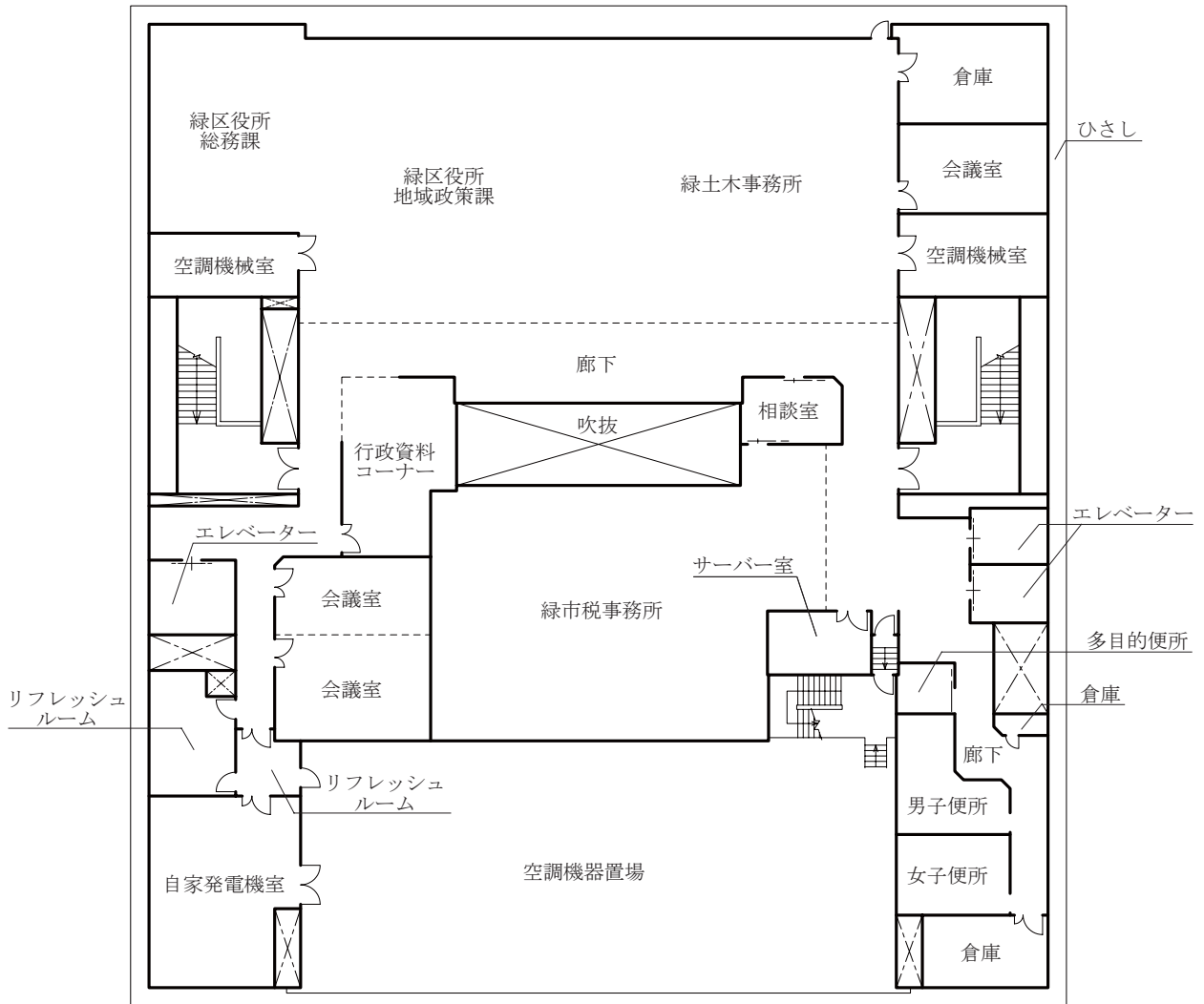
3階平面図



4階平面図



5階平面図



相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例について
相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 8 月 27 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例
相模原市立市民福祉会館条例(昭和 55 年相模原市条例第 28 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

相模原市立あじさい会館緑分室	相模原市緑区西橋本 5 丁目 3 番 21 号
----------------	-------------------------

第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 3 号中「ボランティアセンター」を「ボランテ
ィア活動室」に改め、同条第 4 項中「並びに」を「、」に改め、「同項第 2 号」の次
に「並びに前項第 1 号ア及び同項第 2 号」を加え、「午後 5 時」を「午後 6 時」に
改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 相模原市立あじさい会館緑分室(以下「緑分室」という。)に、次の施設を置く。

(1) おおむね 60 歳以上の者の利用に供する施設

ア 高齢者交流室

イ 談話室

(2) 障害者及び母子家庭等の利用に供する施設 情報交換ルーム

(3) 社会福祉関係の団体及び奉仕者の利用に供する施設 ボランティア活動室

第 3 条に次の 1 項を加える。

6 第 1 項第 1 号から第 3 号まで(第 1 号ウを除く。)、第 2 項第 1 号ア及び同項第
2 号並びに第 4 項第 1 号ア及び同項第 2 号の施設は、市長が定める期日までに第
7 条第 1 項の承認がない場合に限り、第 1 項第 1 号ア及びイ、第 2 項第 1 号ア並
びに第 4 項第 1 号アの施設については障害者及び母子家庭等の利用に、第 1 項第
2 号の施設についてはおおむね 60 歳以上の者及び母子家庭等の利用に、同項第
3 号の施設についてはおおむね 60 歳以上の者及び障害者の利用に、第 2 項第 2

号及び第4項第2号の施設についてはおおむね60歳以上の者の利用に供することができる。

第6条及び第7条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。

第8条中「並びに同条第2項第1号ア」を「、同条第2項第1号ア」に、「(午後5時)」を「並びに同条第4項第1号ア及び同項第2号(午後6時)」に改める。

第9条第1項、第19条、第21条、第22条第1項、第24条及び第25条中「及び南分室」を「、南分室及び緑分室」に改める。

附則に次の2項を加える。

(経過措置)

5 平成25年3月18日から平成26年3月31日までの間の緑分室の指定管理者の指定については、第20条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、あじさい会館及び南分室の指定管理者として指定された者(以下「あじさい会館指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができる。

6 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、あじさい会館指定管理者に対し、第21条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認してあじさい会館指定管理者を指定管理者として指定するものとする。

別表第1中「午後4時」を「午後5時」に、「午後5時」を「午後6時」に、「ボランティアセンター」を「ボランティア活動室」に改め、同表に次のように加える。

緑分室	高齢者交流室、談話室及び情報交換ルーム	午前9時から午後5時まで。ただし、一般の利用に供する場合にあつては、午後6時から午後10時まで
	ボランティア活動室	午前9時から午後10時まで

別表第2第1項中「相模原市立」を削り、「午後5時」を「午後6時」に、「5,000円」を「4,000円」に、「1,850円」を「1,500円」に、「1,100円」を「900円」に改め、同表第2項中「相模原市立あじさい会館」を削り、「午後5時」を「午後6時」に、「2,250円」を「1,800円」に、「1,250円」を「1,000円」に改め、同表中第6項を第7項とし、第

5項を第6項とし、同表第4項中「相模原市立あじさい会館及びあじさい会館南分室」を「あじさい会館、南分室及び緑分室」に改め、同項を同表第5項とし、同表第3項中「相模原市立」を削り、同項を同表第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 緑分室基本利用料金

区 分	1日(午後6時～午後10時)
高齢者交流室	1,400円
情報交換ルーム	1,200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月18日から施行する。ただし、第3条第1項第4号の改正規定、同条第2項第3号の改正規定及び別表第1の改正規定(「ボランティアセンター」を「ボランティア活動室」に改める部分に限る。)は同年4月1日から、別表第1の改正規定(「午後4時」を「午後5時」に改める部分及び「午後5時」を「午後6時」に改める部分に限る。)、別表第2第1項の改正規定(「相模原市立」を削る部分を除く。)及び同表第2項の改正規定(「相模原市立あじさい会館」を削る部分を除く。)は同年5月1日から、附則に2項を加える改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年4月30日までの間においては、この条例による改正後の第3条第5項中「午後6時」とあるのは「午後5時(同項第1号ア及び同項第2号の施設においては、午後6時)」とし、同条第6項中「第1項第1号から第3号まで(第1号ウを除く。)、第2項第1号ア及び同項第2号並びに第4項第1号ア」とあるのは「第4項第1号ア」と、「第1項第1号ア及びイ、第2項第1号ア並びに第4項第1号ア」とあるのは「第4項第1号ア」と、「第1項第2号の施設についてはおおむね60歳以上の者及び母子家庭等の利用に、同項第3号の施設についてはおおむね60歳以上の者及び障害者の利用に、第2項第2号及び第4項第2号」とあるのは「第4項第2号」とし、第8条中「午後6時」とあるのは「午後5時(同条第4項第1号ア及び同項第2号の施設においては、午後6時)」とする。

(準備行為)

- 3 相模原市立あじさい会館緑分室の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

相模原市立あじさい会館緑分室の新設に伴う規定の追加、相模原市立あじさい会館及び相模原市立あじさい会館南分室の利用時間及び利用料金並びに施設名称の変更並びに利用者間の相互利用の開始に伴う規定の改正、相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者の指定の特例に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 8 3 号関係資料(その 1)

相模原市立市民福祉会館条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市立あじさい会館緑分室の新設に伴う規定の追加

ア 施設の概要(第 3 条関係)

(ア) おおむね 60 歳以上の者の利用に供する施設

高齢者交流室及び談話室

(イ) 障害者及び母子家庭等の利用に供する施設

情報交換ルーム

(ウ) 社会福祉関係の団体及び奉仕者の利用に供する施設

ボランティア活動室

イ 利用時間及び利用料金(別表第 1 及び別表第 2 関係)

(ア) 福祉利用(利用料金は徴収しない。)

	高齢者交流室、談話室 及び情報交換ルーム	ボランティア活動室
利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで

(イ) 一般利用

	高齢者交流室	情報交換ルーム
利用時間	午後 6 時から午後 10 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
利用料金	1, 400 円	1, 200 円

ウ 休館日(第 4 条関係)

1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 3 日までの日その他市長が定める日

エ 利用者間の相互利用(第 3 条関係)

高齢者交流室及び情報交換ルームについて、市長が定める期日に空きがある場合には、福祉利用の枠内で相互に利用できるようにするもの

(2) 相模原市立あじさい会館及び相模原市立あじさい会館南分室の利用時間及び利用料金の変更等

ア 利用時間及び利用料金の変更(別表第 1 及び別表第 2 関係)

福祉利用の利用終了時間を午後 4 時から午後 5 時とするもの。これに伴

い、一般利用の利用時間及び利用料金を次のとおり変更するもの

施設名		変更前 (午後 5 時から午後 10 時まで)	変更後 (午後 6 時から午後 10 時まで)
相模原市立あじさい会館	大和室	5,000円	4,000円
	第1和室	1,850円	1,500円
	第2和室	1,100円	900円
	第3和室	1,100円	900円
相模原市立あじさい会館南分室	高齢者交流室	2,250円	1,800円
	情報交換ルーム	1,250円	1,000円

イ 利用者間の相互利用(第3条関係)

次の施設について、市長が定める期日に空きがある場合には、福祉利用の枠内で相互に利用できるようにするもの

(ア) 相模原市立あじさい会館

- a おおむね60歳以上の者の利用に供する施設 大和室及び第1和室
- b 障害者の利用に供する施設 第2和室
- c 母子家庭等の利用に供する施設 第3和室

(イ) 相模原市立あじさい会館南分室

- a おおむね60歳以上の者の利用に供する施設 高齢者交流室
- b 障害者及び母子家庭等の利用に供する施設 情報交換ルーム

ウ 施設名称の変更(第3条関係)

社会福祉関係の団体及び奉仕者の利用に供する施設の名称を「ボランティアセンター」から「ボランティア活動室」に変更するもの

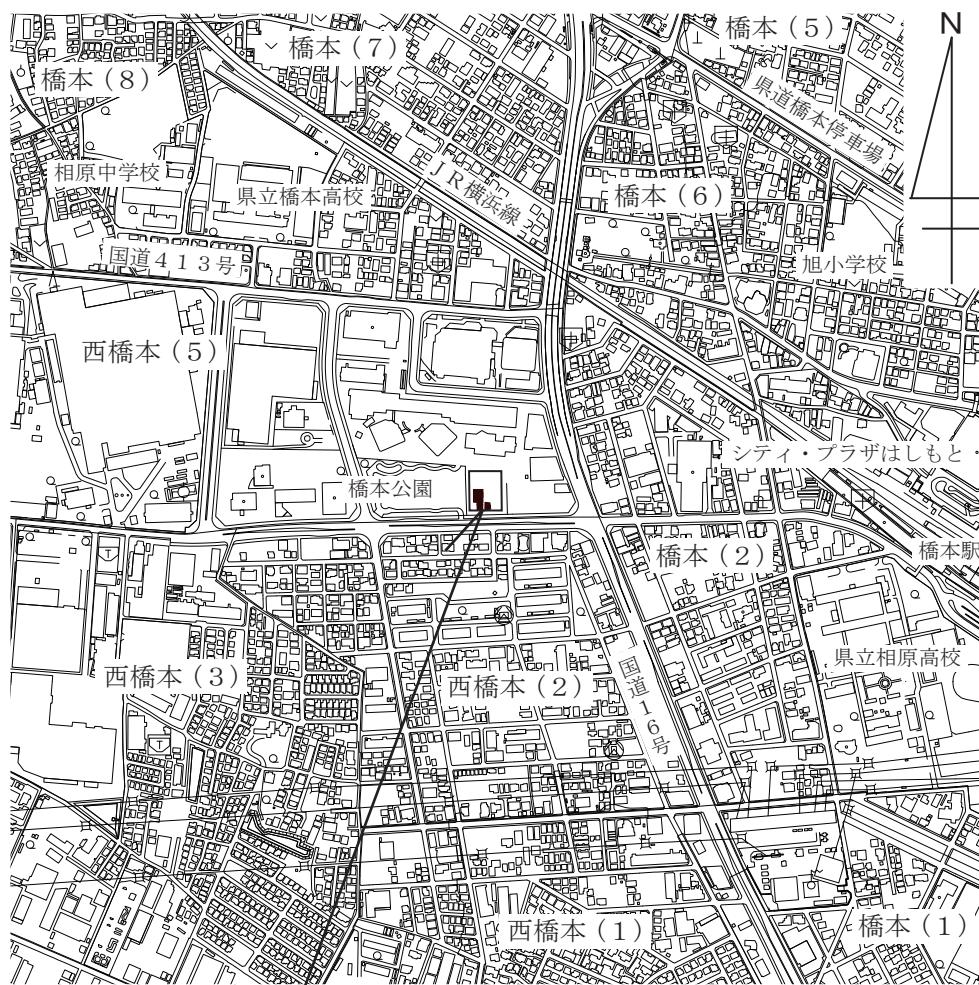
(3) 相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者の指定の特例(附則第5項及び附則第6項関係)

平成25年3月18日から平成26年3月31日までの間の相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者の指定については、指定管理者の公募の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、相模原市立あじさい会館及び相模原市立あじさい会館南分室の指定管理者として指定された者を指定管理者として指定することができることとするもの

2 施行期日

- (1) 1(1)に係る規定 平成25年3月18日。ただし、施行日前においても利用の承認申請の受付その他必要な準備行為を行うことができる規定は、公布の日
- (2) 1(2)ア及びイに係る規定 平成25年5月1日
- (3) 1(2)ウに係る規定 平成25年4月1日
- (4) 1(3)に係る規定 公布の日

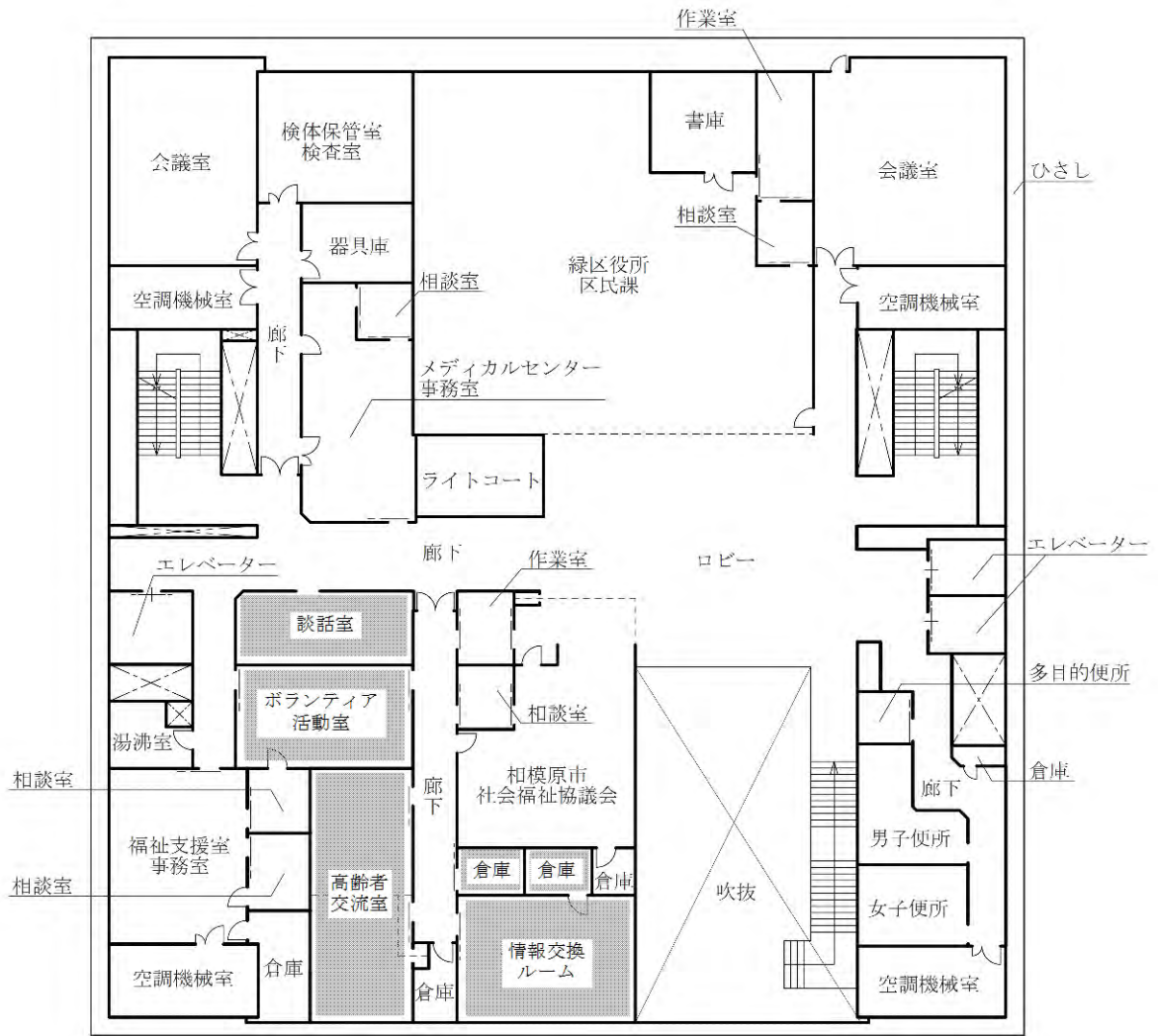
案内図



相模原市立あじさい会館緑分室

平面図

(仮称) 緑区合同庁舎 2階網掛部分



相模原市医療法施行条例について
相模原市医療法施行条例を次のように制定する。

平成 24 年 8 月 27 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市医療法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。)の
施行について、必要な事項を定めるものとする。

(専属の薬剤師を置かなければならない診療所)

第 2 条 法第 18 条本文の規定により専属の薬剤師を置かなければならない診療所
は、医師が常時 3 人以上勤務する診療所とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)による医療法(昭和 23 年法律第 205 号)の改正に伴い、診療所における専属薬剤師の配置に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市理容師法施行条例について
相模原市理容師法施行条例を次のように制定する。

平成 24 年 8 月 27 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市理容師法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、理容師法(昭和 22 年法律第 234 号。以下「法」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(理容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

第 2 条 法第 9 条第 3 号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、必要に応じてマスクを使用すること。
- (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客 1 人ごとに取り替えること。
- (4) 客用の被布、洗髪器及び毛をそるために使用するカップその他客の皮膚に接しない器具で客 1 人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適宜交換すること。
- (6) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、安全衛生に留意し、適正に使用すること。
- (7) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客 1 人ごとに廃棄すること。
- (9) 毛髪等の廃棄物は、適正に処理すること。

(理容所における衛生上必要な措置)

第 3 条 法第 12 条第 4 号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

ただし、土地の状況等の理由により、これにより難しい場合であって市長が衛生上

支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 理容所は、住居、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- (2) 理容所は、待合設備を有すること。
- (3) 理容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう11.55平方メートル以上の面積を確保すること。
- (4) 洗場は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。
- (5) 排水は、適正に処理すること。
- (6) 消毒済みの器具は未消毒の器具と区別して戸棚等に衛生的に保管し、未消毒の器具は容器に収納すること。
- (7) 消毒作業に必要な器具を備え付けること。
- (8) 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- (9) 理容所で使用する水は、水道水その他清浄なものであること。
- (10) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- (11) 理容所には、犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。
- (12) 理容所は、ねずみ、昆虫等により汚染されないよう、防除のための措置を講じておくこと。

(理容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第4条 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特別養護老人ホーム、児童養護施設等の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を行う施設をいう。)において、当該施設を利用する者のうち、理容所に来ることができないものに対して理容を行う場合
- (2) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に理容を行う場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による理容師法(昭和22年法律第234号)の改正等に伴い、理容の業を行う場合の衛生上必要な措置、理容所における衛生上必要な措置及び理容所以外の場所で業を行うことができる場合について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市美容師法施行条例について
相模原市美容師法施行条例を次のように制定する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市美容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(美容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

第2条 法第8条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、必要に応じてマスクを使用すること。
- (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (4) 客用の被布、洗髪器及び毛をそるために使用するカップその他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適宜交換すること。
- (6) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、安全衛生に留意し、適正に使用すること。
- (7) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとに廃棄すること。
- (9) 毛髪等の廃棄物は、適正に処理すること。

(美容所における衛生上必要な措置)

第3条 法第13条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

ただし、土地の状況等の理由により、これにより難しい場合であって市長が衛生上

支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 美容所は、住居、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- (2) 美容所は、待合設備を有すること。
- (3) 美容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう13.2平方メートル以上の面積を確保すること。
- (4) 洗場は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。
- (5) 排水は、適正に処理すること。
- (6) 消毒済みの器具は未消毒の器具と区別して戸棚等に衛生的に保管し、未消毒の器具は容器に収納すること。
- (7) 消毒作業に必要な器具を備え付けること。
- (8) 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- (9) 美容所で使用する水は、水道水その他清浄なものであること。
- (10) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- (11) 美容所には、犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。
- (12) 美容所は、ねずみ、昆虫等により汚染されないよう、防除のための措置を講じておくこと。

(美容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第4条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特別養護老人ホーム、児童養護施設等の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を行う施設をいう。)において、当該施設を利用する者のうち、美容所に来ることができないものに対して美容を行う場合
- (2) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に美容を行う場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による美容師法(昭和32年法律第163号)の改正等に伴い、美容の業を行う場合の衛生上必要な措置、美容所における衛生上必要な措置及び美容所以外の場所で業を行うことができる場合について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市興行場法施行条例について
相模原市興行場法施行条例を次のように制定する。

平成 24 年 8 月 27 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市興行場法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、興行場法(昭和 23 年法律第 137 号。以下「法」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所の基準)

第 2 条 法第 2 条第 2 項の規定による興行場の設置の場所の基準は、興行場を設置しようとする場所の周囲に不浸透性材料による排水溝が設けられていることその他の公衆衛生上必要な措置が講じられていることとする。

(構造設備の基準)

第 3 条 法第 2 条第 2 項の規定による興行場全般の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 窓、給気口、排気口その他外壁の開口部には、金網その他のねずみ、昆虫等の侵入を防止するための設備を有すること。
- (2) 床が地盤面から 45 センチメートル未満の場合は、床面がコンクリートその他の不浸透性材料で覆われていること。
- (3) 客席は、食堂、便所及び売店と隔壁等により区画されていること。
- (4) 便所は、興行場内に有すること。ただし、興行場が当該興行場以外の用途に主として供する建築物の中に設置された小規模なものである場合において、当該興行場に近接した場所に適当な規模の便所が設置されているときは、この限りでない。
- (5) 各階に便所を有すること。ただし、階段の踊り場に近接した場所等に設置する場合は、この限りでない。

(6) 喫煙所(専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。以下同じ。)を設ける場合は、当該喫煙所は、喫煙所以外の区域へのたばこの煙の流出を防止できるものとして規則で定める構造設備の基準に適合するものであること。

2 法第2条第2項の規定による空気環境に係る興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 興行場には、機械換気設備(送風機の機械力を利用して室内の空気を入れ換える設備をいう。以下同じ。)又は空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。)できる設備をいう。以下同じ。)を有すること。

(2) 次の区分により、客席に機械換気設備又は空気調和設備を有すること。

ア 客席の床面積が400平方メートルを超える興行場又は地下に客席がある興行場にあつては、空気調和設備又は給気用送風機と排気用送風機との併用による機械換気設備を有すること。

イ 客席の床面積が150平方メートルを超え400平方メートル以下の興行場にあつては、空気調和設備、給気用送風機と排気用送風機との併用による機械換気設備又は給気用送風機と容易に排気を屋外に排出できる自然排気口との併用による機械換気設備を有すること。ただし、自然給気口からの外気の供給が不足するおそれがない興行場にあつては、排気用送風機と自然給気口との併用による機械換気設備をもってこれに代えることができる。

(3) 前号に規定する機械換気設備又は空気調和設備の能力は、規則で定める構造設備の基準に適合するものであること。

3 法第2条第2項の規定による照明設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客席、ロビー、休憩室、廊下、階段及び便所にあつては床面において150ルクス以上、出入口、売店及び入場券売場にあつては床面から85センチメートルの高さにおいて300ルクス以上の照度を満たす機能を有すること。

(2) 上演等中客席の床面において0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有すること。

4 法第2条第2項の規定による便所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 男性用及び女性用に区分すること。

(2) 便所の出入口は、直接客席に開口しない構造であること。ただし、水洗便所であつて、当該便所と客席との間に部屋を設けるなど、衛生上支障がない構造

を有する場合は、この限りでない。

- (3) 床面及び床面から少なくとも1メートルまでの内壁は、不浸透性材料を用いて造られ、清掃が容易に行える構造であること。
- (4) 水道水その他清浄な水を供給できる適当な数の流水式給水栓を有する手洗い設備を有すること。
- (5) 便器の数は、次表左欄の客席の床面積(第1項第5号ただし書に該当する場合には、興行場の入場者の便所ごとの利用状況に応じて、各階の客席の床面積を便所ごとに配分した場合の便所ごとの床面積)に応じ、同表右欄によって得られた数とし、かつ、男性用の便器の数は、小便器5個以内ごとに大便器1個とする。

客席の床面積	客席の床面積に対する便器数の割合
300平方メートル以下	15平方メートルごとに1個
300平方メートルを超え600平方メートル以下	20個+(床面積-300平方メートル)につき20平方メートルごとに1個
600平方メートルを超え900平方メートル以下	35個+(床面積-600平方メートル)につき30平方メートルごとに1個
900平方メートルを超える場合	45個+(床面積-900平方メートル)につき60平方メートルごとに1個

(衛生上必要な措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による興行場全般の衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客席、ロビー、便所その他入場者が利用する場所は、毎日清掃するなど常に清潔に保ち、必要に応じて消毒を行うこと。
- (2) ねずみ、昆虫等の生息状況について、6月以内ごとに1回、統一的な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の駆除を実施するとともに、当該調査及び駆除の実施記録を2年間保管すること。
- (3) 客席内の温度及び湿度を把握できるように温度計及び湿度計を設け、営業時間中常に快適な温度及び湿度を保つようにすること。
- (4) 入場者に貸し出す用具類は、常に清潔に保ち衛生的に保管すること。

2 法第3条第2項の規定による空気環境に係る衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障又は破損している場合は、速やかに補修し、常に適正な機能が保持されるよう整備すること。
 - (2) 機械換気設備を使用する場合は、次の基準を満たす空気環境を維持すること。
 - ア 客席の炭酸ガス含有率は、100万分の1，500以下であること。
 - イ 客席の浮遊粉じん量は、空気1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下であること。
 - (3) 空気調和設備を使用する場合は、前号に掲げる基準のほか、次の基準を満たす空気環境を維持すること。
 - ア 客席の温度は、17度から28度までの範囲に保つこと。
 - イ 客席の相対湿度は、30パーセントから80パーセントまでに保つこと。
 - ウ 客席の気流は、毎秒0.5メートル以下であること。
- 3 法第3条第2項の規定による照明に係る衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。
- (1) 照明設備は、定期的に保守点検し、照度は当該設備の機能どおりに適正に保持すること。
 - (2) 照度は、定期的に測定すること。
- 4 法第3条第2項の規定による清潔その他衛生上必要な措置の基準は、次のとおりとする。
- (1) 入場者の事故の発生に備え、救急医薬品等を適切に配備するとともに、医療機関と迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくこと。
 - (2) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事させないこと。
 - (3) 従業員の衣服は、常に清潔に保つこと。
 - (4) 興行場内において喫煙が禁止されている区域を入場者及び従業員に周知すること。

(仮設興行場の構造設備基準の特例)

第5条 一時的に興行場として使用する施設(以下「仮設興行場」という。)に係る法第2条第2項の規定による構造設備の基準は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 仮設興行場は、板、布その他これらに類するもので囲まれていること。
- (2) 用材は、堅固な物を用い、客席の床は板張りその他これに類する構造である

こと。

- (3) 客席に栈敷を設ける場合には、その高さは1.5メートル以下とし、栈敷の下に客席を有しないこと。
- (4) 客席内の通路、男性用及び女性用に区分した便所並びに照明設備を有すること。
- (5) 喫煙所を設ける場合は、当該喫煙所は、第3条第1項第6号の規則で定める構造設備の基準に適合するものであること。

(適用除外)

第6条 市長は、仮設興行場、客席が屋外に設けられる興行場等であることにより、第2条から前条までに規定する基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の一部を適用しないことができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による興行場法(昭和23年法律第137号)の改正に伴い、興行場の設置場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準並びに興行場について営業者が講ずべき衛生上必要な措置の基準について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市公衆浴場法施行条例について
相模原市公衆浴場法施行条例を次のように制定する。

平成 24 年 8 月 27 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公衆浴場 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。
- (2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
- (3) 水道水 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に規定する給水装置により供給される水をいう。
- (4) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (5) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (6) 上り用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (7) 上り用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (8) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。

(設置の場所の配置の基準)

第3条 法第2条第3項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場と既設の一般公衆浴場との距離が、300メートル以上に保たれていることとする。

2 前項に規定する距離は、新たに設置しようとする一般公衆浴場の本屋の壁面と既設の一般公衆浴場の本屋の壁面との水平投影面における最短の距離により算定したものによるものとする。

3 第1項の規定は、新たに設置しようとする一般公衆浴場が次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

(1) 市長が指定する地域において、温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を使用する入浴設備を有する場合

(2) 土地の状況、人口の密度その他特別の事情により、市長が公衆衛生上必要であると認める場合

(衛生措置等の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による一般公衆浴場に係る換気、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置(以下「衛生措置等」という。)の基準は、別表第1のとおりとする。

2 その他の公衆浴場のうち、蒸気、熱気等を使用するものに係る衛生措置等の基準は、別表第2のとおりとする。

3 前項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1に掲げるものとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であって、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表の1の項(2)(浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで及び(11)から(14)まで並びに同表の2の項(10)から(14)まで及び(16)に掲げる基準は、適用しない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際法第2条第1項の規定により許可を受けて浴場業を営んで

いる者が現にその営業の用に供している公衆浴場のうち、別表第1の2の項(9)から(16)まで及び別表第2の2の項(1)(別表第1の2の項(9)から(16)までに係る部分に限る。)に掲げる基準に適合しないものについては、この条例の施行の日から増築、改築、大規模な修繕等により当該公衆浴場の構造が変更される日までの間、当該規定は、適用しない。

別表第1(第4条関係)

1 衛生措置の基準

- (1) 原湯、原水、上り用湯、上り用水及び浴槽水は、規則に定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。
- (2) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、ろ過器を連日使用している浴槽水は1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒以外の方法である場合は1年に4回以上)、原湯、原水、上り用湯及び上り用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (3) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水が水道水以外の場合は、公衆浴場の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (4) 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされているようにすること。
- (5) 浴槽は、毎日浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な清浄方法でろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「ろ過器等」という。)内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、規則に定めるところにより測定し、1リットル中0.2ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。

- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (9) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (10) 貯湯槽は、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。
- (11) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (12) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)の使用を中止するとともに、浴槽ごとの系統別にろ過器等の洗浄、消毒等適切な衛生措置を講ずること。
- (13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃すること。
- (14) 浴槽からあふれた水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、1週間に1回以上、浴槽からあふれた水を回収する部分及び回収槽(以下「回収槽等」という。)の清掃及び消毒を行い、回収槽等の生物膜を除去するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。
- (15) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。
- (16) 脱衣室及び浴室は、毎日1回以上清掃すること。
- (17) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業員に周知を徹底するとともに、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (18) 営業者は(2)の水質検査の結果、水質基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に報告し、適切な措置を講ずること。
- (19) 原湯、原水、上り用湯、上り用水及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残

留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。

(20) 営業者は、公衆浴場の利用者等にレジオネラ症の患者又はその疑いがある者が発生した場合は、直ちにその旨を市長に報告すること。

(21) おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 構造設備の基準

(1) 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。

(2) 便所は、男女を区別し、かつ、流水式の手洗い設備を設けること。

(3) 入浴者の衣類、履物その他の携帯品を安全に保管する設備を設けること。

(4) 脱衣室、浴室その他入浴者が利用する場所には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、これらの床面における照度は、30ルクス以上とすること。

(5) 浴室の床は、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を用い、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出する構造とすること。

(6) 洗い場には、湯栓及び水栓を相当数設けること。

(7) 浴槽は、不浸透性材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とすること。

(8) 浴槽内には温度計を備えておくこと。

(9) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあっては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。

(10) ろ過器を設置する場合にあっては、当該ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。

(11) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(12) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。

(13) 浴槽からあふれた水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、

これにより難しい場合にあつては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

(14) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。

(15) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

(16) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

別表第2(第4条関係)

1 衛生措置の基準

(1) 別表第1の1の項に掲げる基準を有すること。

(2) 入浴者に使用させるタオル類及びマッサージ台の敷布類は、常に清潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。

(3) 従業員をして風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。

2 構造設備の基準

(1) 別表第1の2の項に掲げる基準を有すること。

(2) マッサージ台を設置する場合にあつては、当該マッサージ台の周囲には、カーテン、つい立て等見通しを遮るものを一切設けないこと。

(3) 浴室には、浴槽又は湯若しくは水の出るシャワーの設備を設けること。

3 基準の適用除外

前2項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあつては、別表第1の1の項(2)(浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで及び(11)から(14)まで並びに同表の2の項(10)から(14)まで及び(16)に掲げる基準は、適用しない。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の改正に伴い、公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに公衆浴場について営業者が講ずべき入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準について所

要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市クリーニング業法施行条例について
相模原市クリーニング業法施行条例を次のように制定する。

平成 24 年 8 月 27 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号。以下「法」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(クリーニング所における必要な措置)

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 6 号の規定による必要な措置は、次のとおりとする。ただし、洗濯をしないで洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所においては、第 3 号から第 5 号まで、第 11 号及び第 13 号の規定は、適用しない。

- (1) クリーニング所は、住居等と壁、ガラス戸、板戸等で区画され、洗濯物の取扱数量に応じた適当な広さがあること。
- (2) クリーニング所は、採光及び換気が良い構造とし、特に必要がある場合は、換気装置を設けること。
- (3) 洗場の腰張りは、床面から 1 メートル以上の高さまで不浸透性材料で張られていること。
- (4) 排水設備は、公共下水道その他により完全に処理できるものであること。
- (5) ドライクリーニングの溶剤を使用する場合は、排液及び廃棄物を適正に処理すること。
- (6) 洗濯が終わらないものの受入れ、整理及び保管は、洗濯又は仕上げを終わったものを汚染しないような場所で行い、かつ、容器、戸棚等を区分すること。
- (7) 洗濯又は仕上げを終わった洗濯物は、容器若しくは戸棚に収納し、又は包装する等汚染されないように保管すること。
- (8) 法第 3 条第 3 項第 5 号に規定する洗濯物を取り扱う場合においては、当該洗

濯物と他の洗濯物とを区分して処理するための容器を備えること。

- (9) クリーニング所は、ねずみ、昆虫等により汚染されないよう、防除のための措置を講じておくこと。
- (10) 洗濯物を集荷し、又は配達する場合の容器は、洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものとを区分できる構造であること。
- (11) 洗濯に使用する溶剤、薬品等の貯蔵容器は、漏出を防止できる構造とし、安全に格納できる施設等に保管すること。
- (12) クリーニング所には、業務上必要な物以外の物を置かないこと。
- (13) クリーニング所には、そのクリーニング所のクリーニング師を代表する者1人のクリーニング師免許証を掲示しておくこと。
- (14) 食品を取り扱う施設内で営業を行わないこと(洗濯物と食品とが相互に汚染されるおそれがないと認められる場合を除く。)
- (15) クリーニング所には、犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)によるクリーニング業法(昭和25年法律第207号)の改正に伴い、クリーニング業を営む者が講ずべき措置について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する
条例について

相模原市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する
条例

相模原市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例(平成15年相模原市条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市旅館業法施行条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第5条各号列記以外の部分中「次」を「別表第5」に改め、同条各号を削り、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4条各号列記以外の部分中「次」を「別表第4」に改め、同条各号を削り、同条を第8条とする。

第3条各号列記以外の部分中「次」を「別表第3」に改め、同条各号を削り、同条を第7条とする。

第2条各号列記以外の部分中「政令」を「旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)」に、「次」を「別表第2」に改め、同条各号を削り、

同条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

(社会教育施設等)

第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する公民館
- (4) 少年院法(昭和23年法律第169号)第2条第1項に規定する少年院
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校
- (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの

2 市長は、前項第7号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示しなければならない。

(意見を求める者)

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長(当該施設が教育委員会の所管に属するときは、教育委員会)
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
- (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 当該施設の設置者

(衛生措置の基準)

第4条 法第4条第2項の規定による措置の基準は、別表第1のとおりとする。

(宿泊拒否の事由)

第5条 法第5条第3号の規定による事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑

を及ぼすおそれがあると認められるとき。

- (2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

附則の次に別表として次の5表を加える。

別表第1(第4条関係)

- 1 営業施設の内外は、1日1回以上清掃すること。
- 2 各客室の収容定員は、次の基準によること。
 - (1) ホテル及び旅館にあっては、洋室は4.00平方メートルにつき1人、和室は3.30平方メートルにつき1人とする。ただし、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項に掲げる施設にあっては、洋室、和室いずれにあっては、1.65平方メートルにつき1人とする。
 - (2) 簡易宿所にあっては、1.65平方メートルにつき1人とする。この場合において、階層式のものにあっては、各階の有効面積を基礎として算出すること。
 - (3) 下宿にあっては、3.30平方メートルにつき1人とする。
- 3 客室にくず紙入れ容器を備えるとともに、水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、洗浄又は清掃を行い、必要に応じて消毒し、乾燥させたものを衛生的に設置すること。
- 4 寝具類は、常に清潔にし、適切な方法により湿気を取り除き、衛生的に保管するとともに、敷布、掛襟、浴衣、枕カバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
- 5 洗面用水には、飲用に適する水を使用し、次の基準により管理を行うこと。
 - (1) 貯水槽を設置して使用する場合は、当該貯水槽を年1回以上清掃して清潔に保ち、常に水質を点検すること。
 - (2) 殺菌装置又は浄水装置を設置している場合は、当該装置が正常に作動しているかを定期的に点検し、当該点検記録を3年間保管すること。
- 6 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。
- 7 営業施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。
- 8 浴室等の管理は、次の基準によること。
 - (1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、

浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上り用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)、上り用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)及び浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則に定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。

- (2) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、ろ過器を連日使用している浴槽水は1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒以外の方法である場合は1年に4回以上)、原湯、原水、上り用湯及び上り用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (3) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水が水道水(水道法(昭和32年法律第177号)に規定する給水装置により供給される水をいう。)以外の場合は、浴室等の使用開始の前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (4) 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用し、常に清浄で満たされているようにすること。
- (5) 浴槽は、毎日浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な清浄方法でろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「ろ過器等」という。)内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、規則に定めるところにより測定し、1リットル中0.2ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めるときは、この限りでない。
- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。

- (9) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあっては摂氏55度)以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- (10) 貯湯槽は、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。
- (11) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (12) 浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)の使用を中止するとともに、浴槽ごとの系統別にろ過器等の洗浄、消毒等適切な衛生措置を講ずること。
- (13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃すること。
- (14) 浴槽からあふれた水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、1週間に1回以上、浴槽からあふれた水を回収する部分及び回収槽(以下「回収槽等」という。)の清掃及び消毒を行い、回収槽等の生物膜を除去するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。
- (15) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、循環している浴槽水の誤飲をしないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。
- (16) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業員に周知を徹底するとともに、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (17) 営業者は(2)の水質検査の結果、水質基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に報告し、適切な措置を講ずること。
- (18) 原湯、原水、上り用湯、上り用水及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。
- (19) 営業者は、浴室等の利用者等にレジオネラ症の患者又はその疑いがある者が発生した場合は、直ちにその旨を市長に報告すること。

9 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(2)(浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで及び(11)から(15)までに掲げる基準は、適用しない。

別表第2(第6条関係)

- 1 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、床下は、通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。
- 3 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。
 - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には、機械換気設備又は十分に換気できる適切な構造設備があること。
 - (3) 洋式の客室には、水又は湯を供給できる設備があること。
 - (4) 和式の客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造であること。
 - (5) 客室には、客の衣類その他携帯品を収納することができる保管設備があること。ただし、客室の戸に鍵の掛かる構造がない場合は、鍵の掛かる保管設備があること。
- 4 客その他の関係者が営業時間中自由に入出りできる玄関及び客の宿泊定員数に応じた適当な広さのロビーがあること。
- 5 玄関帳場又はフロントは、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 玄関帳場又はフロントは、ロビーと接続し、玄関を容易に見通すことができること。
 - (2) 玄関帳場又はフロントは、宿泊者名簿に記入させるための受付台を有し、かつ、客に直接面接できる構造設備であること。
- 6 客の宿泊定員数に応じた適当な規模の椅子及びテーブルを設けた食堂を有し、食事を提供できる構造設備があること。
- 7 洗面所には、流水式の洗面設備が設けられていること。

- 8 便所は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 調理室と接続して設けられていないこと。
 - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための構造設備があること。
 - (3) 流水式の手洗い設備が設けられていること。
- 9 共同便所は、施設内に便所を付設していない客室がある場合、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を付設していない客室を有する階(当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階を除く。)にあっては、その階に設けなければならない。
- 10 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料を用いて造られ、完全に排水できる構造であること。
- 11 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 外部から見通すことができない構造であること。
 - イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を用いて造られていること。
 - ウ 脱衣所が別に設けられていること。
 - エ 水又は湯を供給できる設備があること。
 - オ 汚水を停滞することなく排出できる構造設備であること。
 - (2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあっては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
 - (3) ろ過器を設置する場合にあっては、当該ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
 - (4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
 - (5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。

- (6) 浴槽からあふれた水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
- (7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
- (8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- (9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

1 2 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。

別表第3(第7条関係)

- 1 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、床下は、通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。
- 3 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。
 - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には、機械換気設備又は十分に換気できる適切な構造設備があること。
 - (3) 洋式の客室には、水又は湯を供給できる設備があること。
 - (4) 和式の客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造であること。
 - (5) 客室には、客の衣類その他携帯品を収納することができる保管設備があること。ただし、客室の戸に鍵の掛かる構造がない場合は、鍵の掛かる保管設備があること。
- 4 玄関帳場又はフロントは、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関を容易に見通すことができること。

- (2) 玄関帳場又はフロントは、宿泊者名簿に記入させるための受付台を有し、かつ、客に直接面接できる構造設備であること。
- 5 洗面所には、流水式の洗面設備が設けられていること。
- 6 便所は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 調理室と接続して設けられていないこと。
- (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための構造設備があること。
- (3) 流水式の手洗い設備が設けられていること。
- 7 共同便所は、施設内に便所を付設していない客室がある場合、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を付設していない客室を有する階(当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階を除く。)にあっては、その階に設けなければならない。
- 8 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料を用いて造られ、完全に排水できる構造であること。
- 9 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
- ア 外部から見通すことができない構造であること。
- イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を用いて造られていること。
- ウ 脱衣所が別に設けられていること。
- エ 水又は湯を供給できる設備があること。
- オ 汚水を停滞することなく排出できる構造設備であること。
- (2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあっては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
- (3) ろ過器を設置する場合にあっては、当該ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- (4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している

浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

- (5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
- (6) 浴槽からあふれた水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
- (7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
- (8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- (9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

10 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。

別表第4(第8条関係)

- 1 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、床下は、通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 施設の外壁、屋根及び広告物の形態及び意匠は、周囲の建築物と比べて著しく不調和なものでないこと。
- 3 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であること。
 - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には、機械換気設備又は十分に換気できる適切な構造設備があること。
- 4 玄関帳場又はフロントは、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関を容易に見通すことができること。
 - (2) 玄関帳場又はフロントは、宿泊者名簿に記入させるための受付台を有し、かつ、客に直接面接できる構造設備であること。
- 5 洗面所には、流水式の洗面設備が設けられていること。

- 6 便所は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 調理室と接続して設けられていないこと。
 - (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための構造設備があること。
 - (3) 流水式の手洗い設備が設けられていること。
- 7 共同便所は、施設内に便所を付設していない客室がある場合、当該施設内に1以上設けなければならない。この場合において、便所を付設していない客室を有する階(当該客室の宿泊定員数の合計が5未満である階を除く。)にあっては、その階に設けなければならない。
- 8 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料を用いて造られ、完全に排水できる構造であること。
- 9 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 外部から見通すことができない構造であること。
 - イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を用いて造られていること。
 - ウ 脱衣所が別に設けられていること。
 - エ 水又は湯を供給できる設備があること。
 - オ 汚水を停滞することなく排出できる構造設備であること。
 - (2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあっては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
 - (3) ろ過器を設置する場合にあっては、当該ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
 - (4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
 - (5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。

- (6) 浴槽からあふれた水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
- (7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
- (8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- (9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

10 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。

別表第5(第9条関係)

- 1 建物は、乾燥した土地に建てられ、かつ、不潔な場所に位置しておらず、床下は、通風及び排水が良好な構造であること。
- 2 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 採光及び換気に必要な開口部は、自由に開閉することができる窓又はこれに代わる構造設備であり、その面積は、その客室の床面積の7分の1以上であること。
 - (2) 地下又は屋根裏に設ける場合には、機械換気設備又は十分に換気できる適切な構造設備があること。
 - (3) 他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画され、他の客室、廊下等から見通すことができない構造であること。
 - (4) 客室には、客の衣類その他携帯品を収納することができる保管設備があること。ただし、客室の戸に鍵の掛かる構造がない場合は、鍵の掛かる保管設備があること。
- 3 客に応接し、又は宿泊者名簿に記入させることのできる帳場があること。
- 4 洗面所には、流水式の洗面設備が設けられていること。
- 5 便所は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 調理室と接続して設けられていないこと。

- (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための構造設備があること。
- (3) 流水式の手洗い設備が設けられていること。
- 6 排水の設備は、コンクリート、合成樹脂等の不浸透性材料を用いて造られ、完全に排水できる構造であること。
- 7 浴室等は、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 外部から見通すことができない構造であること。
 - イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を用いて造られていること。
 - ウ 脱衣所が別に設けられていること。
 - エ 水又は湯を供給できる設備があること。
 - オ 汚水を停滞することなく排出できる構造設備であること。
 - (2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあっては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。
 - (3) ろ過器を設置する場合にあっては、当該ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
 - (4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
 - (5) 浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
 - (6) 浴槽からあふれた水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
 - (7) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
 - (8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造である

こと。

(9) 内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

8 基準の適用除外

前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による旅館業法(昭和23年法律第138号)の改正に伴う社会教育施設等で学校又は児童福祉施設に類するもの、旅館業を営む施設について営業者が講ずべき衛生上必要な措置の基準及び宿泊を拒むことができる事由に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第90号関係資料

相模原市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 条例の題名の改正(題名関係)

相模原市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の題名を「相模原市旅館業法施行条例」に改正するもの

(2) 旅館業の営業者が営業施設について講ずべき衛生措置の基準等

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)による旅館業法(以下「法」という。)の改正に伴い、条例で定めることとされた旅館業を営む施設について営業者が講ずべき衛生上必要な措置の基準等について定めるもの

ア 旅館業の許可を与える際に考慮すべき社会教育施設等で学校又は児童福祉施設に類するものを図書館、博物館、公民館、少年院、専修学校、各種学校、都市公園及び国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で市長が指定したものとすもの(第2条関係)

イ アの施設について、市長があらかじめ意見を求めなければならない者について、国が設置する施設にあっては当該施設の長、地方公共団体が設置する施設にあっては当該施設を所管する地方公共団体の長等とするもの(第3条関係)

ウ 旅館業を営む施設について営業者が講ずべき衛生上必要な措置の基準として、施設の清掃頻度、客室の収容定員及び清掃方法、寝具類の保管及び取扱方法、洗面用水の管理方法、便所の清掃方法、施設で生じた廃棄物の処理方法並びに浴室等の管理方法について定めるもの(第4条及び別表第1関係)

エ 旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる事由を法に定めるもののほか次のとおりとするもの(第5条関係)

(ア) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(イ) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の

宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3) 旅館業を営む施設の構造設備の基準の改正(第6条から第8条まで及び別表第2から別表第4まで関係)

ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準のうち、客室にはエアシューターその他の客に面接しないで料金の受取ができる構造設備がないこととしていた基準を削除するもの

2 施行期日

平成25年4月1日

食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例について
食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例
食品衛生法の施行に関する条例(平成11年相模原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市食品衛生法施行条例

第1条中「。以下「省令」という。」を削る。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(食品衛生検査施設の設備等の基準)

第5条 政令第8条第1項の規定による食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 政令第8条第1項の規定による食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

別表第2項第2号中「整とん」を「整頓」に改め、同表第4項第1号中「ふた等」を「蓋等」に改め、同項第4号中「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同表第6項第11号オ中「省令第21条第1項第1号ト」を「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第7号」に改め、同表第12項第1号中「仕出し屋」を「仕出屋」に改め、同表第14項第5号中「つめ」を「爪」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成23年政令第407号)による食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)の改正に伴う食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第91号関係資料

食品衛生法の施行に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 条例の題名の改正(題名関係)

食品衛生法の施行に関する条例の題名を「相模原市食品衛生法施行条例」に改正するもの

(2) 食品衛生検査施設の設備等の基準(第5条関係)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令による食品衛生法施行令の改正に伴い条例で定めることとされた食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めるもの

ア 食品衛生検査施設の設備

食品衛生検査施設の設備の基準について、厚生労働省令で定める基準に従い、次のとおりとするもの

(ア) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

(イ) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

イ 食品衛生検査施設の職員の配置

食品衛生検査施設の職員の配置の基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌し、検査又は試験のために必要な職員を置くこととするもの

2 施行期日

公布の日

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市環境審議会の項中「20人以内」を「24人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

環境影響評価制度について調査審議させるため、相模原市環境審議会の委員の数に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例について

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47
年相模原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

「第8章 相模原市廃棄物減量等推進審議会等(第47条—第53条)
目次中 第9章 雑則(第54条—第56条) を
第10章 罰則(第57条—第59条) 」

「第8章 技術管理者の資格(第47条)

第9章 相模原市廃棄物減量等推進審議会等(第48条—第54条) に改める。

第10章 雑則(第55条—第57条)

第11章 罰則(第58条—第60条) 」

第4条第2項中「第47条」を「第48条」に改める。

第30条第1項中「第55条第1項」を「第56条第1項」に改める。

第32条第2項中「第57条から第59条まで」を「第58条から第60条ま
で」に改める。

第59条を第60条とし、第58条を第59条とする。

第57条第2号中「第55条第1項」を「第56条第1項」に改め、同条を第58
条とする。

第10章を第11章とする。

第9章中第56条を第57条とし、第55条を第56条とし、第54条を第55

条とし、同章を第10章とする。

第8章中第53条を第54条とし、第47条から第52条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 技術管理者の資格

(技術管理者の資格)

第47条 法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年

以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

2 相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例(平成9年相模原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第47条」を「第48条」に改める。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の改正に伴い、本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第 9 3 号関係資料

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の 改正の概要

1 改正の内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)による廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の改正に伴い条例で定めることとされた本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格について、環境省令で定める基準を参酌し、次のとおりとするもの(第47条関係)

- (1) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士((1)に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法に基づく大学等(短期大学を除く。(5)において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学、化学工学等に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学等の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学、化学工学等に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校等の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学、化学工学等に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校等の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学、化学工学等に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校等において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校等において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) (1)から(10)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

2 施行期日

公布の日

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例
相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第21条」の次に「又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条」を加える。

第10条第2項中「第1号又は第2号に掲げる」を「次のいずれかの」に改める。

第57条第2項中「次条第1項」を「次条」に改める。

第72条第2項中「第1項」を「第1項第1号」に、「第72条第1項」を「第72条第1項第1号」に、「及び第6号」を「第6号及び第7号」に、「から第7号まで」を「から第5号まで及び第7号」に改める。

第80条中「、第66条第2項及び第3項」を削り、「並びに第81条」を「及び次条」に、「並びに第72条」を「及び第72条」に、「第81条第3項」を「次条第3項」に改める。

第82条第2項中「公営住宅」を「市営住宅」に改める。

別表第1号の表横道住宅の項及び中丸A住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)の施行に伴う公営住宅の入居者資格の特例に係る規定の追加、横道住宅及び中丸A住宅の廃止に伴う規定の削除その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第94号関係資料(その1)

相模原市市営住宅条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 公営住宅の入居者資格の特例の追加(第7条関係)

福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条の規定の適用を受ける者については、公営住宅の入居者資格の条件のうち、同居親族要件、市内居住要件及び収入基準を備えることを要しないこととするもの

(2) 横道住宅及び中丸A住宅の廃止(別表関係)

横道住宅及び中丸A住宅を廃止するもの

2 施行期日

公布の日

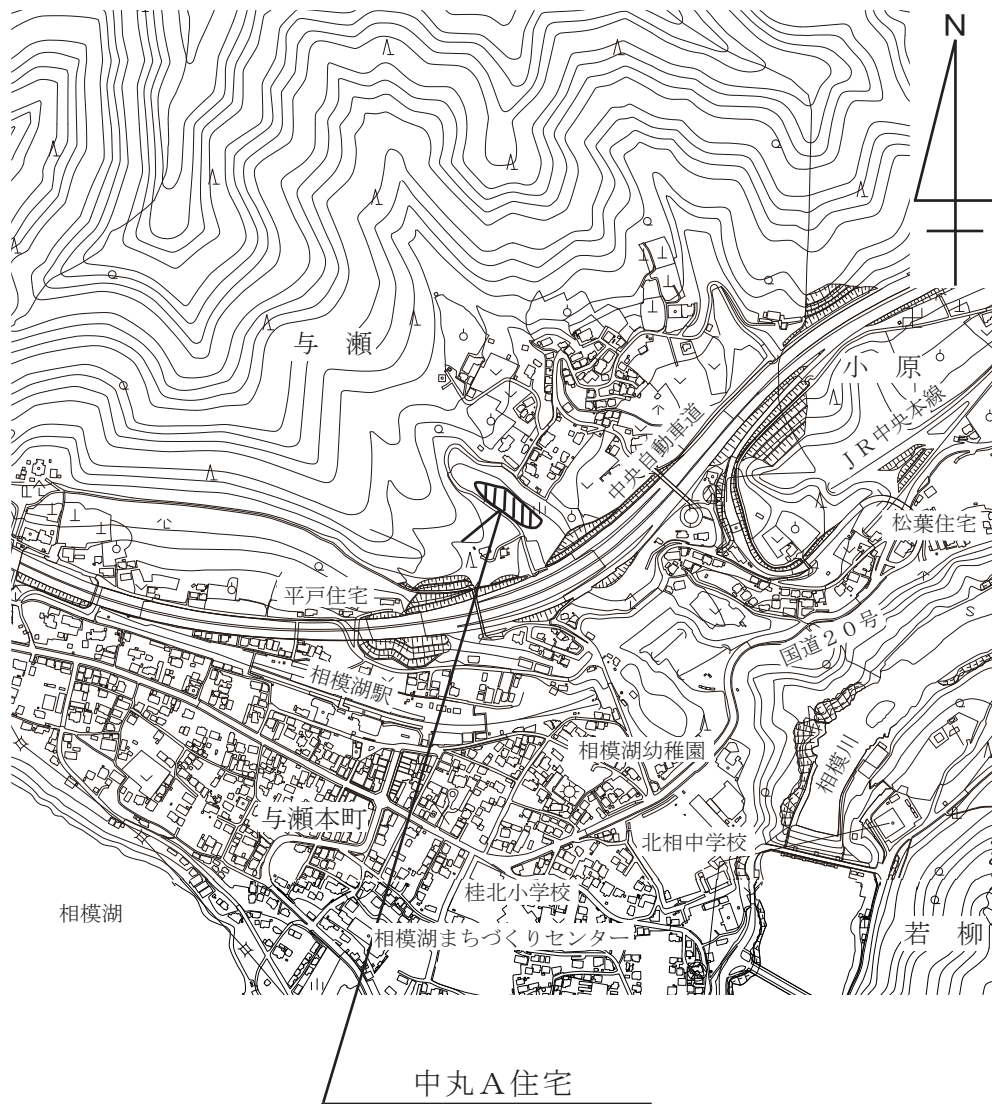
案内図



施設の概要

位置	相模原市緑区与瀬1643番地
建設年度	昭和35年度
戸数	5戸
敷地面積	3,633.03m ²

案内図



施設の概要

位置	相模原市緑区与瀬119番地
建設年度	昭和31年度
戸数	1戸
敷地面積	1,229.75㎡

相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例
相模原市営自動車駐車場条例(昭和63年相模原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

相模大野駅西側 自動車駐車場	相模原市南区相模大野3丁目2番2 号	地方自治法第228条 第1項
-------------------	-----------------------	-------------------

附則に次の2項を加える。

- 平成25年3月11日から平成27年3月31日までの間の相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者の指定については、第18条の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、相模大野立体駐車場及び小田急相模原駅自動車駐車場の指定管理者として指定されたもの(以下「相模大野立体駐車場等指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができる。
- 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、相模大野立体駐車場等指定管理者に対し、第19条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して相模大野立体駐車場等指定管理者を指定管理者として指定するものとする。

附 則

この条例は、平成25年3月11日から施行する。ただし、附則に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模大野駅西側自動車駐車場の設置及び同駐車場の管理を指定管理者に行わせ

るために必要な規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第 9 5 号関係資料(その 1)

相模原市営自動車駐車場条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 市営駐車場の設置(第 2 条関係)

相模大野駅西側自動車駐車場の設置に伴い、名称、位置及び料金徴収根拠法令を定めるもの

(2) 指定管理者の指定の特例(附則第 4 項及び附則第 5 項関係)

平成 2 5 年 3 月 1 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間の相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者の指定については、指定管理者の公募の規定にかかわらず、平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間、相模大野立体駐車場及び小田急相模原駅自動車駐車場の指定管理者として指定されたものを指定管理者として指定することができることとするもの

2 施行期日

(1) 1(1)に係る規定 平成 2 5 年 3 月 1 1 日

(2) 1(2)に係る規定 公布の日

議案第95号関係資料(その2)

相模大野駅西側自動車駐車場の概要

- 1 位 置 相模原市南区相模大野3丁目2番2号
- 2 構 造 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上11階建のうち、
1階から11階まで
- 3 延べ床面積 21,861.79平方メートル
- 4 収容台数

区 分	普通自動車等	二輪自動車
屋 上	42台	—
11階	74台	—
10階	74台	—
9階	74台	—
8階	70台	—
7階	69台	—
6階	69台	—
5階	70台	—
4階	69台	—
3階	63台	—
2階	24台	51台
1階	—	—
合 計	698台	51台

5 駐車料金

料金の種類	料金の額	
	普通料金	普通自動車等
二輪自動車		1日1回 500円
平日割引料金	1回 1,500円(二輪自動車を除く。)	
夜間料金	1回 1,000円(二輪自動車を除く。)	

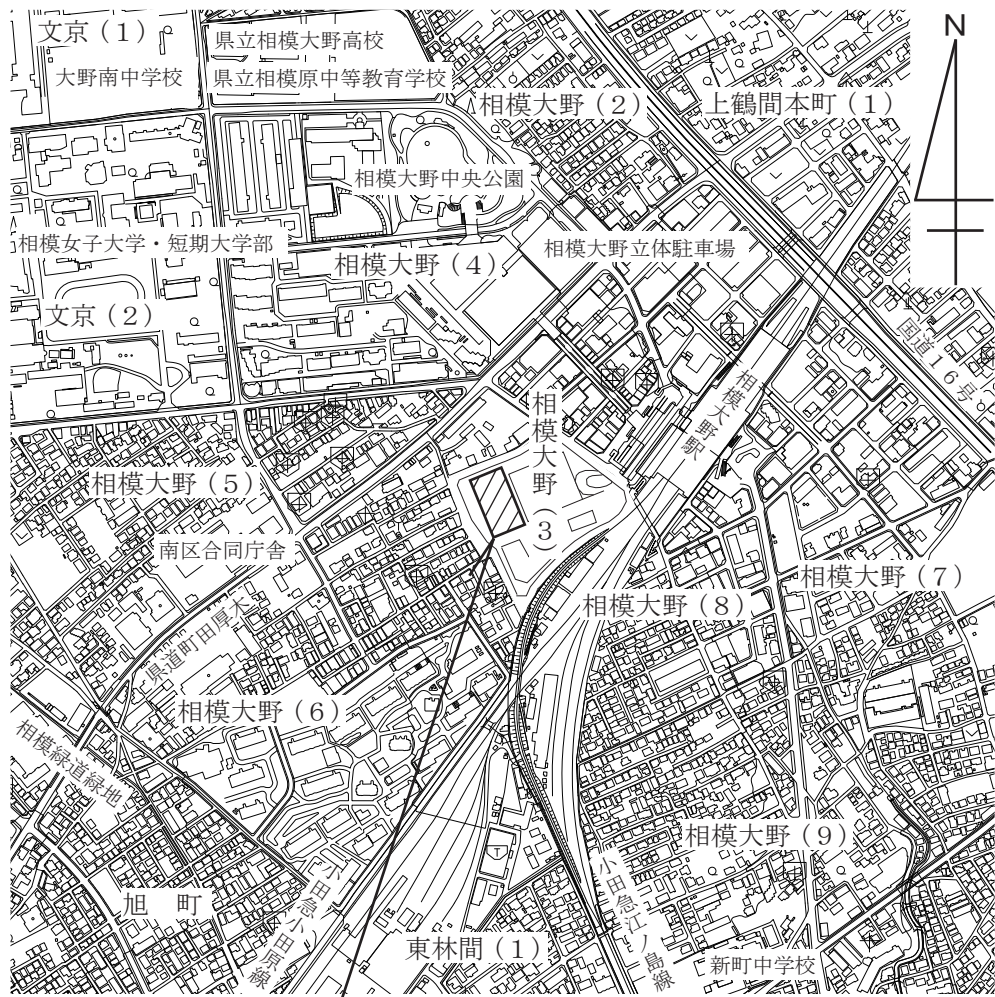
備考

- 1 平日割引料金とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23

年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(休日を除く。)を除く日の午前6時から午後12時までに、5時間を超え10時間まで駐車させたときの料金をいう。この場合において、10時間を超えて駐車させたときの料金については、平日割引料金に30分までごとに150円を加算した額とする。

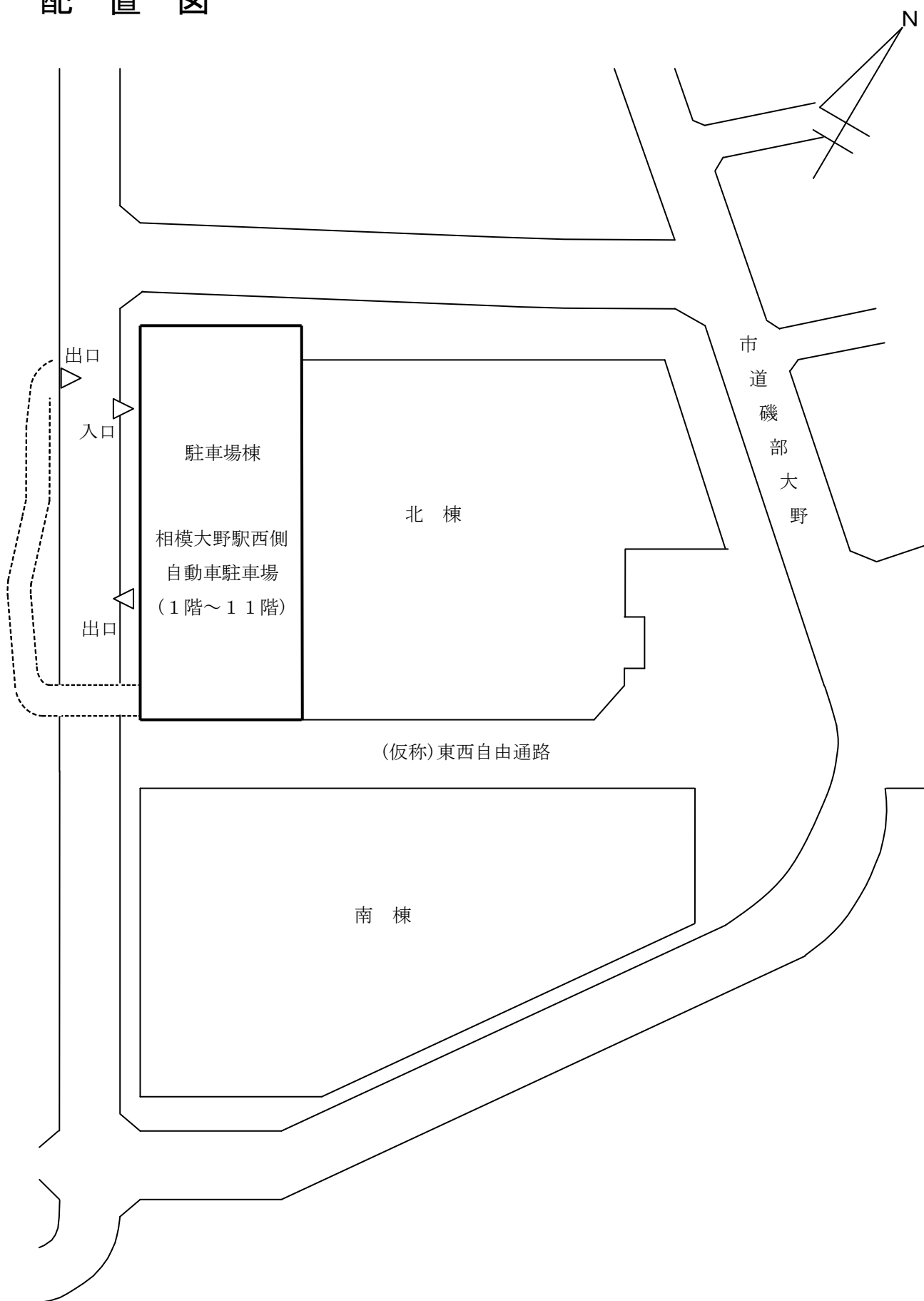
2 夜間料金とは、午後10時から翌日午前8時までに6時間以上駐車させたときの料金をいう。

案内図

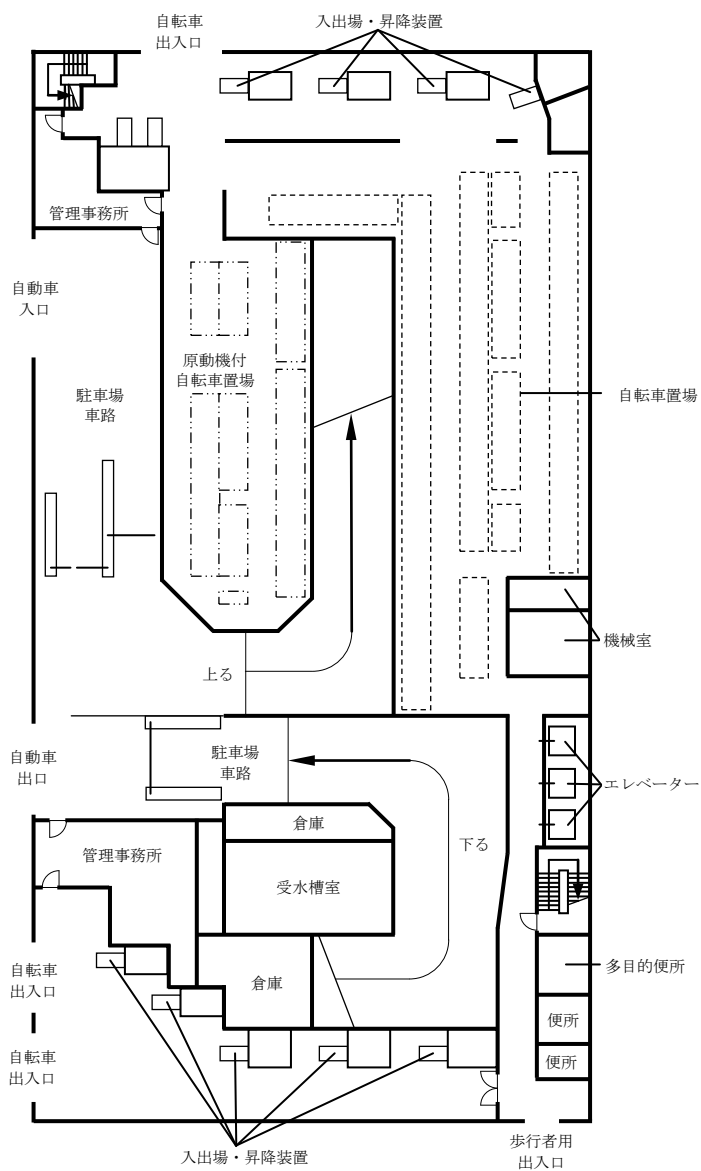


相模大野駅西側自動車駐車場

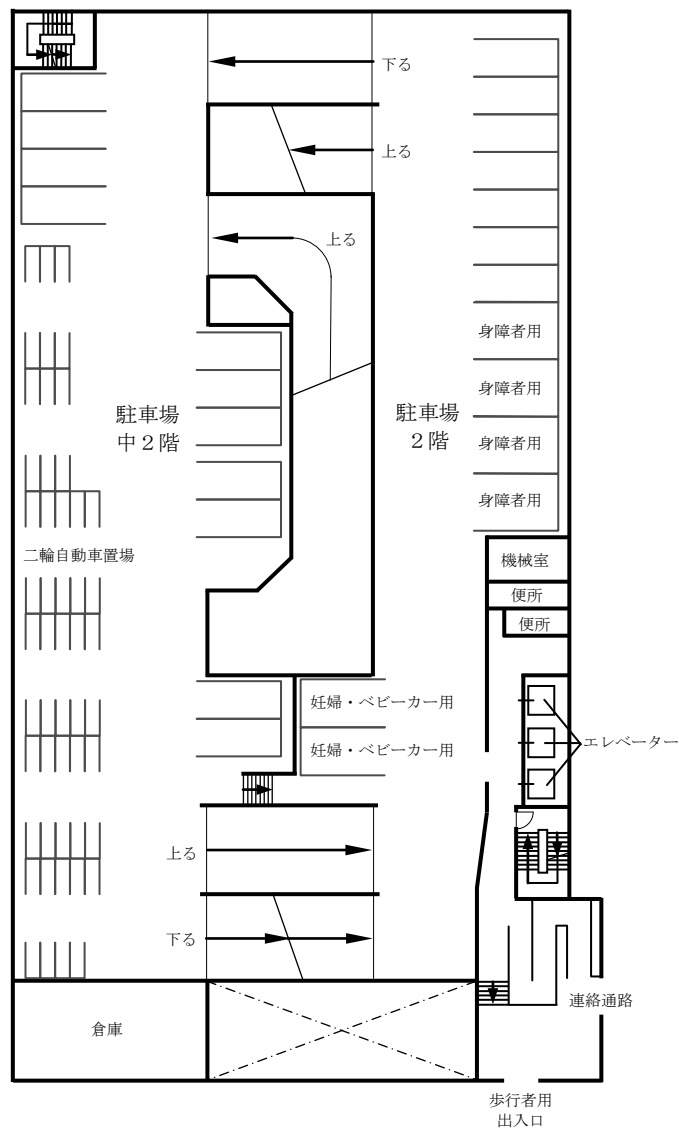
配置図



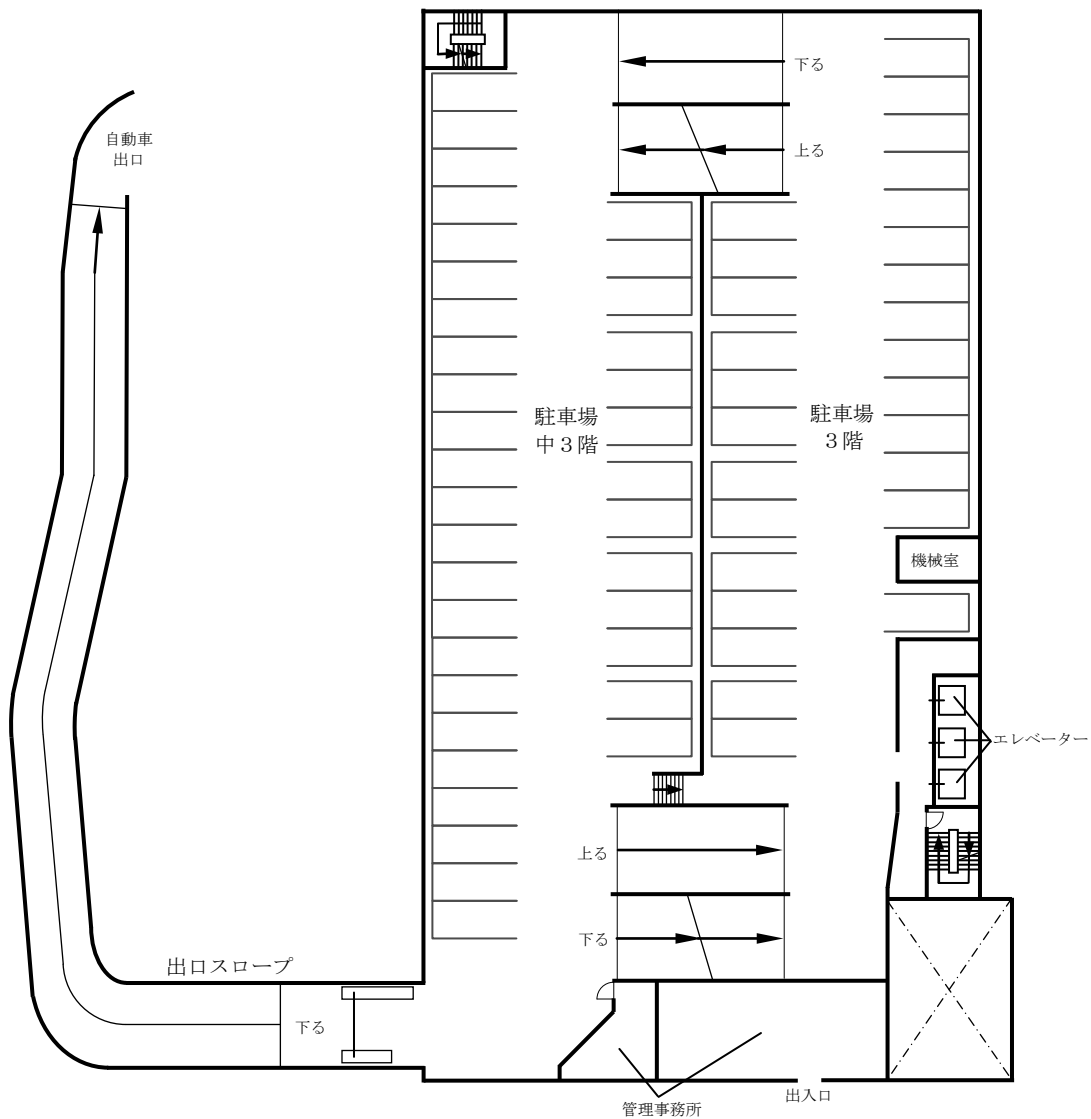
1階平面図



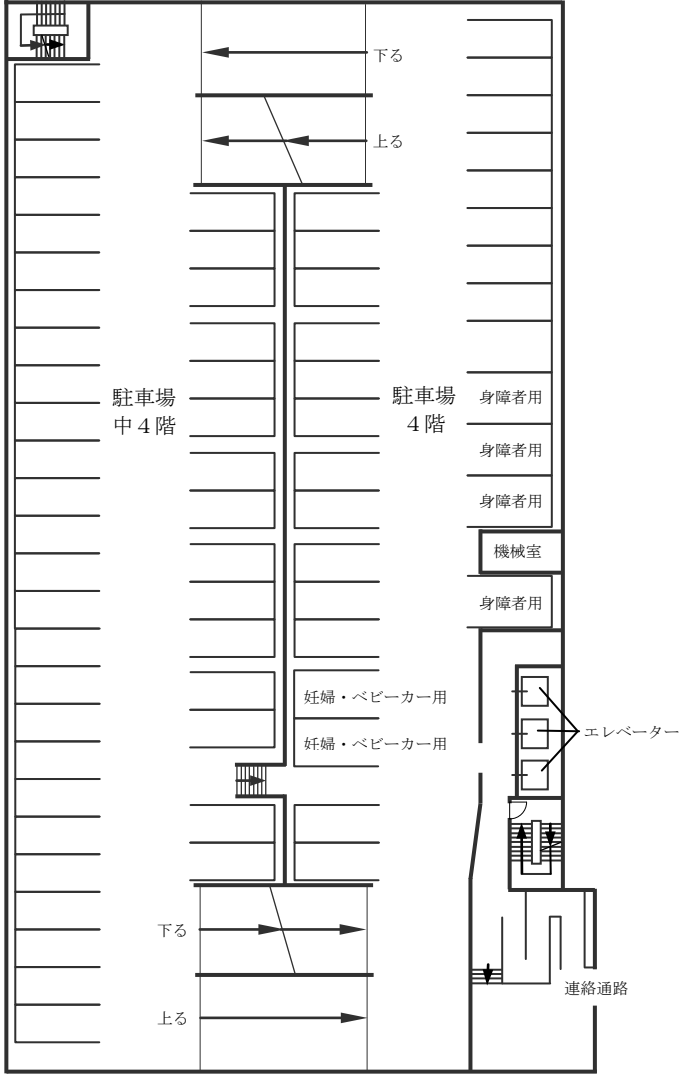
2階平面図



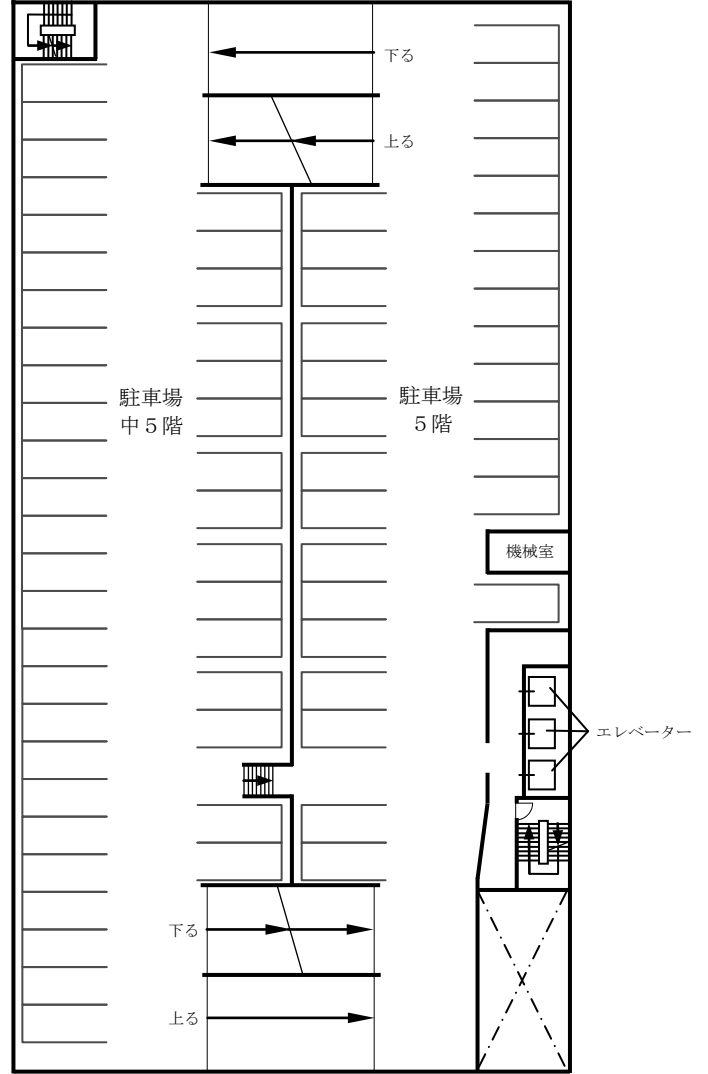
3階平面図



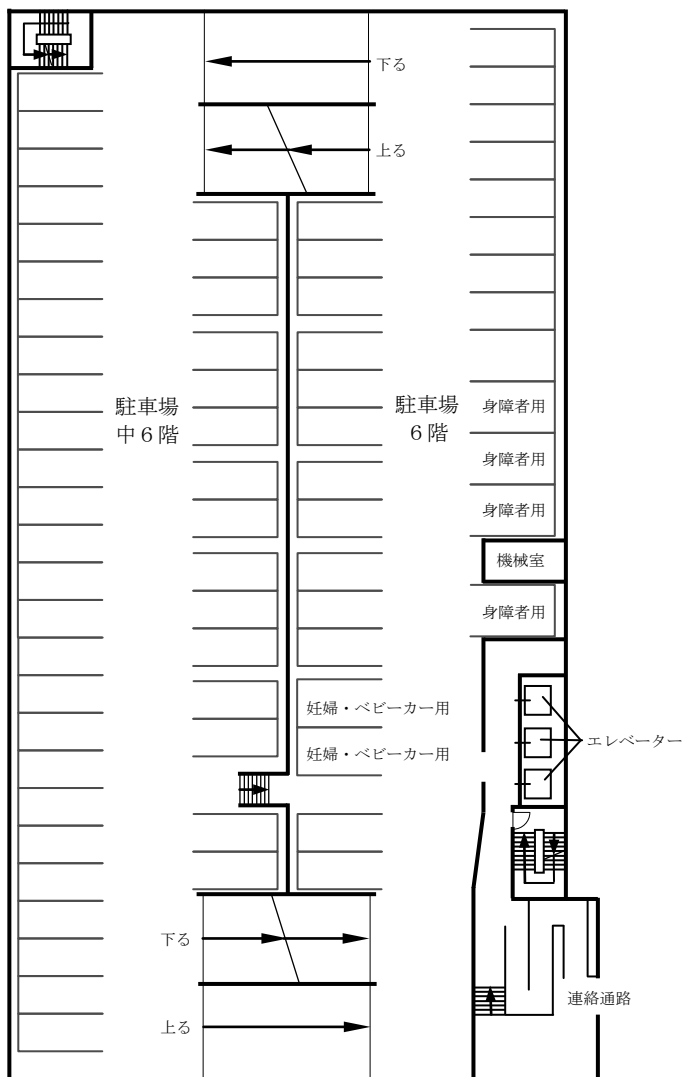
4階平面図



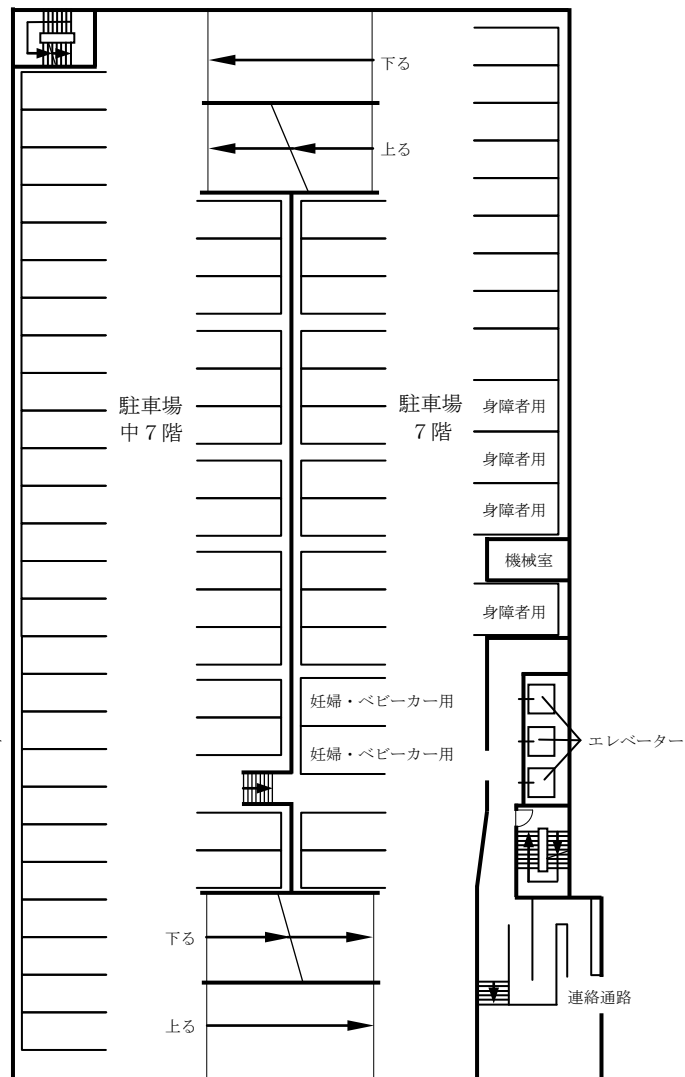
5階平面図



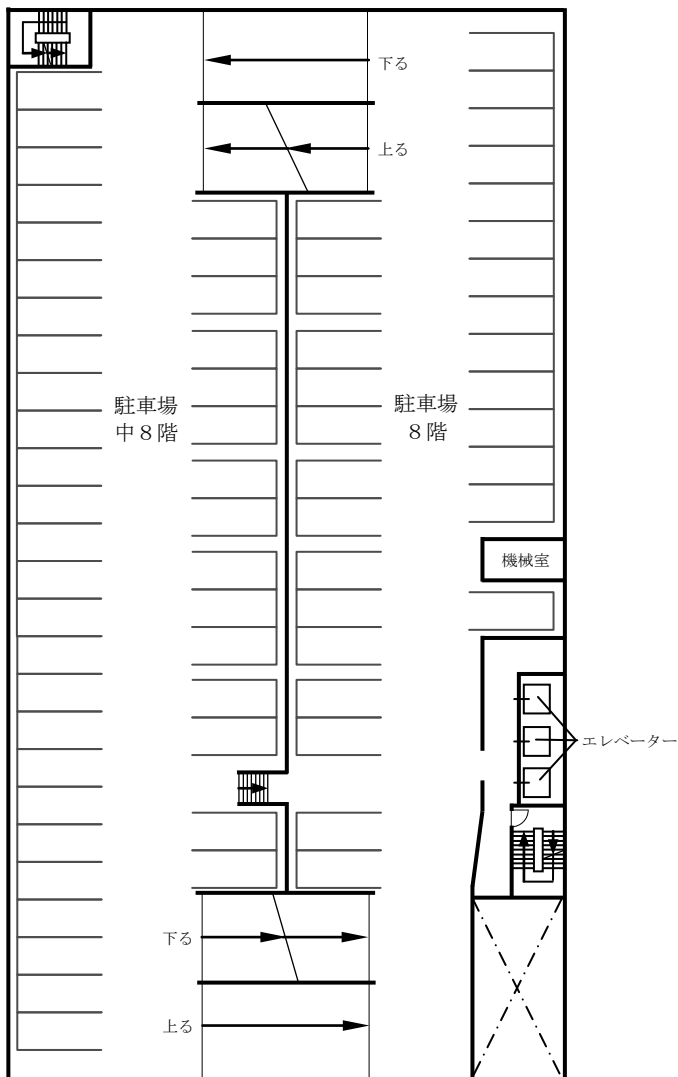
6階平面図



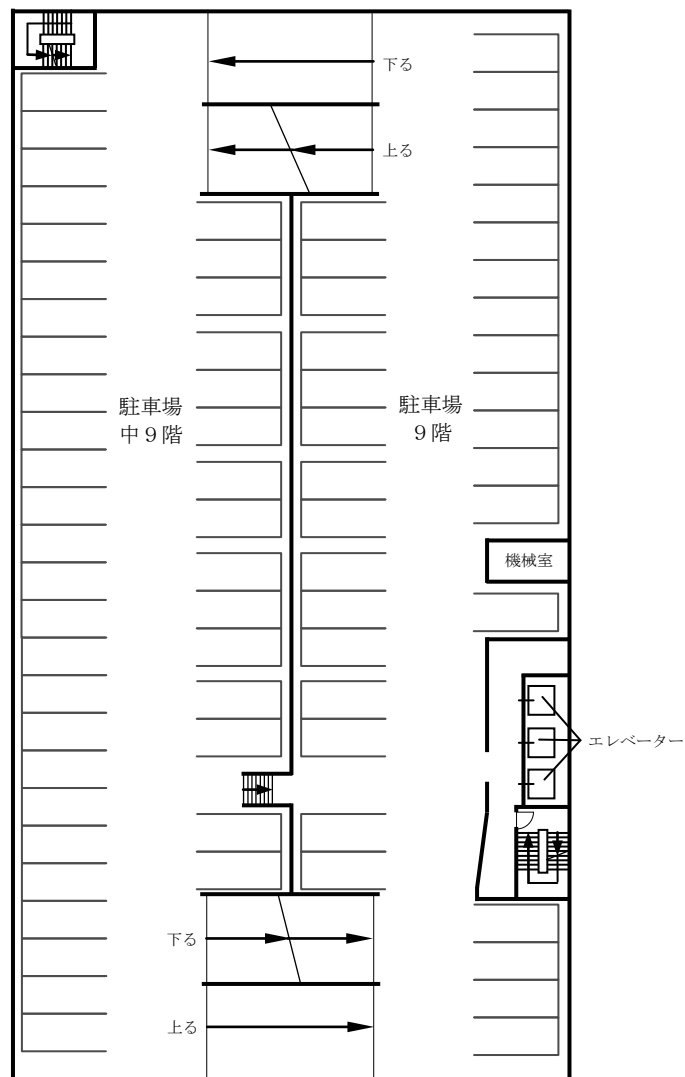
7階平面図



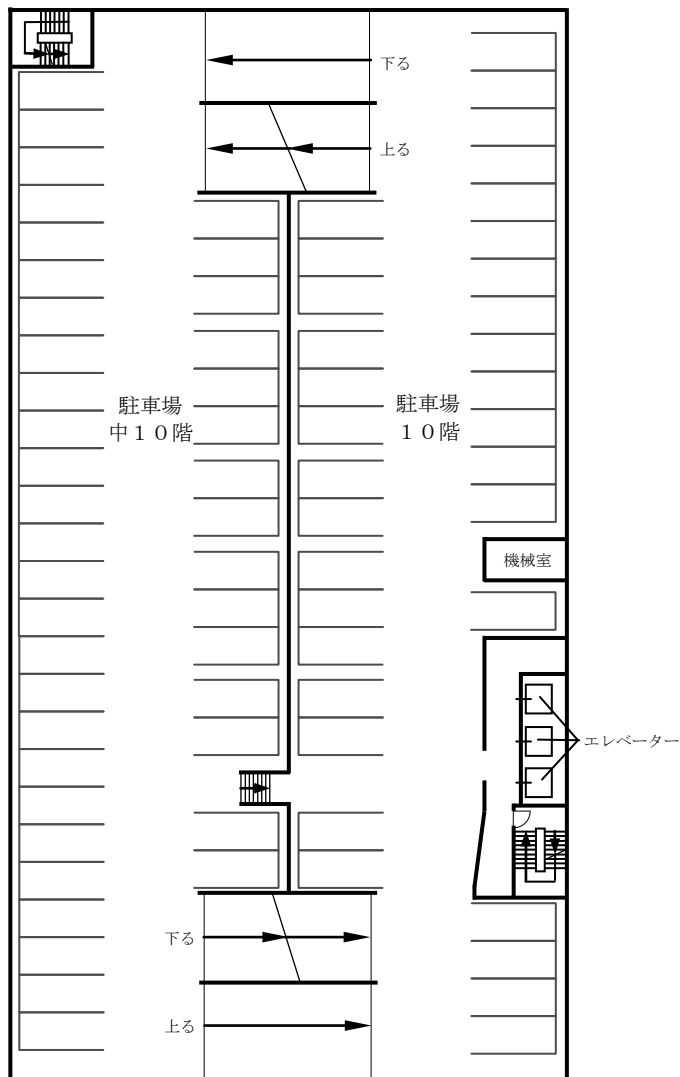
8階平面図



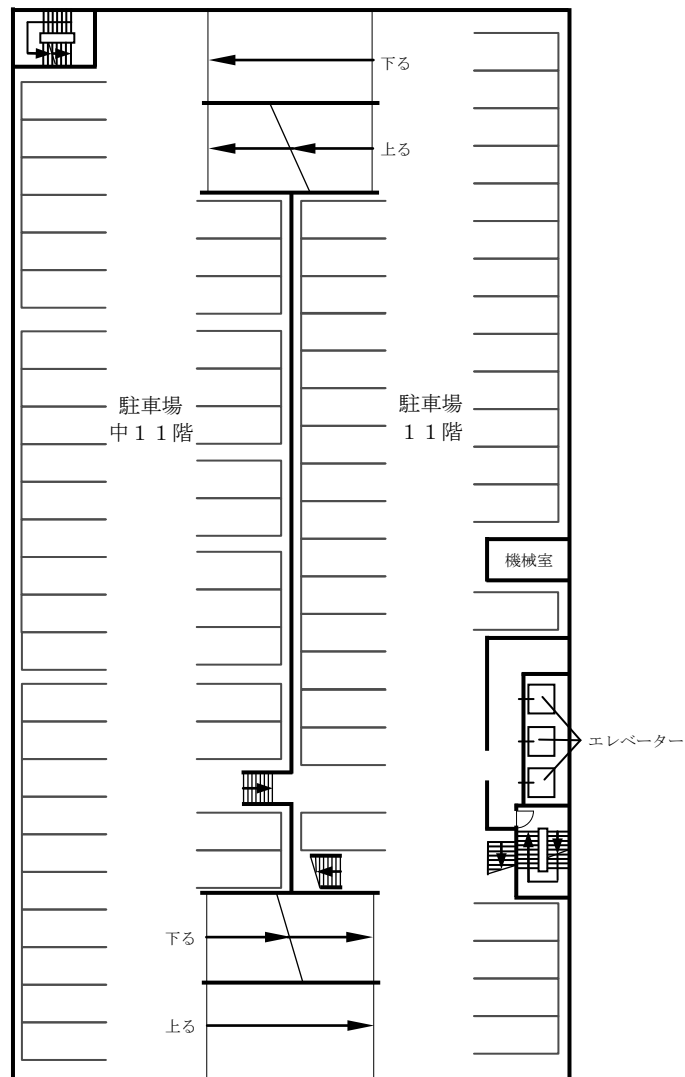
9階平面図



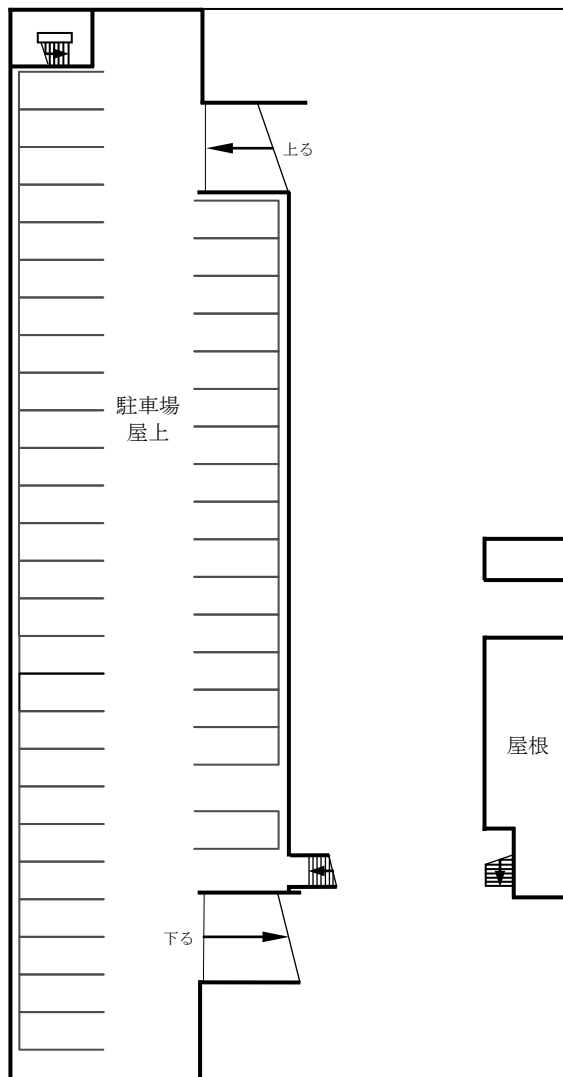
10階平面図



11階平面図



屋上平面図



相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例について
相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例
相模原市簡易水道条例(平成18年相模原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則(第1条―第7条)
- 第2章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準(第8条・第9条)
- 第3章 給水装置の工事及び管理(第10条―第22条)
- 第4章 給水(第23条―第26条)
- 第5章 使用料及び手数料(第27条―第36条)
- 第6章 加入金及び工事負担金等(第37条・第38条)
- 第7章 貯水槽水道(第39条・第40条)
- 第8章 雑則(第41条―第43条)
- 第9章 罰則(第44条・第45条)

附則

- 第3条第3号中「第21条」を「第24条」に改める。
- 第42条中「第17条」を「第20条」に改め、同条を第45条とする。
- 第41条を第44条とする。
- 第8章を第9章とする。
- 第7章中第40条を第43条とする。
- 第39条第2号中「第28条第1項本文」を「第31条第1項本文」に改め、同条第3号中「第16条第4項」を「第19条第4項」に改め、同条第4号中「第17

条」を「第20条」に改め、同条を第42条とする。

第38条を第41条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第37条を第40条とし、第36条を第39条とし、同章を第7章とする。

第5章中第35条を第38条とし、第34条を第37条とし、同章を第6章とする。

第33条第1項第3号及び第4号中「第17条」を「第20条」に改め、第4章中同条を第36条とする。

第32条を第35条とし、第31条を第34条とする。

第30条中「第23条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第33条とする。

第29条中「第23条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第32条とする。

第28条を第31条とし、第24条から第27条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とする。

第3章中第23条を第26条とし、第20条から第22条までを3条ずつ繰り下げ、同章を第4章とする。

第2章中第19条を第22条とし、第18条を第21条とする。

第17条中「第9条」を「第11条」に改め、同条を第20条とする。

第16条を第19条とし、第13条から第15条までを3条ずつ繰り下げる。

第12条第1項中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第11条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(水道技術管理者の資格)

第14条 法第19条第3項の規定による条例で定める水道技術管理者(簡易水道に係るものに限る。)が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 第9条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 第9条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2

年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 第9条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第10条を第12条とする。

第9条第2項中「第33条第1項第1号」を「第36条第1項第1号」に改め、同条第4項中「第33条第1項第2号」を「第36条第1項第2号」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とする。

第2章を第3章とする。

第1章の次に次の1章を加える。

第2章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第8条 法第12条第1項の規定による条例で定める水道の布設工事(簡易水道に係るものに限る。)の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるものとする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改

造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第9条 法第12条第2項の規定による条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては6月以上、第2号の卒業生にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

別表第2中「(第25条関係)」を「(第28条関係)」に改める。

別表第3中「(第34条関係)」を「(第37条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例(平成23年相模原市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第24条第1項及び第34条第1項」を「第27条第1項及び第37条第1項」に改める。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)による水道法(昭和32年法律第177号)の改正に伴い、本市が設置する簡易水道について、布設工事監督者が監督を行うべき水道の布設工事の範囲並びに布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第 96 号関係資料

相模原市簡易水道条例の改正の概要

1 改正の内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)による水道法(以下「法」という。)の改正に伴い条例で定めることとされた布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格について定めるもの

(1) 布設工事監督者を配置する工事(第8条関係)

布設工事監督者を配置する工事について、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるものとするもの

ア 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

イ 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(2) 布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格

布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格について、政令で定める資格を参酌し、次のとおりとするもの

ア 布設工事監督者が有すべき資格(第9条関係)

(ア) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(イ) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(ウ) 学校教育法による短期大学、高等専門学校等において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(エ) 学校教育法による高等学校、中等教育学校等において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(オ) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(カ) (ア)又は(イ)の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、(ア)の卒業生にあつては6月以上、(イ)の卒業生にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(キ) 外国の学校において、(ア)若しくは(イ)に規定する課程及び学科目又は(ウ)若しくは(エ)に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれに規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(ク) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

イ 水道技術管理者が有すべき資格(第14条関係)

(ア) アに掲げる布設工事監督者たる資格を有する者

(イ) ア(ア)、(ウ)及び(エ)に規定する学校において土木工学以外の工学、理学等に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、ア(ア)に規定する学校を卒業した者については2年以上、ア(ウ)に規定する学校を卒業した者については3年以上、ア(エ)に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(ウ) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(エ) ア(ア)、(ウ)及び(エ)に規定する学校において工学、理学等に関する学科目及びこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、ア(ア)に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、ア(ウ)に規定する学校を卒業した者については3年6月以上、ア(エ)に規定する学校を

卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(オ) 外国の学校において、(イ)に規定する学科目又は(エ)に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれに規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(カ) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

2 施行期日

公布の日

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について
相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例
相模原市火災予防条例(昭和48年相模原市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(急速充電設備)

第13条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第7号、第10号及び第11号の規定を準用する。

第14条第2項中「前条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第4号」を「第13条第1項第4号」に改め、同条第4項中「前条第1項第9号」を「第13条第1項第9号に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の第13条の2の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

提案の理由

急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理の基準に係る規定を追加いたしたく、提案するものである。

工事請負契約について
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成24年8月27日提出

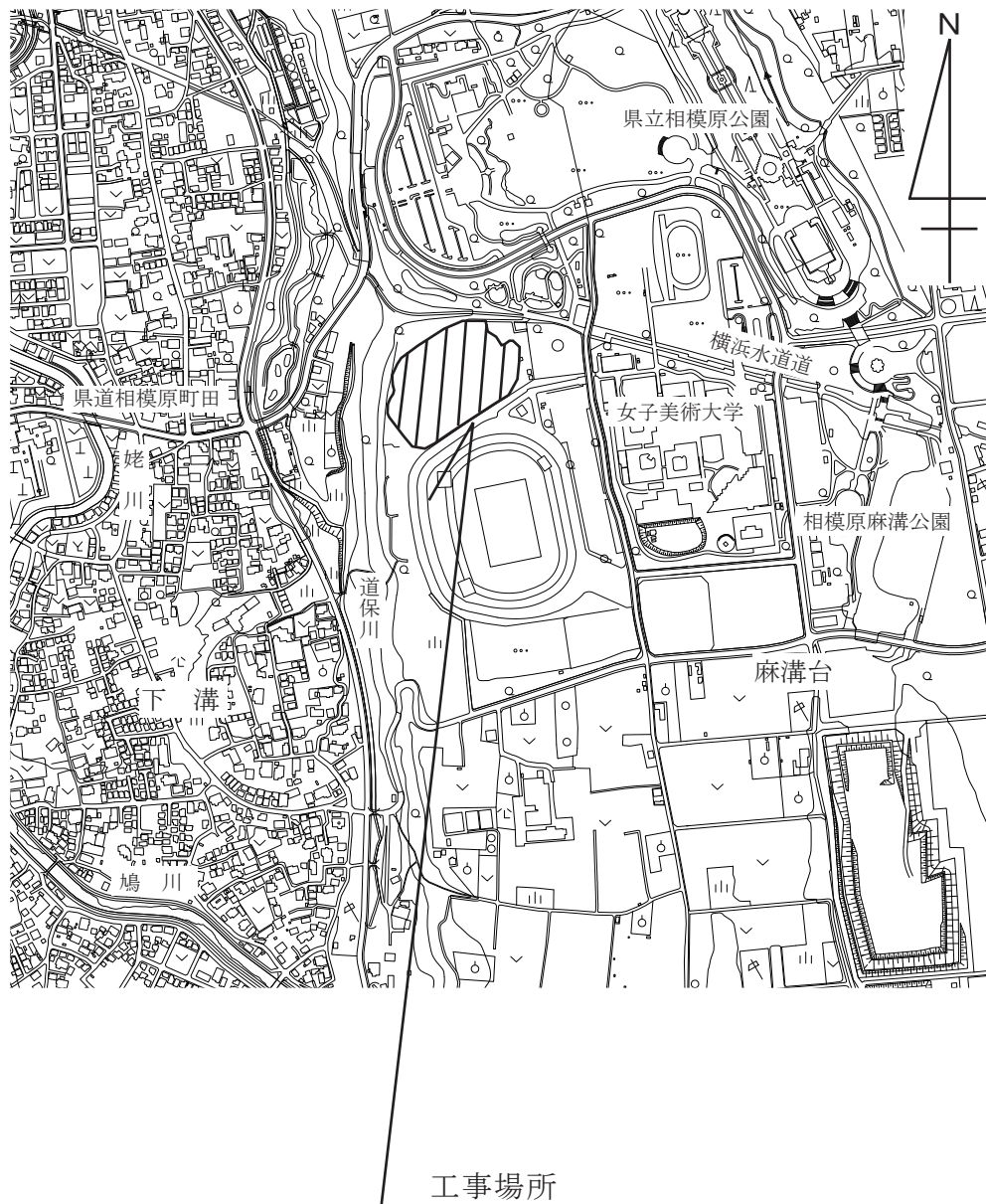
相模原市長 加山俊夫

- 1 工事の名称
相模原麻溝公園競技場(仮称)第2競技場整備工事(その1)
- 2 工事の場所
相模原市南区下溝地内
- 3 契約金額
459,952,500円
- 4 契約の相手方
東京都中野区東中野3丁目20番10号
日本体育施設・東神興業共同企業体
代表者 日本体育施設株式会社東京支店
支店長 岡村賢
- 5 履行期限
本契約締結の日から450日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

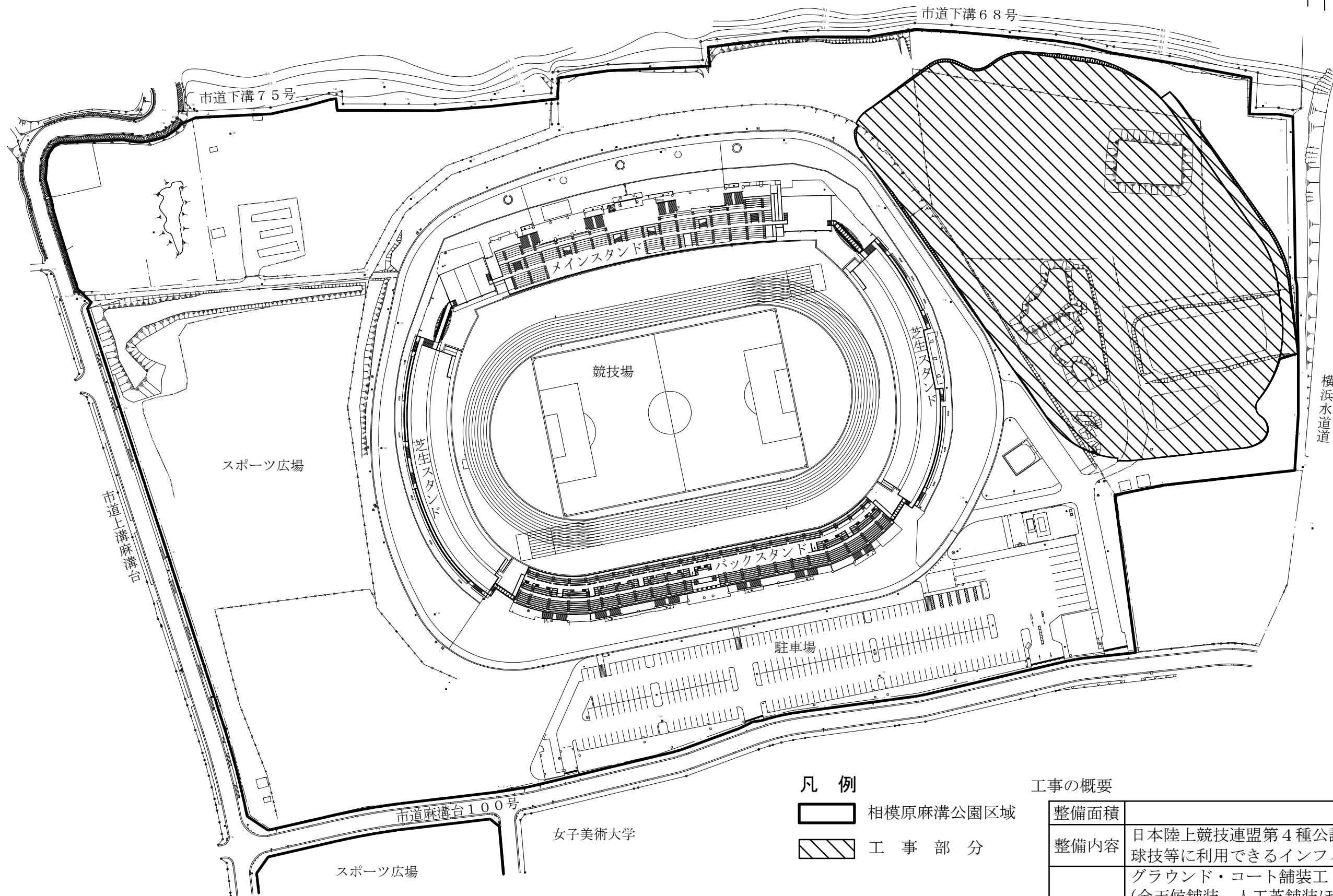
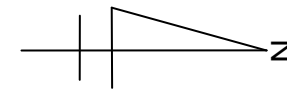
提案の理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条の規定により提案するものである。

案内図



配置図



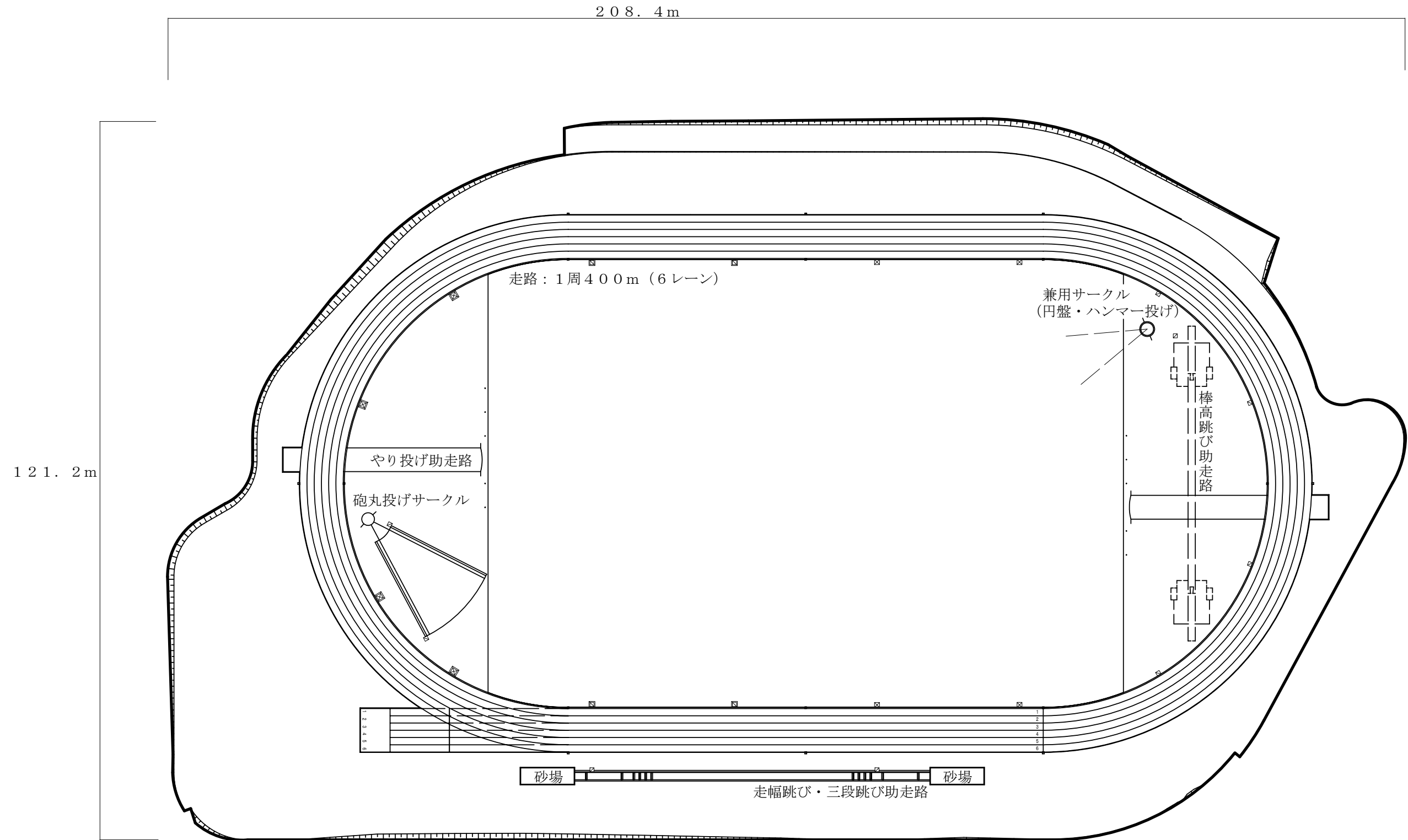
凡例

- 相模原麻溝公園区域
- 工事部分

工事の概要

整備面積	2.0ha
整備内容	日本陸上競技連盟第4種公認陸上競技場 球技等に利用できるインフィールド
主な工種	グラウンド・コート舗装工 (全天候舗装、人工芝舗装ほか) グラウンド・コート施設整備工 (砂場、兼用サークルほか)

平面図



凡例

工事部分

議案第 98 号関係資料(その 2)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

東京都中野区東中野 3 丁目 20 番 10 号
日本体育施設・東神興業共同企業体

2 代表者

日本体育施設株式会社東京支店 支店長 岡 村 賢

3 構成員

東京都中野区東中野 3 丁目 20 番 10 号
日本体育施設株式会社東京支店 支店長 岡 村 賢
相模原市南区下溝 3 2 4 番地 6
東神興業株式会社 代表取締役 白 井 憲 二

4 各構成員の概要

構 成 員	日本体育施設株式会社	東神興業株式会社	
資 本 金	43,500 千円	20,000 千円	
職 員 数	121 人	8 人	
年 間 工 事 完 成 高	4,941,416 千円	361,241 千円	
建設業法による許可の 番 号 及 び 年 月 日	国土交通大臣許可 (特-23)第 6587 号 平成 23 年 11 月 14 日	神奈川県知事許可 (特-23)第 23574 号 平成 23 年 6 月 14 日	
営 業 年 数	41 年	60 年	
最近に おける 主な受 注工事	発注者	柏 崎 市	相 模 原 市
	工事名	柏崎市陸上競技場災害復 旧工事	最終処分場整備工事(そ の 2)
	受注金額	284,073 千円	5,531,460 千円 (829,719 千円)
	施工期	平成 20 年 2 月～ 平成 20 年 12 月	平成 17 年 6 月～ 平成 20 年 3 月

2	発注者	仙 台 市	相 模 原 市
	工 事 名	仙台市陸上競技場全天候 舗装等改修工事	公共下水道目久尻川第1 - 258雨水管整備工事 (2工区)
	受注金額	386,566 千円 (270,596 千円)	194,685 千円
	施 工 期	平成 22 年 11 月～ 平成 23 年 5 月	平成 15 年 5 月～ 平成 16 年 3 月

※ 受注金額欄の()内の金額は、JVの出資比率に応じた日本体育施設株式会社及び東神興業株式会社の請負分である。

議案第98号関係資料(その3)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	東京都中野区東中野3丁目20番10号 日本体育施設・東神興業 共同企業体	日本体育施設株式会社東京支店 支店長 岡村賢	千円 63,500	千円 5,302,657
2	横浜市中区山下町23番地 五洋建設・アヅマ建設共 同企業体	五洋建設株式会 社横浜営業支店 支店長 谷川純一	30,469,000	314,612,367
3	川崎市高津区坂戸3丁目 2番1号 飛島建設・菊永建設共同 企業体	飛島建設株式会 社 代表取締役社長 伊藤寛治	5,569,942	123,495,703
4	横浜市南区中村町5丁目 318番地 東亜道路工業・安西興業 共同企業体	東亜道路工業株 式会社横浜支店 支店長 高野典和	7,604,188	52,346,438
5	相模原市中央区中央5丁 目8番3号 日本道路・入江土木共同 企業体	日本道路株式会 社相模原出張所 所長 林東洋一	12,324,266	101,441,854
6	横浜市中区桜木町1丁目 1番地67 熊谷組・日相建設共同企 業体	株式会社熊谷組 横浜営業所 所長 太田寛	13,361,162	207,063,733

7	横浜市緑区東本郷1丁目 1番18号 長谷川体育施設・平賀共 同企業体	長谷川体育施設 株式会社神奈川 営業所 所長 佐藤幸博	140,000	12,033,940
---	---	---	---------	------------

議案第98号関係資料(その4)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況				備考
		技術 評価点	入札価格	評価値	順位	
1	日本体育施設・東神興業 共同企業体	120.0	千円 438,050	0.2739	1	落札
2	五洋建設・アヅマ建設共 同企業体	115.0	434,677	0.2645	2	
3	飛島建設・菊永建設共同 企業体	114.5	439,860	0.2603	3	
4	東亜道路工業・安西興業 共同企業体	115.0	446,400	0.2576	4	
5	日本道路・入江土木共同 企業体	114.5	445,000	0.2573	5	
6	熊谷組・日相建設共同企 業体	118.5	526,000	0.2252	6	
7	長谷川体育施設・平賀共 同企業体		442,700			失格

※ 開札日時 平成24年7月20日 午前9時00分

※ 予定価格 526,180,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 460,590,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 433,846,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

※ 入札参加業者から提出された評価項目(企業の技術力、企業の施工能力及び

企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点(100点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、100万を乗じて得た数値が評価値となる。

工事請負契約について
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 工事の名称
旧南清掃工場解体工事
- 2 工事の場所
相模原市南区麻溝台1524番1
- 3 契約金額
503,895,000円
- 4 契約の相手方
横浜市中区日本大通18番地
安藤建設・古木建設共同企業体
代表者 安藤建設株式会社横浜支店
支店長 荻原克也
- 5 履行期限
本契約締結の日から730日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札

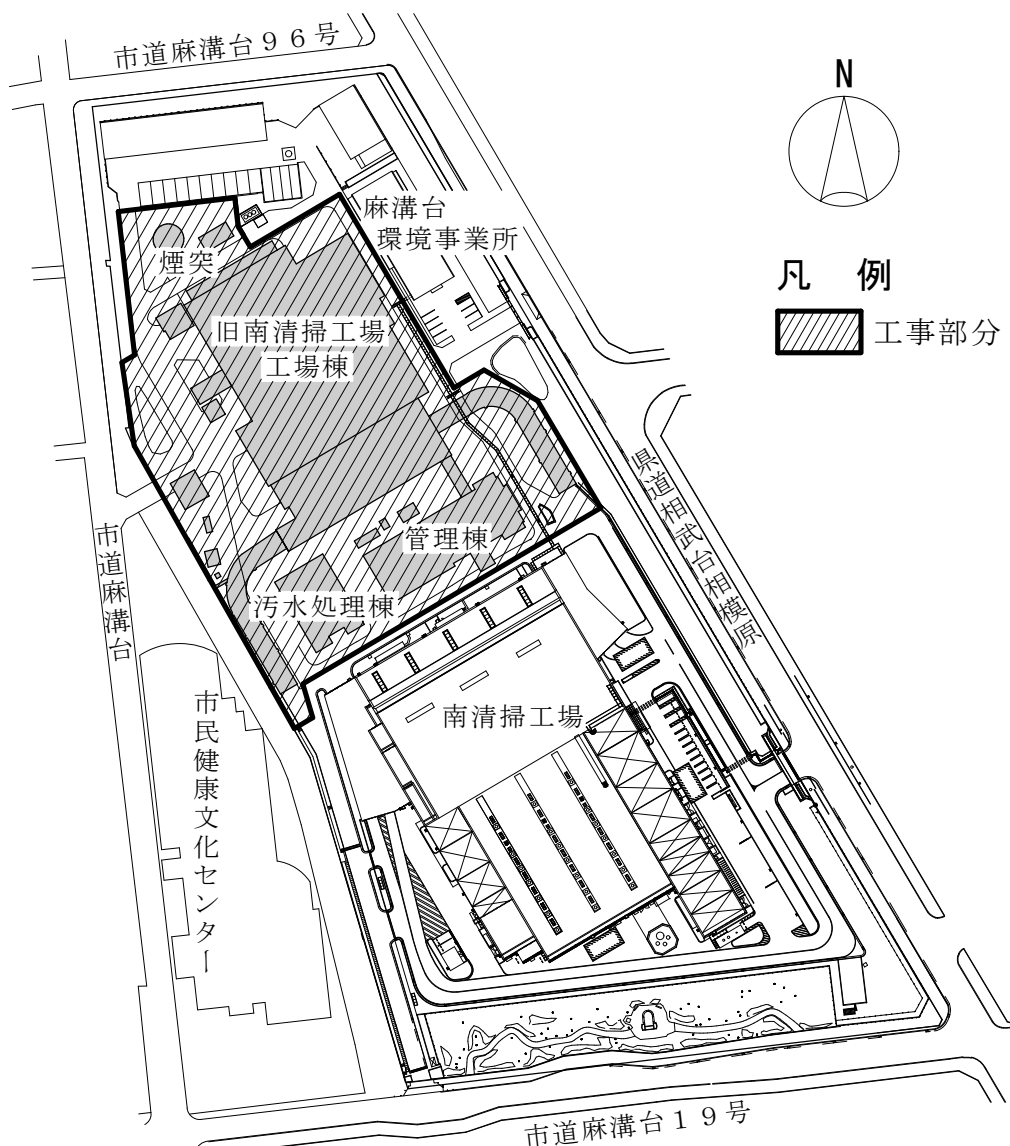
提案の理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条の規定により提案するものである。

案内図



配置図



施設の概要

処理規模	600 t / 24 h (200 t / 24 h × 3 炉)	
処理方式	連続燃焼式ストーカ炉	
設置年月	昭和55年12月	
主な施設、 構造等	工場棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地下1階地上6階建、建築面積5,006㎡、延べ床面積10,781㎡
	煙突	鉄筋コンクリート造、内径9m～6m、高さ80m
	管理棟	鉄筋コンクリート造地上2階建、建築面積968㎡、延べ床面積1,827㎡
	汚水処理棟	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建、建築面積481㎡、延べ床面積914㎡

議案第 99 号関係資料(その 2)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

横浜市中区日本大通 18 番地

安藤建設・古木建設共同企業体

2 代表者

安藤建設株式会社横浜支店 支店長 荻原克也

3 構成員

横浜市中区日本大通 18 番地

安藤建設株式会社横浜支店 支店長 荻原克也

相模原市南区上鶴間 7 丁目 2 番 11 号

古木建設株式会社 代表取締役 古木賢治

4 各構成員の概要

構 成 員	安藤建設株式会社	古木建設株式会社		
資 本 金	8,985,000 千円	90,000 千円		
職 員 数	1,478 人	28 人		
年 間 工 事 完 成 高	167,539,881 千円	1,144,809 千円		
建設業法による許可の 番 号 及 び 年 月 日	国土交通大臣許可 (特-19)第 1850 号 平成 20 年 2 月 6 日	神奈川県知事許可 (特-23)第 1 号 平成 23 年 3 月 31 日		
営 業 年 数	62 年	52 年		
最近に おける 主な受 注工事	1	発注者	独立行政法人国立病院機 構千葉医療センター	財団法人相模原市都市整 備公社
		工事名	独立行政法人国立病院機 構千葉医療センター新築 整備工事	相模原市立中央方面新設 小学校校舎新築工事(そ の 1)
		受注金額	8,435,700 千円	1,494,150 千円 (672,367 千円)

	施工期	平成 20 年 3 月～ 平成 23 年 3 月	平成 12 年 9 月～ 平成 14 年 2 月
	発注者	静 岡 市	相 模 原 市
2	工事名	平成 2 2 年度 廃政 第 6 号 西ヶ谷清掃工場旧 工場棟解体工事	(仮称)相模原市宮南台団 地建設工事(その 1)
	受注金額	190,819 千円	1,373,931 千円 (535,833 千円)
	施工期	平成 22 年 10 月～ 平成 24 年 3 月	平成 20 年 9 月～ 平成 22 年 2 月

※ 受注金額欄の()内の金額は、J Vの出資比率に応じた古木建設株式会社の請負分である。

議案第 99 号関係資料(その 3)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	横浜市中区日本大通 18 番地 安藤建設・古木建設共同 企業体	安藤建設株式会 社横浜支店 支店長 荻原克也	千円 9,075,000	千円 168,684,690
2	横浜市中区山下町 23 番 地 五洋建設・中島建設共同 企業体	五洋建設株式会 社横浜営業支店 支店長 谷川純一	30,499,000	318,410,223
3	横浜市中区太田町 1 丁目 15 番地 東亜建設工業・芳賀建設 工業共同企業体	東亜建設工業株 式会社横浜支店 執行役員支店長 池田正人	19,026,658	168,063,466
4	横浜市都筑区中川 1 丁目 4 番 1 号 東急建設・櫻内工務店共 同企業体	東急建設株式会 社横浜支店 執行役員支店長 高木基行	16,404,447	238,573,769
5	横浜市鶴見区末広町 2 丁 目 1 番地 J F E エンジニアリン グ・大斗共同企業体	J F E エンジニ アリング株式会 社 代表取締役社長 岸本純幸	10,025,000	167,338,948
6	横浜市中区太田町 4 丁目 51 番地 鹿島建設・相陽建設共同 企業体	鹿島建設株式会 社横浜支店 執行役員支店長 野村高男	81,524,000	1,178,794,057

7	横浜市西区北幸2丁目8番19号 西松建設・西野建設共同 企業体	西松建設株式会 社横浜営業所 所長 手塚裕紀	23,593,000	339,008,391
8	横浜市中区本町4丁目43番地 戸田建設・肥後建設共同 企業体	戸田建設株式会 社横浜支店 執行役員支店長 岩森耕一	23,031,000	433,648,018
9	横浜市中区桜木町1丁目1番地67 熊谷組・西野工務店共同 企業体	株式会社熊谷組 横浜営業所 所長 太田寛	13,391,162	207,992,702

議案第99号関係資料(その4)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況		備考
		順位	入札価格	
1	安藤建設・古木建設共同企業体	1	千円 479,900	落札
2	五洋建設・中島建設共同企業体	2	665,000	
3	東亜建設工業・芳賀建設工業共同企業体	3	685,000	
4	東急建設・櫻内工務店共同企業体	4	777,000	
5	JFEエンジニアリング・大斗共同企業体	5	785,000	
6	鹿島建設・相陽建設共同企業体	6	788,000	
7	西松建設・西野建設共同企業体	7	836,000	
8	戸田建設・肥後建設共同企業体	8	850,850	
9	熊谷組・西野工務店共同企業体	9	855,700	

※ 開札日時 平成24年7月12日 午前9時00分

※ 予定価格 1,168,510,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 1,016,603,700円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

工事請負契約について
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成24年8月27日提出

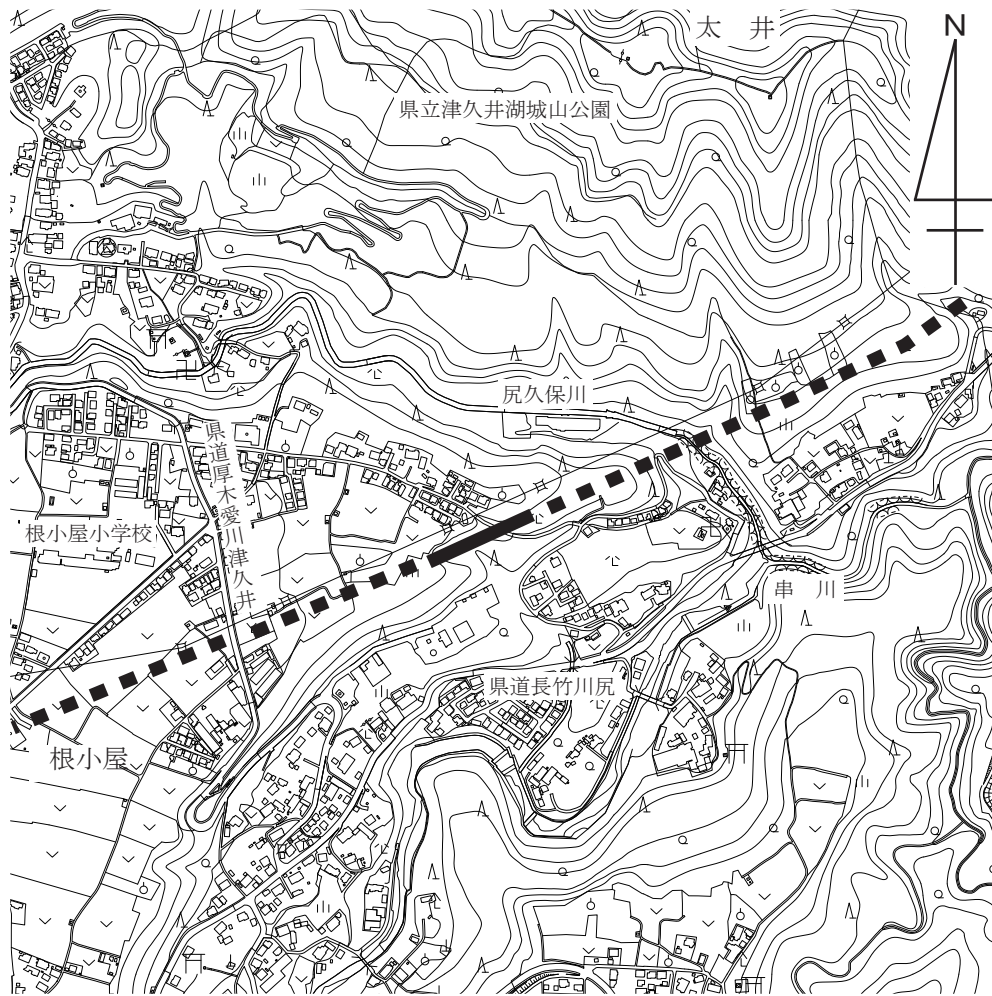
相模原市長 加山俊夫

- 1 工事の名称
津久井広域道路(仮称)東中野橋新設工事(その2)
- 2 工事の場所
相模原市緑区根小屋1402番2地先から根小屋397番2地先まで
- 3 契約金額
586,950,000円
- 4 契約の相手方
東京都江東区豊洲5丁目6番52号
日本橋梁・肥後建設共同企業体
代表者 日本橋梁株式会社東京支店
支店長 片山正人
- 5 履行期限
本契約締結の日から530日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条の規定により提案するものである。

案内図

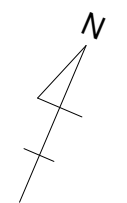
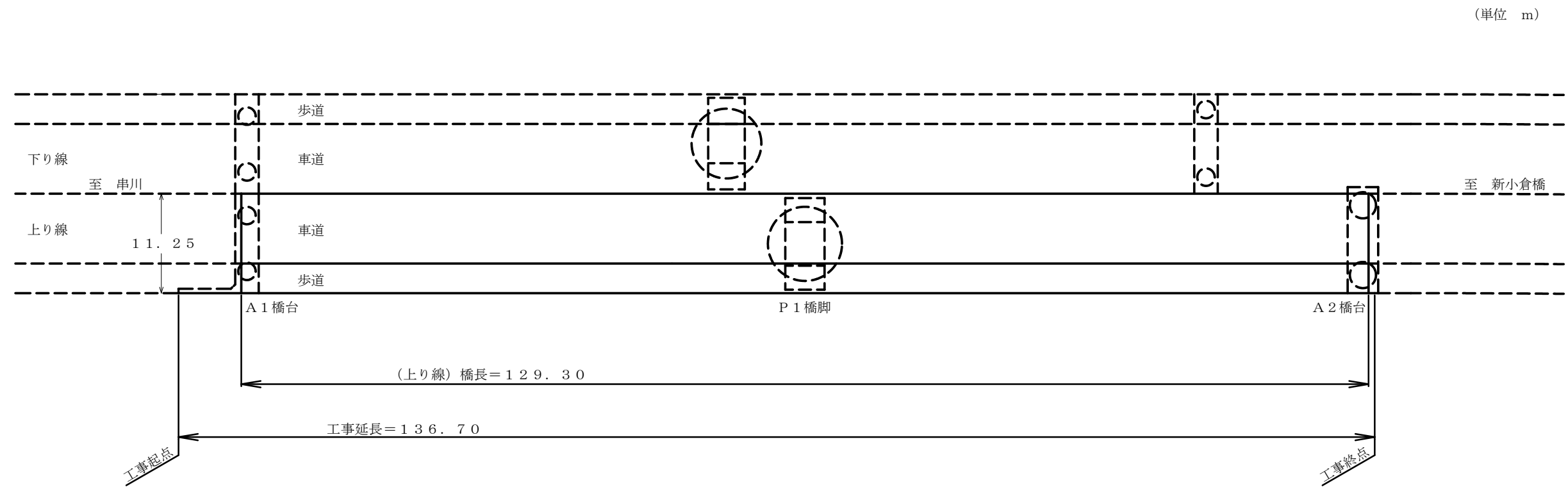


凡例

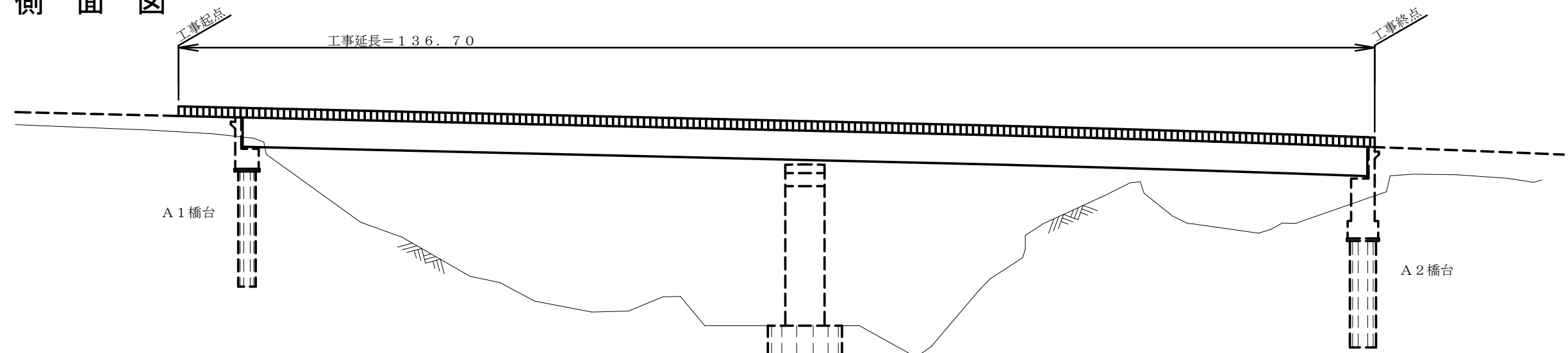
—— 今回工事部分

■■■■■ 計画部分

平面図



側面図



工事の概要

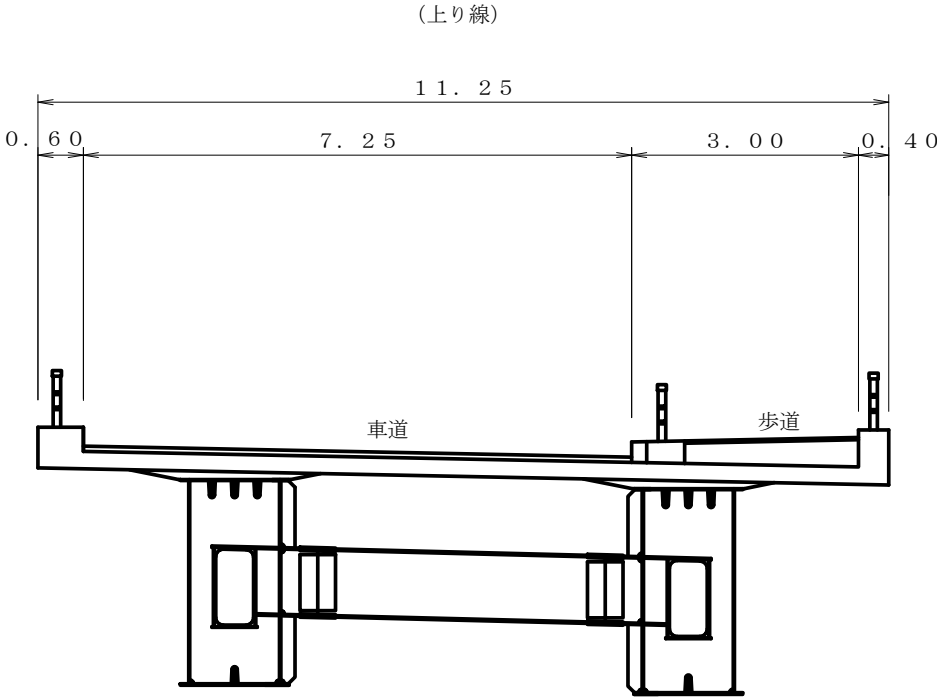
	上部工
構造	鋼細幅箱桁
橋長	(上り線) 129.30m
幅員	11.25m

凡例

- 工事部分
- 全体計画

P1橋脚

横断図 (単位 m)



議案第100号関係資料(その2)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

東京都江東区豊洲5丁目6番52号
日本橋梁・肥後建設共同企業体

2 代表者

日本橋梁株式会社東京支店 支店長 片山正人

3 構成員

東京都江東区豊洲5丁目6番52号
日本橋梁株式会社東京支店 支店長 片山正人
相模原市緑区橋本台3丁目18番35号
株式会社肥後建設 代表取締役 肥後重隆

4 各構成員の概要

構 成 員	日本橋梁株式会社	肥後建設株式会社	
資 本 金	1,000,000 千円	30,000 千円	
職 員 数	129 人	22 人	
年 間 工 事 完 成 高	7,764,996 千円	660,087 千円	
建設業法による許可の 番号及び年月日	国土交通大臣 許可(特-23)第73号 平成23年10月14日	神奈川県知事 許可(特-23)第2883号 平成23年9月13日	
営 業 年 数	61 年	43 年	
最近に おける 主な受 注工事	1 発注者	国 土 交 通 省	神 奈 川 県
	工 事 名	国道45号千徳大橋上部 工工事	平成13年度総合治水対 策特定河川工事(明許そ の13)平成14年度総 合治水対策特定河川工事 (その10)合併
	受注金額	578,970 千円	364,740 千円

	施工期	平成 22 年 12 月～ 平成 24 年 1 月	平成 14 年 12 月～ 平成 16 年 3 月
	発注者	京 都 府	神 奈 川 県
2	工事名	緊急地方道路整備 B (府 代行) 工事 (上和知川橋上 部工)	平成 1 2 年度相模川流域 下水道左岸処理場 5 号汚 泥焼却炉棟築造工事 (土 木・建築) 公共 (その 2 6 債務負担)
	受注金額	239, 154 千円	203, 490 千円
	施工期	平成 13 年 12 月～ 平成 14 年 12 月	平成 13 年 2 月～ 平成 14 年 3 月

議案第100号関係資料(その3)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	東京都江東区豊洲5丁目 6番52号 日本橋梁・肥後建設共同 企業体	日本橋梁株式会 社東京支店 支店長 片山正人	千円 1,030,000	千円 8,425,083
2	東京都中央区日本橋富沢 町9番19号 宮地エンジニアリング・ 大斗共同企業体	宮地エンジニア リング株式会社 代表取締役社長 青田重利	1,525,000	34,644,418
3	栃木県下野市下古山143 番地 東綱橋梁・入江土木共同 企業体	東綱橋梁株式会 社 代表取締役 山口雅資	434,000	4,311,925
4	横浜市中区本町4丁目 43番地 戸田建設・菊地原建設工 業共同企業体	戸田建設株式会 社横浜支店 執行役員支店長 岩森耕一	23,021,000	433,199,683
5	横浜市西区みなとみらい 3丁目6番1号みなとみ らいセンタービル14F 大和小田急建設・山本組 共同企業体	大和小田急建設 株式会社横浜支 店 支店長 木学洋一郎	1,106,000	64,994,371
6	千葉県船橋市山野町27 番地 横河ブリッジ・木本建興 共同企業体	株式会社横河ブ リッジ 取締役社長 藤井久司	380,000	32,404,381

7	東京都中央区日本橋大伝馬町3番2号 高田機工・東神興業共同企業体	高田機工株式会社東京本社 営業本部橋梁営業部 部長代理 川 俣 孝 明	5,198,712	20,516,408
8	東京都港区芝浦3丁目17番12号 I H I インフラシステム・日栄建設共同企業体	株式会社 I H I インフラシステム営業本部東京営業部 部長 山 路 祥 一	4,933,822	45,994,812
9	横浜市中区桜木町1丁目1番地67 熊谷組・進建共同企業体	株式会社熊谷組 横浜営業所 所長 太 田 寛	13,384,162	207,187,080

議案第100号関係資料(その4)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況				備考
		技術 評価点	入札価格	評価値	順位	
1	日本橋梁・肥後建設共同 企業体	128.5	円 559,000,000	0.2298	1	落札
2	宮地エンジニアリング・ 大斗共同企業体	121.5	548,961,000	0.2213	2	
3	東綱橋梁・入江土木共同 企業体	121.5	558,430,000	0.2175	3	
4	戸田建設・菊地原建設工 業共同企業体	121.0	567,000,000	0.2134	4	
5	大和小田急建設・山本組 共同企業体	113.5	562,800,000	0.2016	5	
6	横河ブリッジ・木本建興 共同企業体		547,430,004			失格
7	高田機工・東神興業共同 企業体		546,000,000			失格
8	I H I インフラシステ ム・日栄建設共同企業体		543,000,000			失格
9	熊谷組・進建共同企業体		540,300,000			失格

※ 開札日時 平成24年7月20日 午前9時00分

※ 予定価格 657,260,000円(消費税及び地方消費税相当額を
除いた額)

調査基準価格 575,710,000円(消費税及び地方消費税相当額を
除いた額)

失格基準価格 547,540,700円(消費税及び地方消費税相当額を

除いた額)

- ※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。
- ※ 入札参加業者から提出された評価項目(企業の技術力、企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点(100点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、100万を乗じて得た数値が評価値となる。

工事請負契約について
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成24年8月27日提出

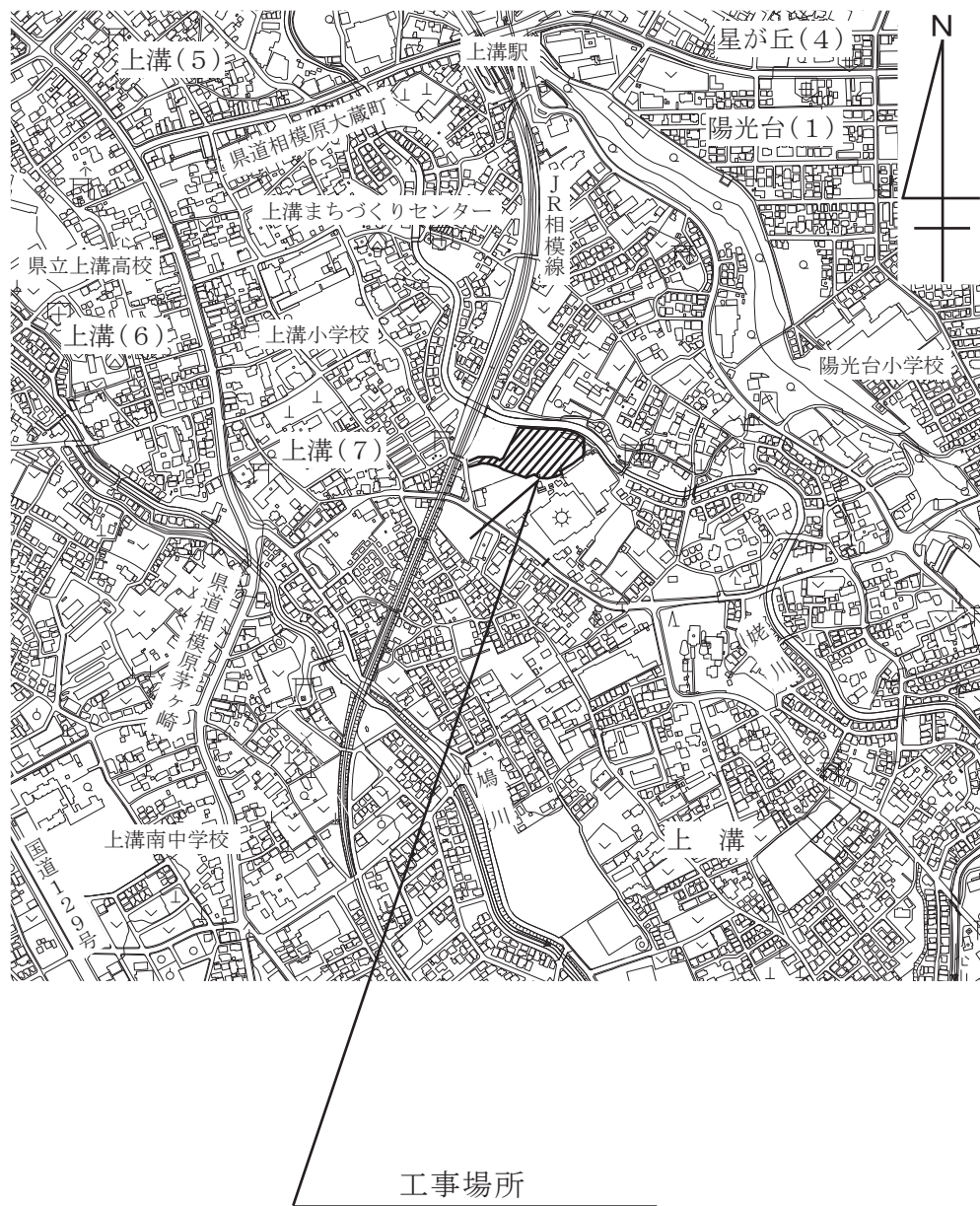
相模原市長 加山俊夫

- 1 工事の名称
(仮称)上溝学校給食センター新築工事
- 2 工事の場所
相模原市中央区上溝1880番2ほか
- 3 契約金額
480,196,500円
- 4 契約の相手方
相模原市緑区西橋本5丁目3番11号
相陽建設株式会社
代表取締役 古橋裕一
- 5 履行期限
本契約締結の日から480日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札

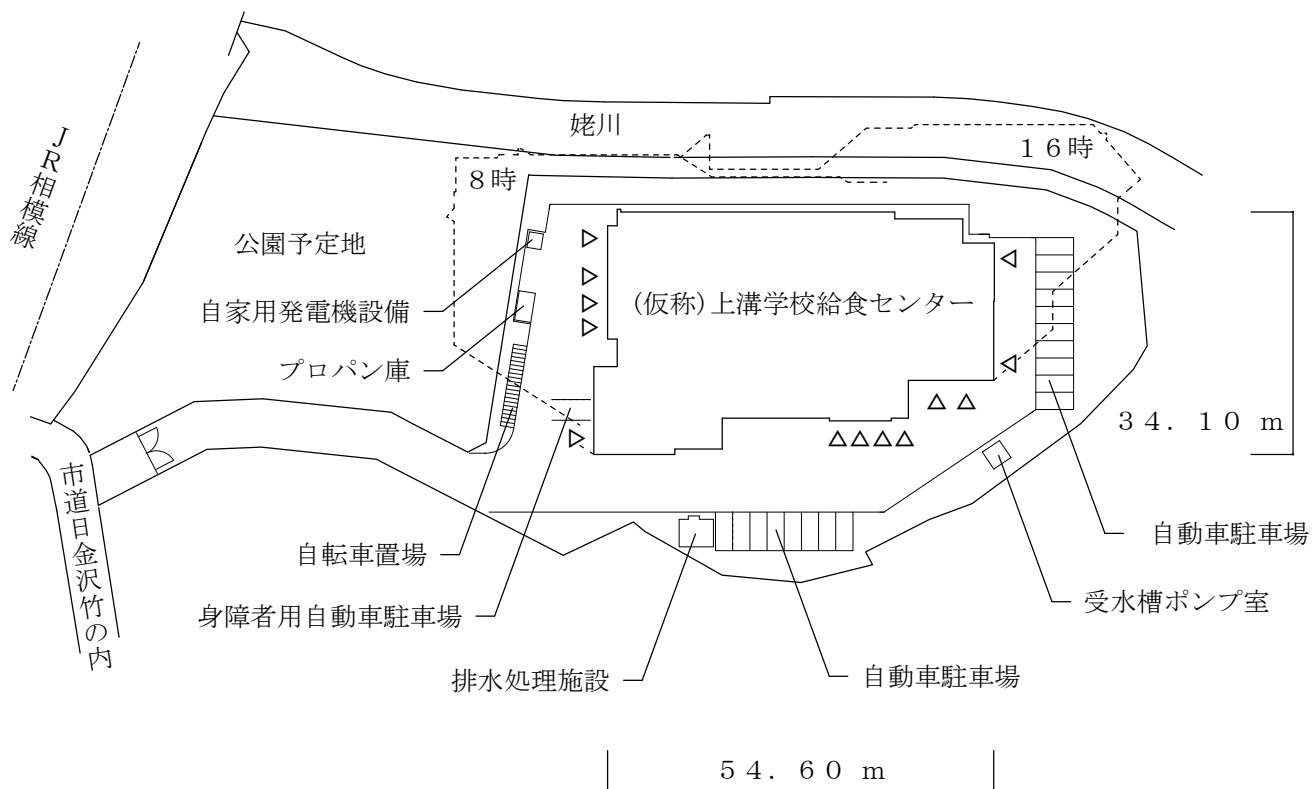
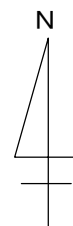
提案の理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条の規定により提案するものである。

案内図



配置図



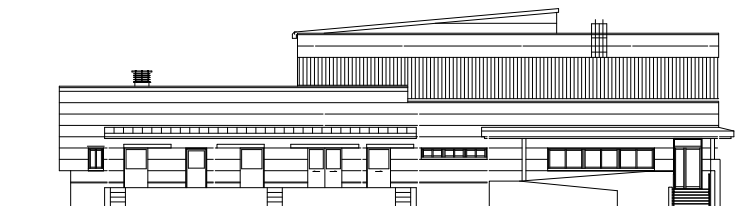
凡例

- 工事部分
- 日影部分

工事の概要

構 造	鉄骨造2階建
建築面積	1,649.40㎡
延べ床面積	1,996.79㎡

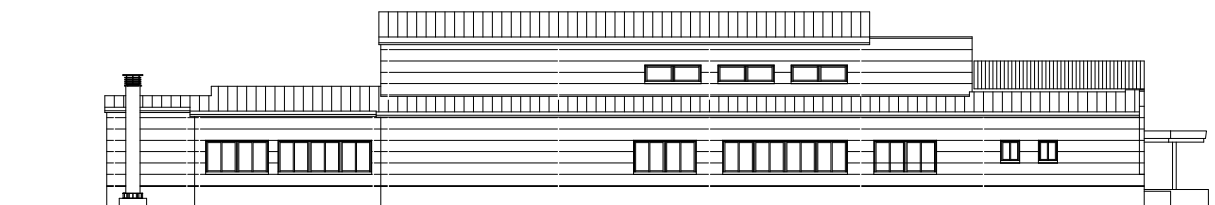
西立面图



東立面图



北立面图



南立面图



議案第101号関係資料(その2)

契約の相手方の概要

- 1 所在地及び名称
相模原市緑区西橋本5丁目3番11号
相陽建設株式会社
- 2 代表者
代表取締役 古橋 裕一
- 3 資本金
77,000千円
- 4 職員数
45人
- 5 年間工事完成高
1,595,970千円
- 6 建設業法による許可の番号及び年月日
神奈川県知事許可(特-22)第36757号
平成22年9月2日
- 7 営業年数
42年
- 8 最近における主な受注工事

発注者	相模原市	相模原市
工事名	相模原市立相武台中学校屋内運動場改築工事	相模原市営田名塩田団地建設工事(その3)
受注金額	302,400千円	761,197千円 (304,479千円)
施工期	平成14年5月～平成15年3月	平成16年9月～平成18年3月

※ 受注金額欄の()内の金額は、JVの出資比率に応じた相陽建設株式会社の請負分である。

議案第101号関係資料(その3)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	相模原市緑区西橋本5丁目3番11号 相陽建設株式会社	代表取締役 古橋裕一	千円 77,000	千円 1,595,970
2	相模原市中央区鹿沼台1丁目14番7号 株式会社櫻内工務店	代表取締役 櫻内康裕	50,000	1,946,911
3	相模原市南区麻溝台7丁目13番19号 株式会社正建	代表取締役 義見正一	30,000	1,042,959
4	相模原市中央区田名2085番地 久野建設株式会社	代表取締役 久野孝広	35,700	1,094,883
5	相模原市南区上鶴間7丁目2番11号 古木建設株式会社	代表取締役 古木賢治	90,000	1,144,809
6	相模原市中央区東淵野辺4丁目24番15号 谷津建設株式会社	代表取締役 谷津弘	50,000	4,071,400
7	相模原市中央区星が丘4丁目2番30号 株式会社西野工務店	代表取締役 西野清一	50,000	1,105,384
8	相模原市緑区橋本台3丁目18番35号 株式会社肥後建設	代表取締役 肥後重隆	30,000	660,087

9	相模原市南区松が枝町 4 番 5 号 株式会社中島建設	代表取締役 中 島 一 弘	50,000	5,295,148
10	相模原市中央区星が丘 4 丁目 1 番 1 9 号 西野建設株式会社	代表取締役 西 野 逸 郎	80,000	3,822,913
11	相模原市南区下溝 6 0 6 番地 2 1 芳賀建設工業株式会社	代表取締役 芳 賀 錠 二	50,000	784,934

議案第101号関係資料(その4)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況		備考
		順位	入札価格	
1	相陽建設株式会社	1	千円 457,330	落札
2	株式会社櫻内工務店	2	468,800	
3	株式会社正建	3	494,900	
4	久野建設株式会社	4	504,460	
5	古木建設株式会社	5	510,000	
6	谷津建設株式会社	6	518,310	
7	株式会社西野工務店	7	567,000	
8	株式会社肥後建設	8	580,000	
9	株式会社中島建設	9	672,200	
10	西野建設株式会社		456,740	失格
11	芳賀建設工業株式会社			辞退

※ 開札日時 平成24年7月5日 午前9時00分

※ 予定価格 515,600,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

最低制限価格 456,840,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

工事請負契約について
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 工事の名称
(仮称)上溝学校給食センター新築給排水衛生設備工事
- 2 工事の場所
相模原市中央区上溝1880番2ほか
- 3 契約金額
467,775,000円
- 4 契約の相手方
相模原市中央区上溝6丁目25番8号
野崎工業所・今井水道共同企業体
代表者 株式会社野崎工業所
代表取締役 野崎 徹
- 5 履行期限
本契約締結の日から480日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札

提案の理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条の規定により提案するものである。

議案第102号関係資料(その1)

(仮称)上溝学校給食センター新築給排水衛生設備工事の概要

- 1 衛生器具設備工事
衛生器具設備の設置
- 2 給水設備工事
 - (1) 屋内外給水設備の工事
 - (2) 給水本管からの水道引込工事
- 3 排水設備工事
 - (1) 屋内外排水設備の工事
 - (2) 厨房^{ちゅう}排水処理設備の設置
- 4 給湯設備工事
給湯設備の工事
- 5 消火設備工事
屋内消火栓の設置
- 6 厨房^{ちゅう}設備工事
厨房^{ちゅう}機器の設置
- 7 ガス設備工事
 - (1) 都市ガス設備の工事
 - (2) 災害時に備えたプロパンガス設備の工事

議案第102号関係資料(その2)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市中央区上溝6丁目25番8号

野崎工業所・今井水道共同企業体

2 代表者

株式会社野崎工業所 代表取締役 野 崎 徹

3 構成員

相模原市中央区上溝6丁目25番8号

株式会社野崎工業所 代表取締役 野 崎 徹

相模原市中央区中央6丁目10番26号

株式会社今井水道 代表取締役 今 井 寿 幸

4 各構成員の概要

構 成 員	株式会社野崎工業所	株式会社今井水道	
資 本 金	20,000 千円	20,000 千円	
職 員 数	12 人	11 人	
年 間 工 事 完 成 高	580,229 千円	301,303 千円	
建設業法による許可の 番号及び年月日	神奈川県知事許可 (特-19)第55927号 平成19年9月27日	神奈川県知事許可 (特-24)第10706号 平成24年4月24日	
営 業 年 数	53 年	43 年	
最近に おける 主な受 注工事	1		
	発注者	相 模 原 市	相 模 原 市
	工事名	(仮称)相模原市営上九沢 住宅建設給排水衛生設備 工事(その3)	(仮称)相模原市営上九沢 住宅建設給排水衛生設備 工事(その1)
	受注金額	183,750 千円	252,000 千円
施 工 期	平成13年7月～ 平成15年2月	平成12年7月～ 平成14年2月	

2	発注者	相 模 原 市	相 模 原 市
	工 事 名	相模原市立総合体育館改修給排水衛生設備工事	相模原市営上九沢団地建設給排水衛生設備工事(その5)
	受注金額	156,030 千円 (109,221 千円)	198,450 千円
	施 工 期	平成 20 年 10 月～ 平成 21 年 9 月	平成 14 年 7 月～ 平成 16 年 2 月

※ 受注金額欄の()内の金額は、JVの出資比率に応じた株式会社野崎工業所の請負分である。

議案第102号関係資料(その3)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	相模原市中央区上溝6丁目25番8号 野崎工業所・今井水道共同企業体	株式会社野崎工業所 代表取締役 野崎 徹	千円 40,000	千円 881,532
2	相模原市中央区宮下本町1丁目38番10号 協立設備・三親工業共同企業体	株式会社協立設備 代表取締役 鈴木 直人	43,000	819,899
3	相模原市南区西大沼1丁目18番2号 小池設備・折本設備共同企業体	株式会社小池設備 代表取締役 小池 重憲	71,000	1,179,297

議案第102号関係資料(その4)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況		備考
		順位	入札価格	
1	野崎工業所・今井水道共同企業体	1	千円 445,500	落札
2	協立設備・三親工業共同企業体	2	448,000	
3	小池設備・折本設備共同企業体	3	451,200	

※ 開札日時 平成24年7月5日 午前9時00分

※ 予定価格 452,260,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

最低制限価格 402,790,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

工事請負契約について
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 工事の名称
デジタル消防救急無線(活動波)整備工事
- 2 工事の場所
相模原市中央区中央2丁目218番1ほか
- 3 契約金額
1,102,500,000円
- 4 契約の相手方
横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
日本電気株式会社神奈川支社
支社長 山科俊治
- 5 履行期限
本契約締結の日から900日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札

提案の理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条の規定により提案するものである。

基地局及び中継局の設備配置図

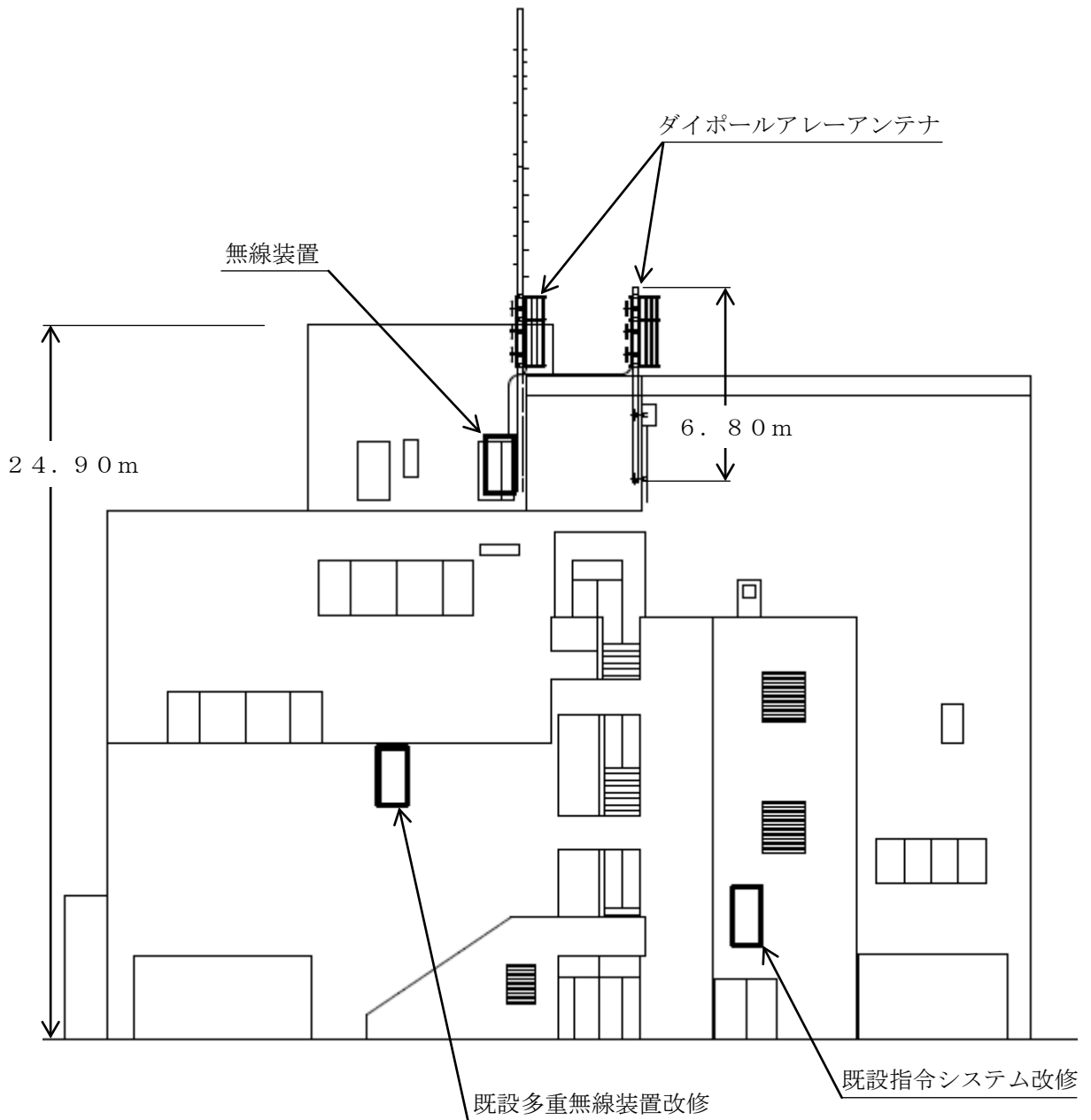


デジタル消防救急無線設備の概要



区 分		設備の数
基地局設備		5箇所
中継局設備		2箇所
遠隔制御器(各消防署)		4箇所
署所端末無線受信装置(各署所)		20箇所
移動局 設備	車載型無線装置	79台
	可搬型無線装置	4台
	車載型受令機	125台

立面図

消防指令センター基地局

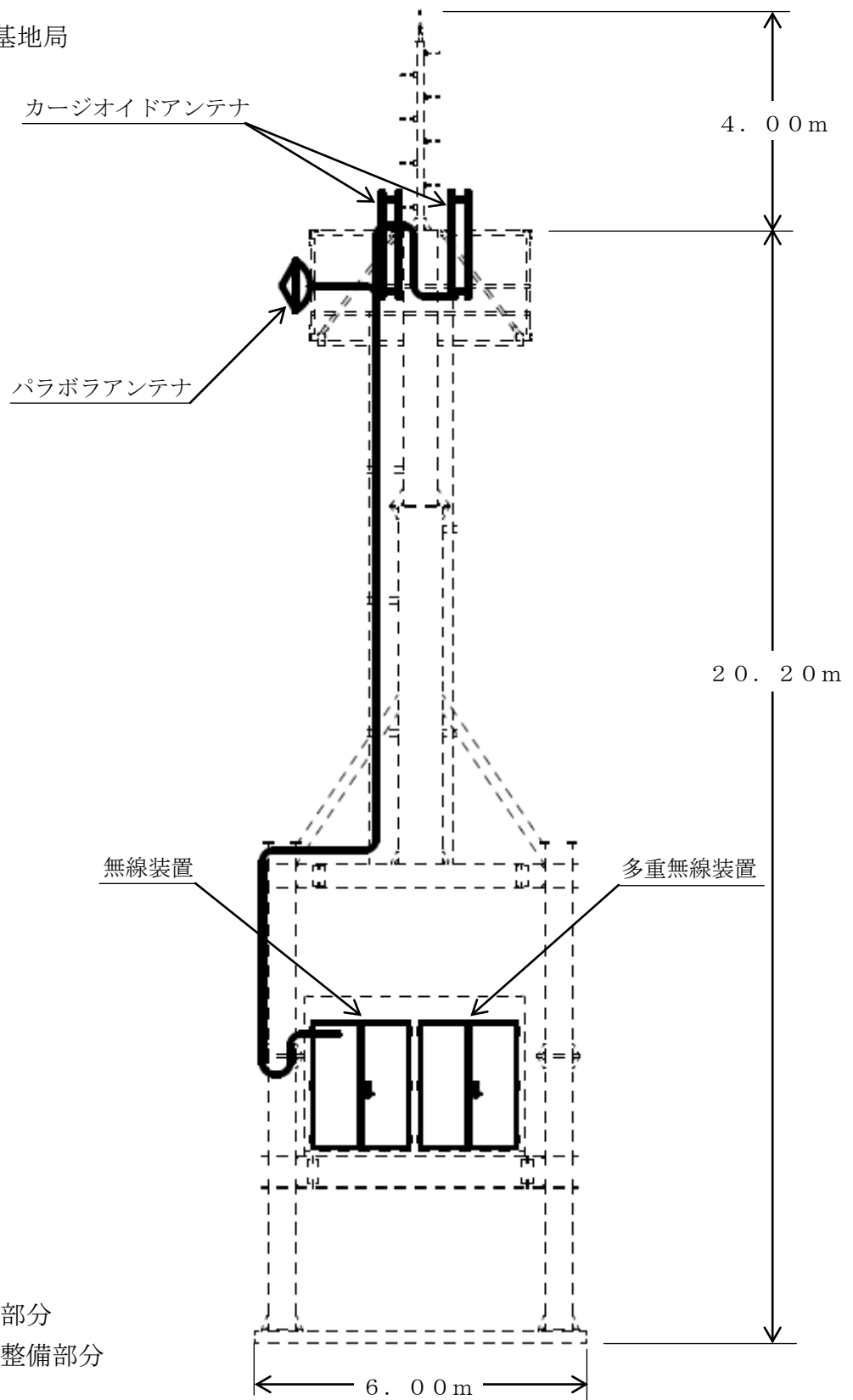


凡例

-  工事部分
-  既存部分

立面図

相武台分署基地局

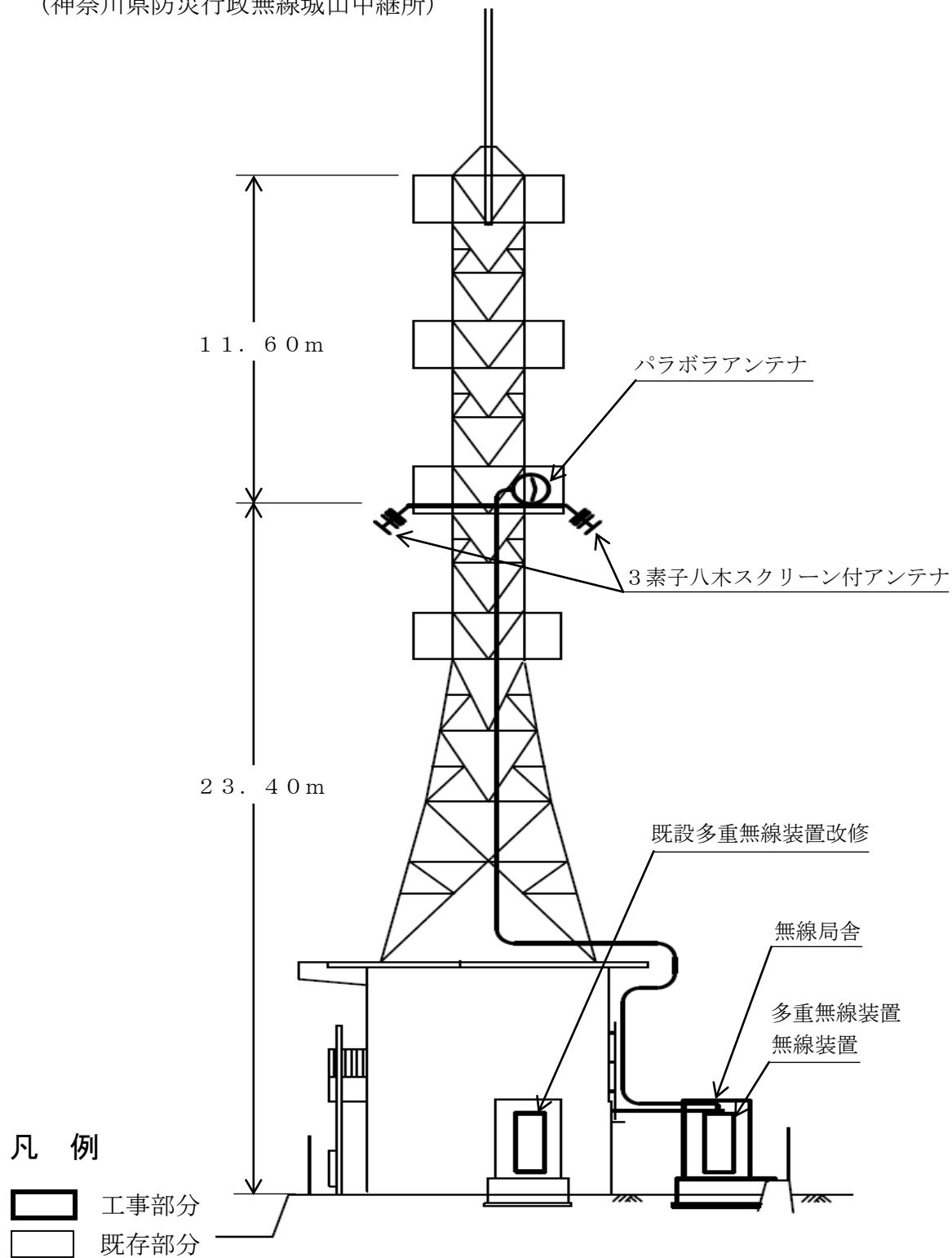


凡例

- 工事部分
- 県域整備部分

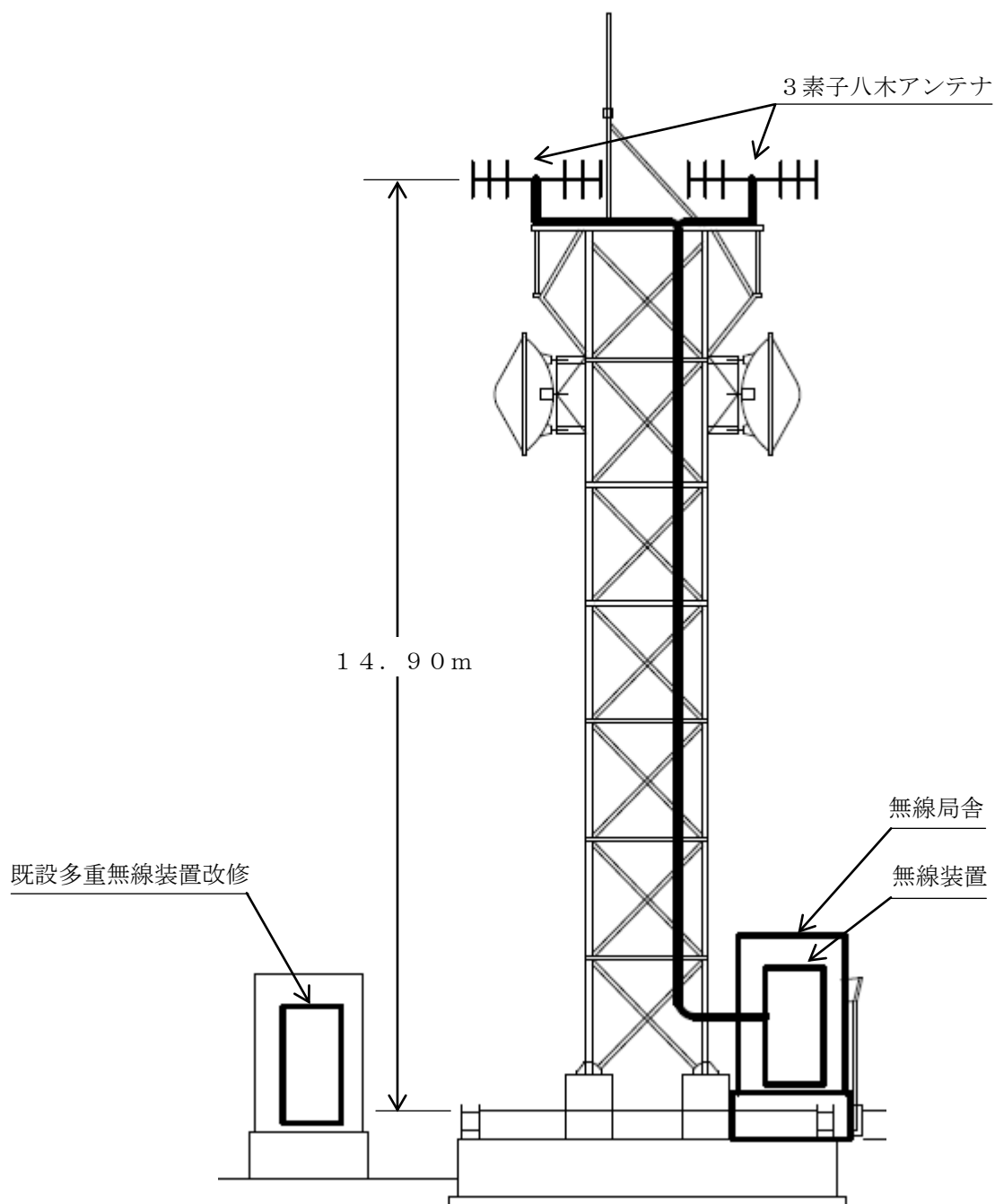
立面図

三井金沢基地局
(神奈川県防災行政無線城山中継所)


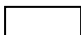


立面図

鉢岡山基地局

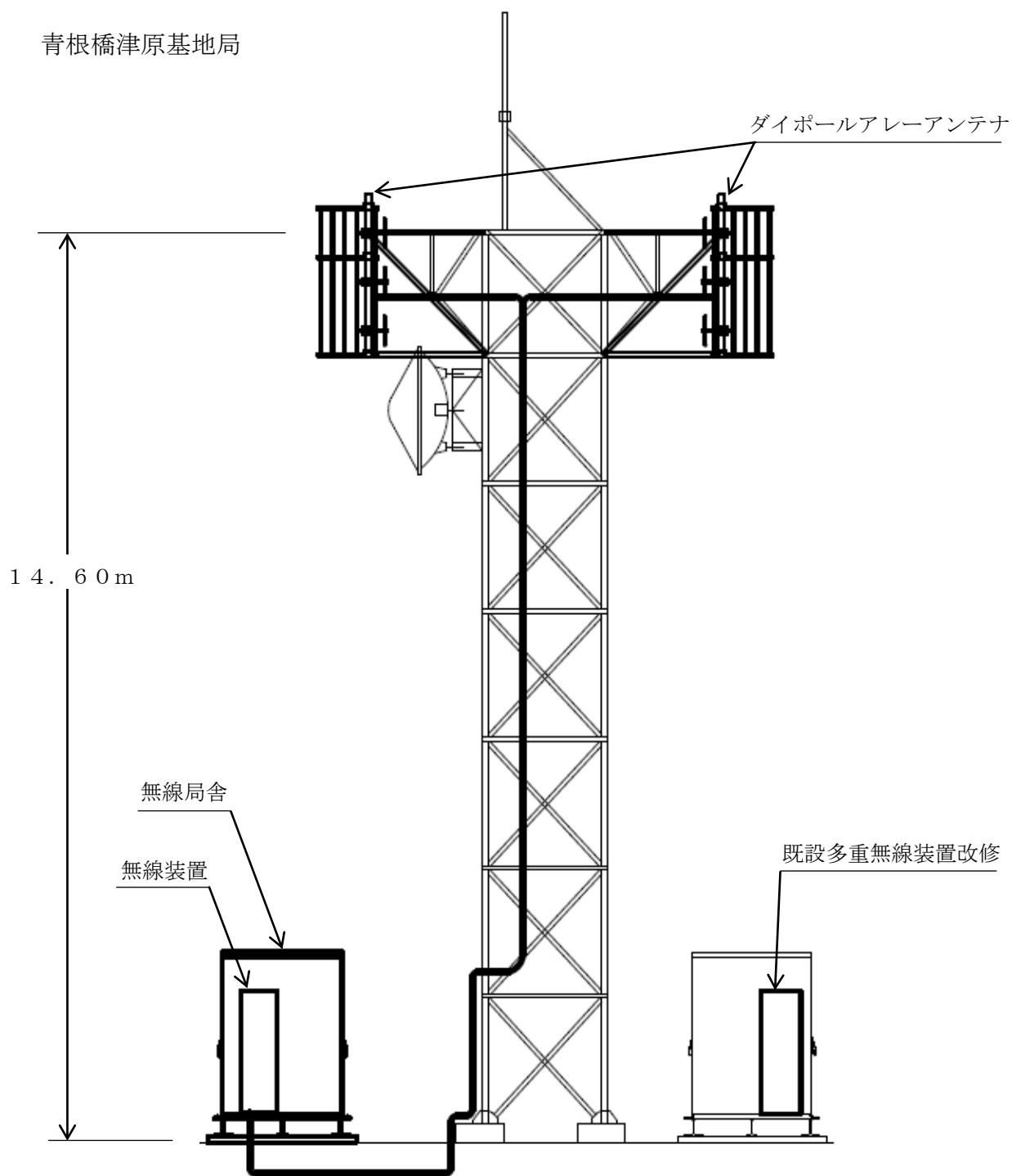


凡例

-  工事部分
-  既存部分

立面図

青根橋津原基地局

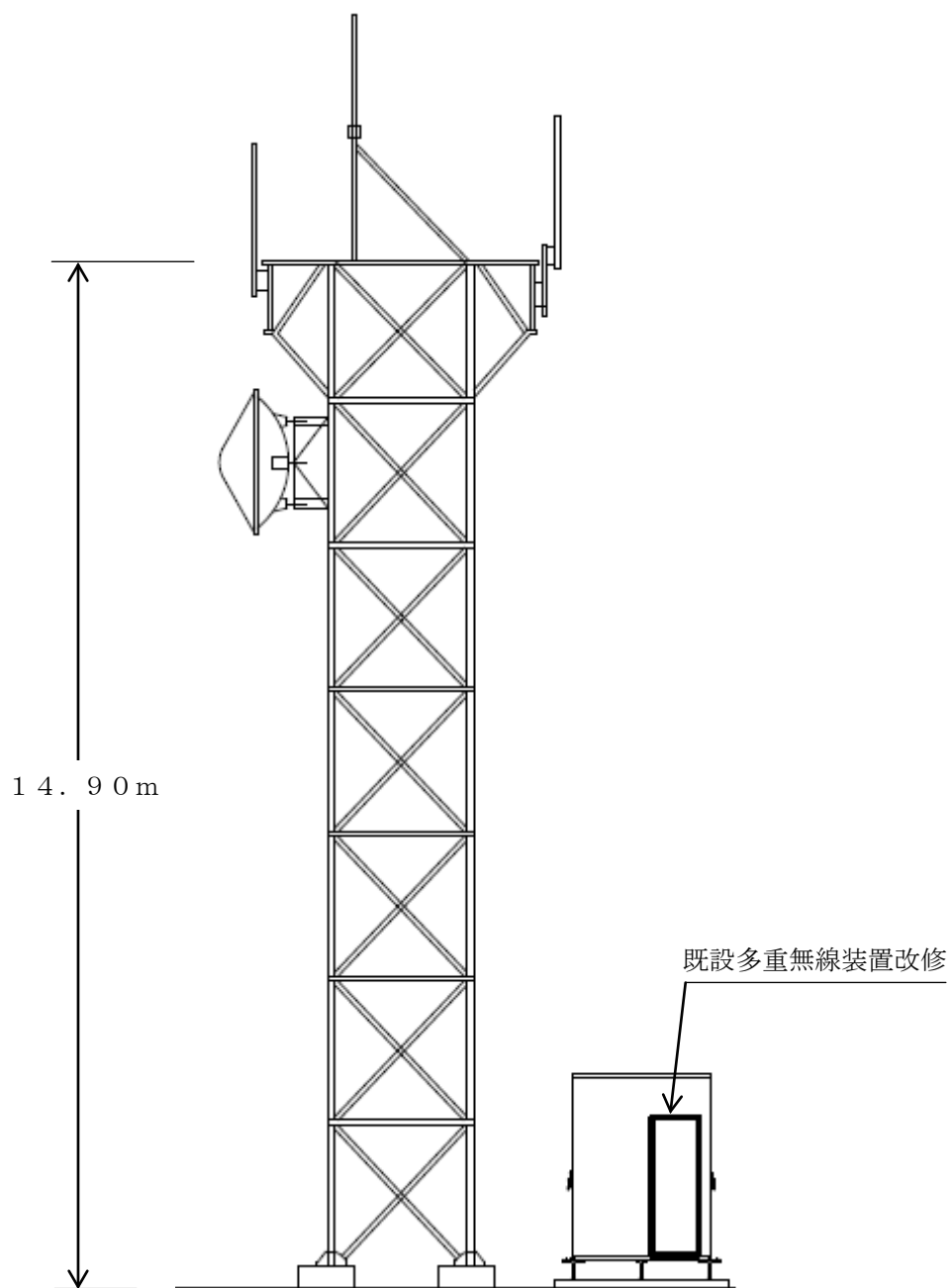


凡例


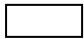
- 工事部分
- 既存部分

立面图

青野原山中中継局

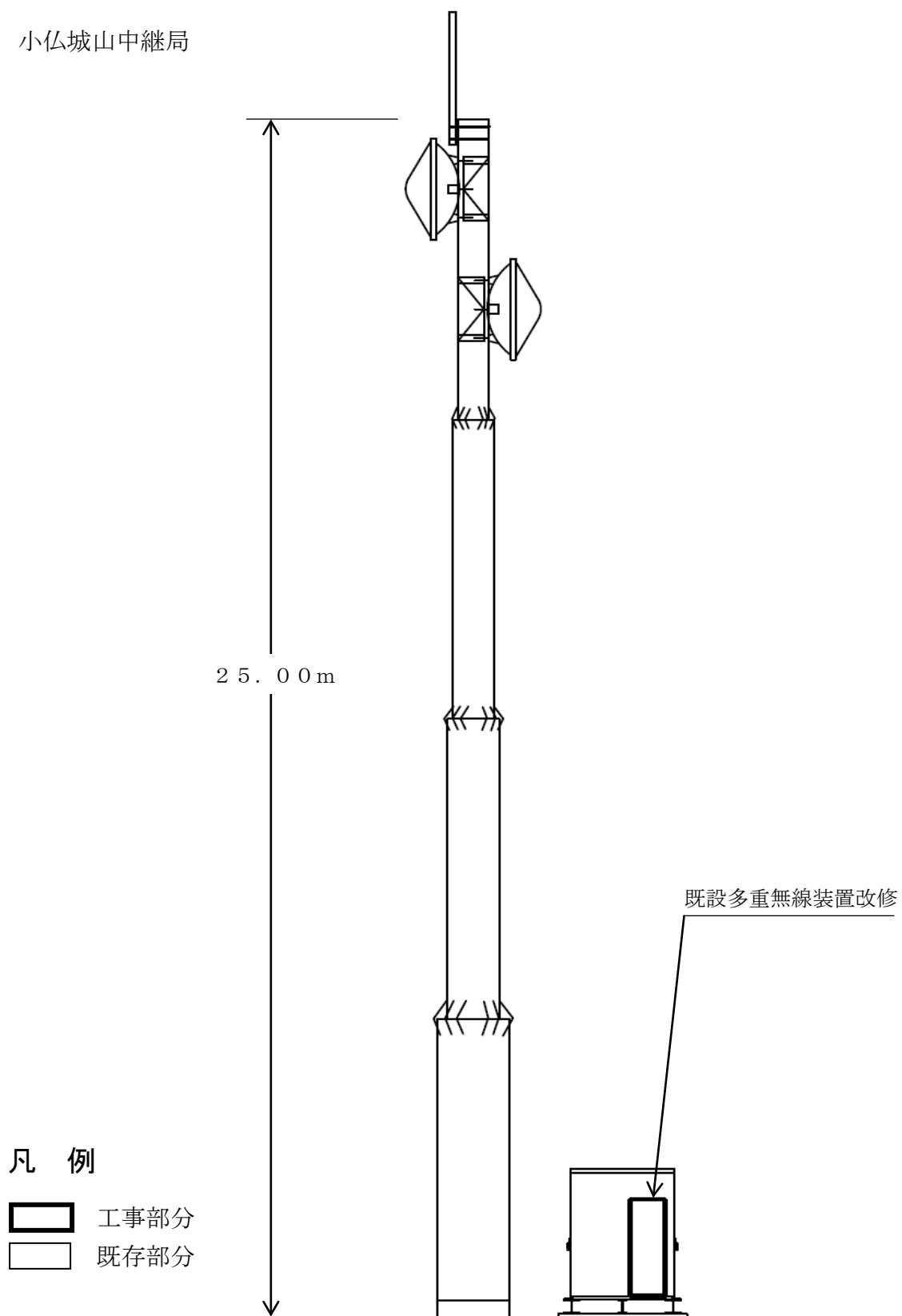


凡例

-  工事部分
-  既存部分

立面图

小仏城山中継局



議案第103号関係資料(その2)

契約の相手方の概要

- 1 所在地及び名称
横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号
日本電気株式会社神奈川支社
- 2 代表者
支社長 山科俊治
- 3 資本金
397,199,212千円
- 4 職員数
23,968人
- 5 年間工事完成高
45,857,849千円
- 6 建設業法による許可の番号及び年月日
国土交通大臣許可(特-22)第5526号
平成22年11月12日
- 7 営業年数
60年
- 8 最近における主な受注工事

発注者	愛知県	横浜市
工事名	デジタル地区移動系無線通信設備整備工事	消防通信指令設備工事
受注金額	870,450千円	3,202,500千円
施工期	平成19年7月～平成20年3月	平成13年6月～平成15年7月

議案第103号関係資料(その3)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	横浜市西区みなとみらい 2丁目3番5号 日本電気株式会社神奈川 支社	支社長 山科俊治	千円 397,199,212	千円 45,857,849

議案第103号関係資料(その4)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況		備考
		順位	入札価格	
1	日本電気株式会社神奈川支社	1	千円 1,050,000	

※ 開札日時 平成24年7月13日 午後1時00分

※ 予定価格 1,127,320,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 1,007,750,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

不動産の処分について
次のとおり、土地を処分する。

平成24年8月27日提出

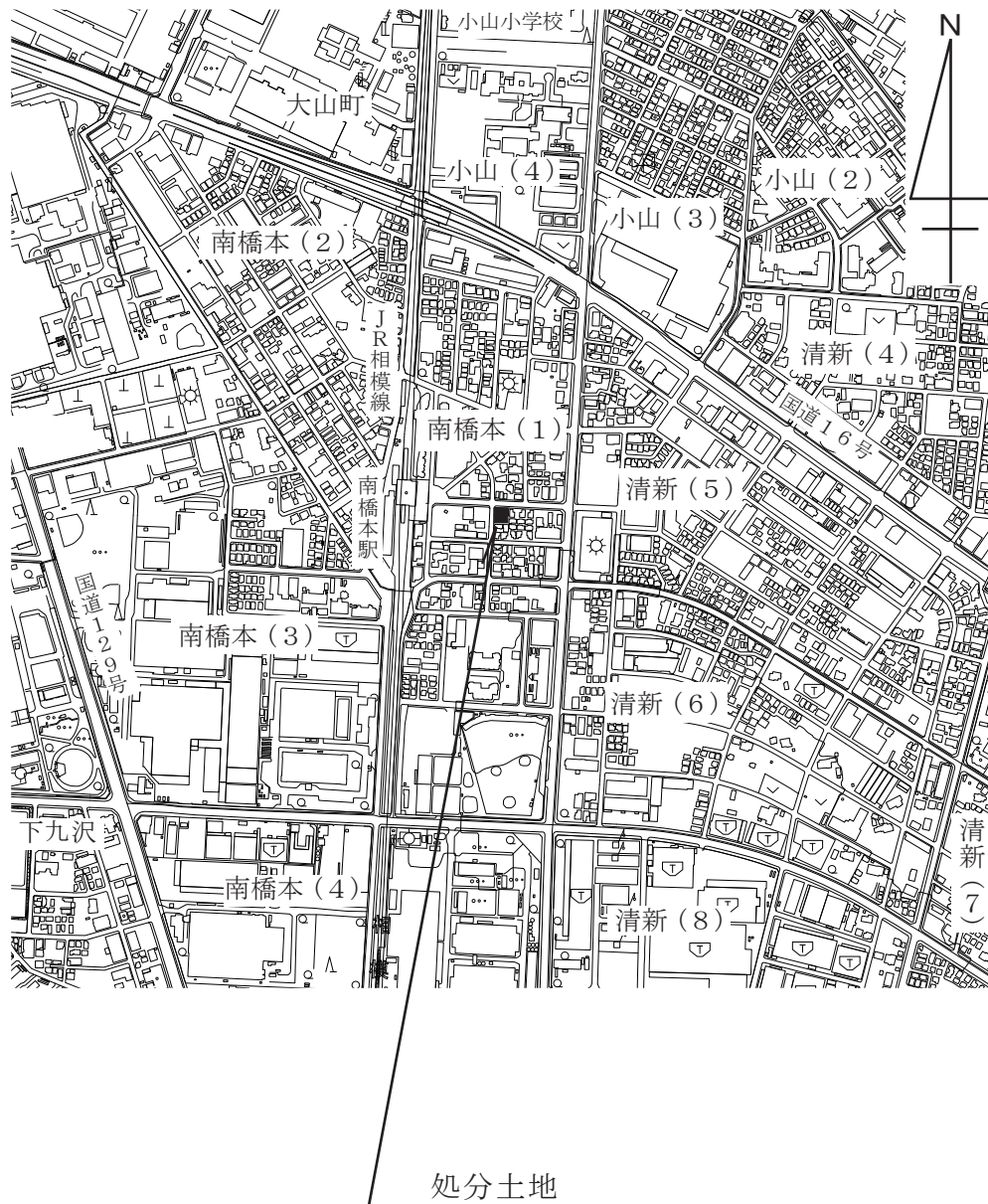
相模原市長 加山俊夫

- 1 所在、地番、地目及び地積
相模原市中央区南橋本1丁目13番4
宅地
436.45平方メートル
- 2 処分の方法
無償譲渡
- 3 相手方
相模原市中央区南橋本1丁目8番5号
自治会法人南橋本自治会
会長 小山 征一

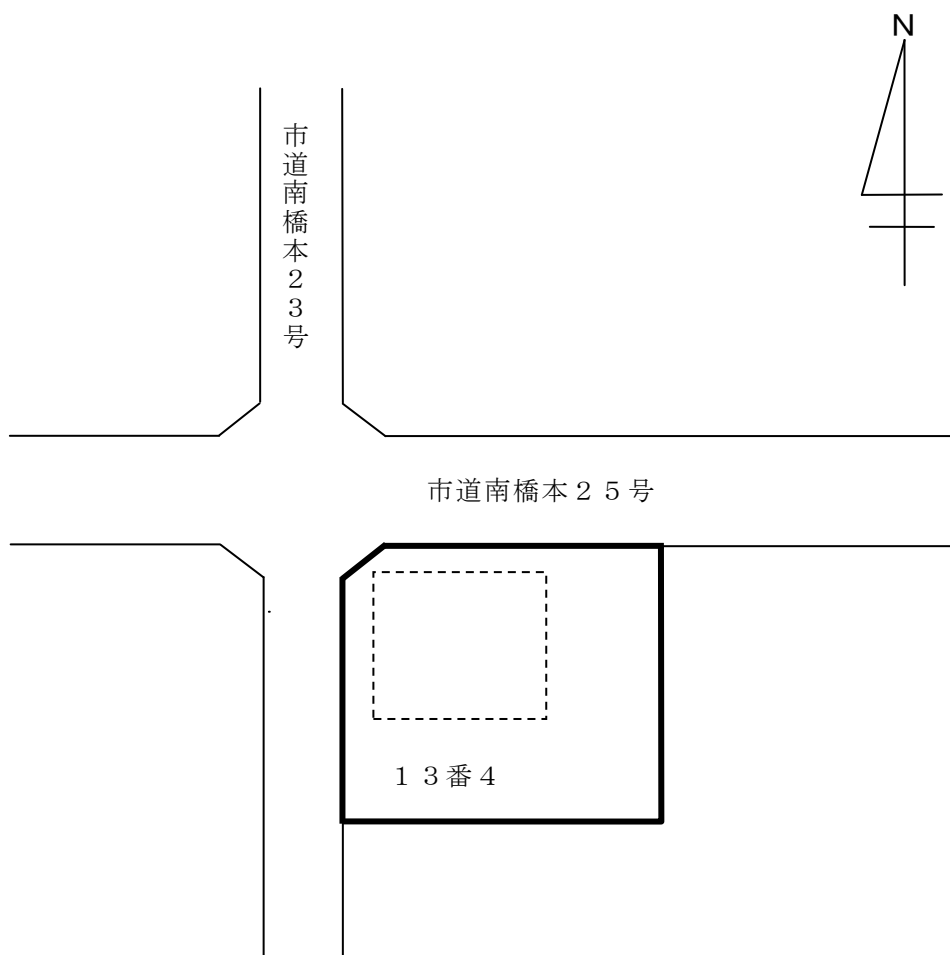
提案の理由

自治会集会所用地として寄附を受けた土地について、当該土地を自治会法人南橋本自治会に対して無償譲渡いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により提案するものである。

案内図



処分土地



凡例



処分土地



自治会集会所

損害賠償額の決定について
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

1 損害賠償額

5,914,965円

2 被害者

甲 相模原市中央区千代田6丁目
社会福祉法人あすなろ会

乙、丙及び丁 市内在住者

3 事故の概要

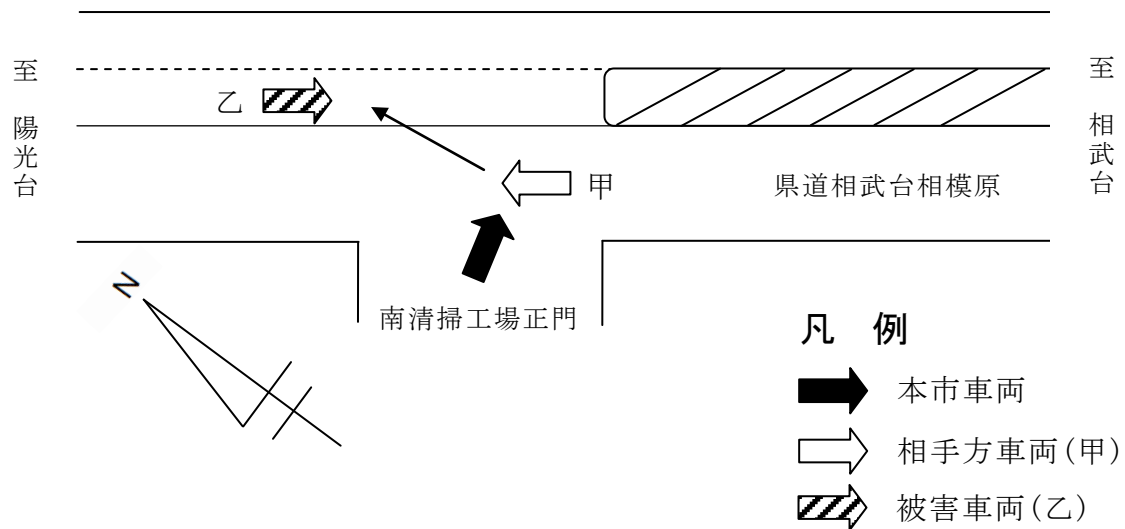
平成22年9月14日午後2時5分頃、相模原市南区麻溝台1524番地1の相模原市南清掃工場先の県道相武台相模原において、本市塵芥車(相模800す1866、橋本台環境事業所職員運転)が、同工場正門から出るため右折した際、右側から直進してきた甲の軽乗用車の左前面に衝突し、甲の車両が、同工場に進入するため対向車線に停車していた乙の普通乗用車に衝突して、甲及び乙の車両を破損させ、乙並びに甲の車両に乗車していた丙及び丁を負傷させたものである。(本市の責任割合 80%)

提案の理由

交通事故により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第105号関係資料

1 事故発生場所



2 相手方の被害

甲 軽乗用車左前面ライト、フロントバンパー等破損

乙 頸椎捻挫、腰椎捻挫、休業損害

(治療期間 平成22年9月14日から平成23年4月27日まで)

普通乗用車右前面ライト、フロントバンパー等破損

丙 胸部打撲

(治癒年月日 平成22年9月28日)

丁 頸椎捻挫、胸部打撲

(治癒年月日 平成22年9月28日)

3 損害賠償額

甲 345,584円

乙 5,484,821円

丙 31,140円

丁 53,420円

計 5,914,965円

損害賠償額の決定について

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

1 損害賠償額

2,798,360円

2 被害者

市内在住者

3 事故の概要

平成23年7月19日から20日までの間に、台風6号の接近に伴う豪雨により、相模原市緑区名倉3305番地先の認定外道路に接する被害者所有の上部法面及び認定外道路である下部法面が崩落し、大量の土砂が被害者の宅地内に流入して家屋の一部、物置等を破損したものである。

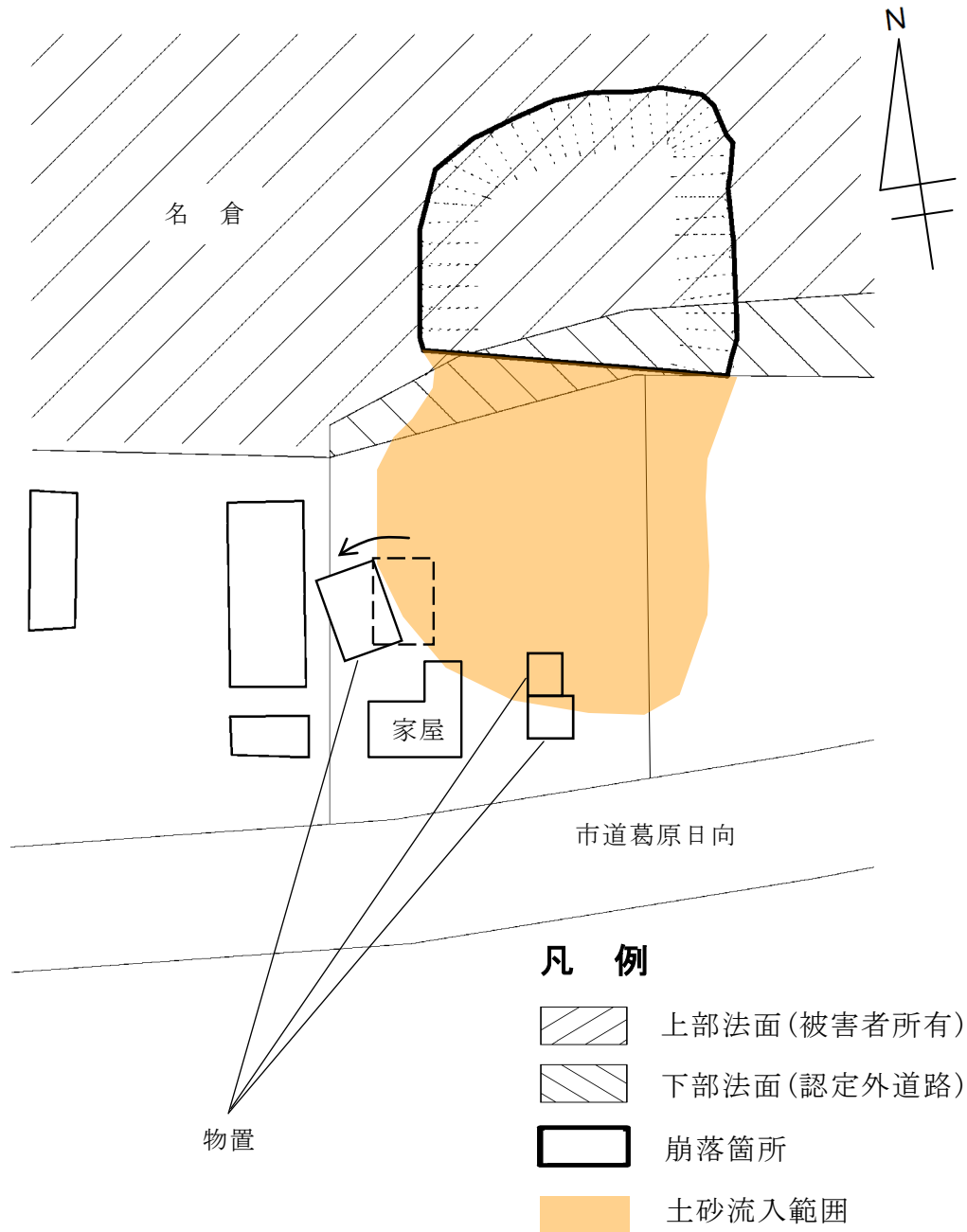
(本市の責任割合 30%)

提案の理由

市の道路管理^{かし}瑕疵により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第106号関係資料

1 事故発生場所



2 相手方の被害

宅地への土砂流入及び家屋の一部、物置等の破損

3 損害賠償額

2, 798, 360円

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

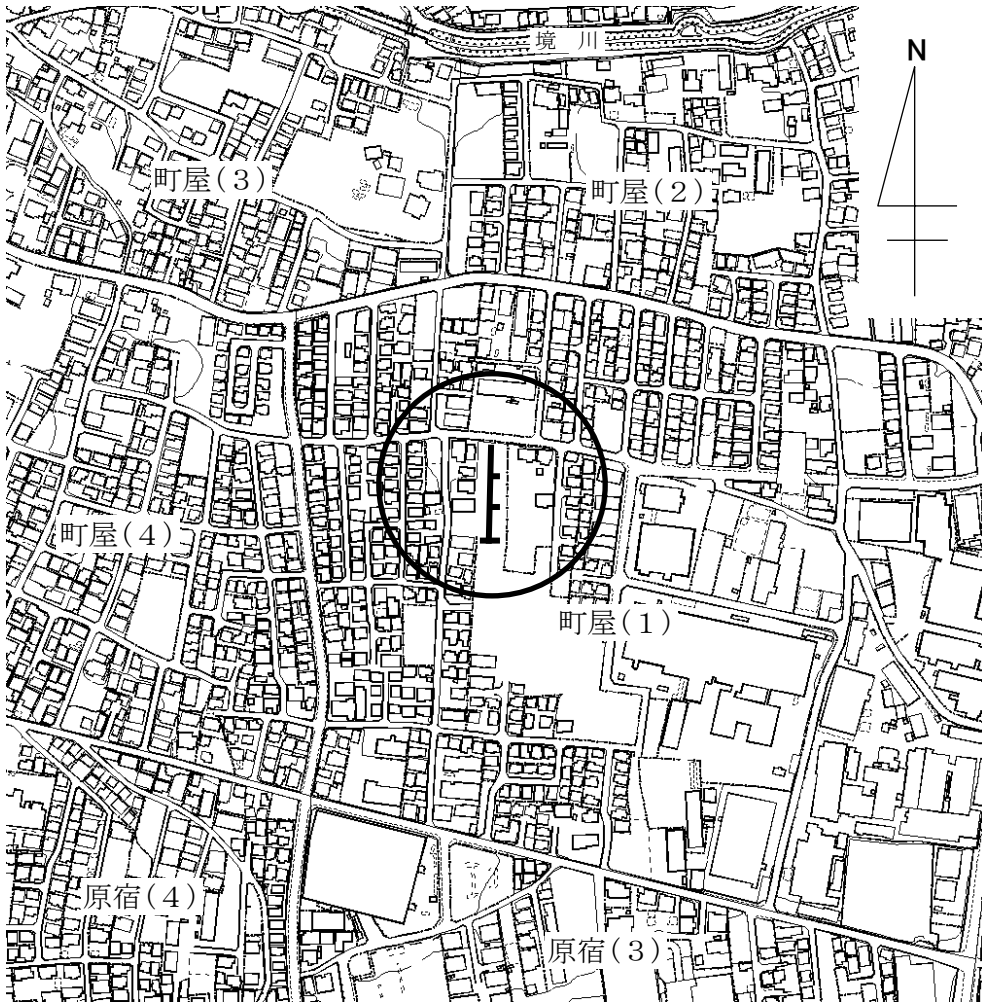
路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
本郷南 18号	緑区町屋1丁目 3204番7地先	緑区町屋1丁目 3204番13地先	4.0 ～5.0	113	別図1
水郷田名 2号	中央区水郷田名3丁目 194番6地先	中央区水郷田名3丁目 194番18地先	4.5 ～5.0	62	別図2
田名 1155号	中央区田名 1312番5地先	中央区田名 1312番8地先	4.0 ～5.0	56	別図3
田名 1156号	中央区田名 1551番21地先	中央区田名 1551番6地先	4.0 ～4.5	77	別図4
田名 1157号	中央区田名 2704番5地先	中央区田名 2704番8地先	5.0	44	別図5
田名 1158号	中央区田名 3225番13地先	中央区田名 3225番21地先	4.0 ～4.5	62	別図6
磯部 257号	南区磯部 416番1地先	南区磯部 416番10地先	4.0 ～5.0	68	別図7
相南 49号	南区相南2丁目 5236番39地先	南区相南2丁目 5236番36地先	4.0 ～5.0	38	別図8
西大沼 91号	南区西大沼1丁目 3492番92地先	南区西大沼1丁目 3492番105地先	5.0 ～5.1	121	別図9
長竹 53号	緑区長竹 1386番3地先	緑区長竹 1353番4地先	4.0 ～4.5	67	別図10
麻溝台 179号	南区麻溝台5丁目 2703番4地先	南区麻溝台5丁目 2703番1地先	4.0	52	別図11

提案の理由

開発行為及び寄附に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

別 図 1

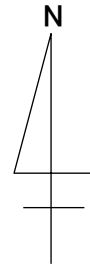
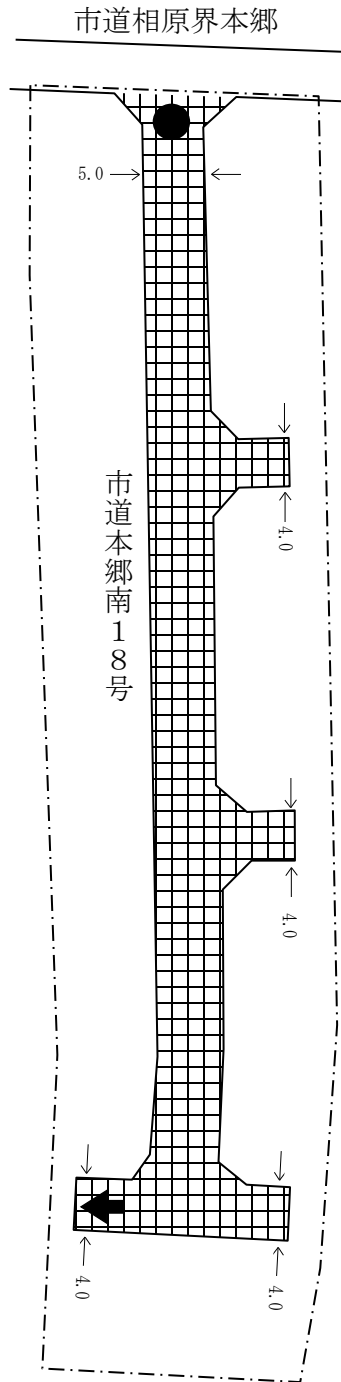
1 案内図





2 道路の概要

路線名	本郷南18号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区町屋1丁目3204番1外 19筆
開発行為の面積	2,219.12㎡
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

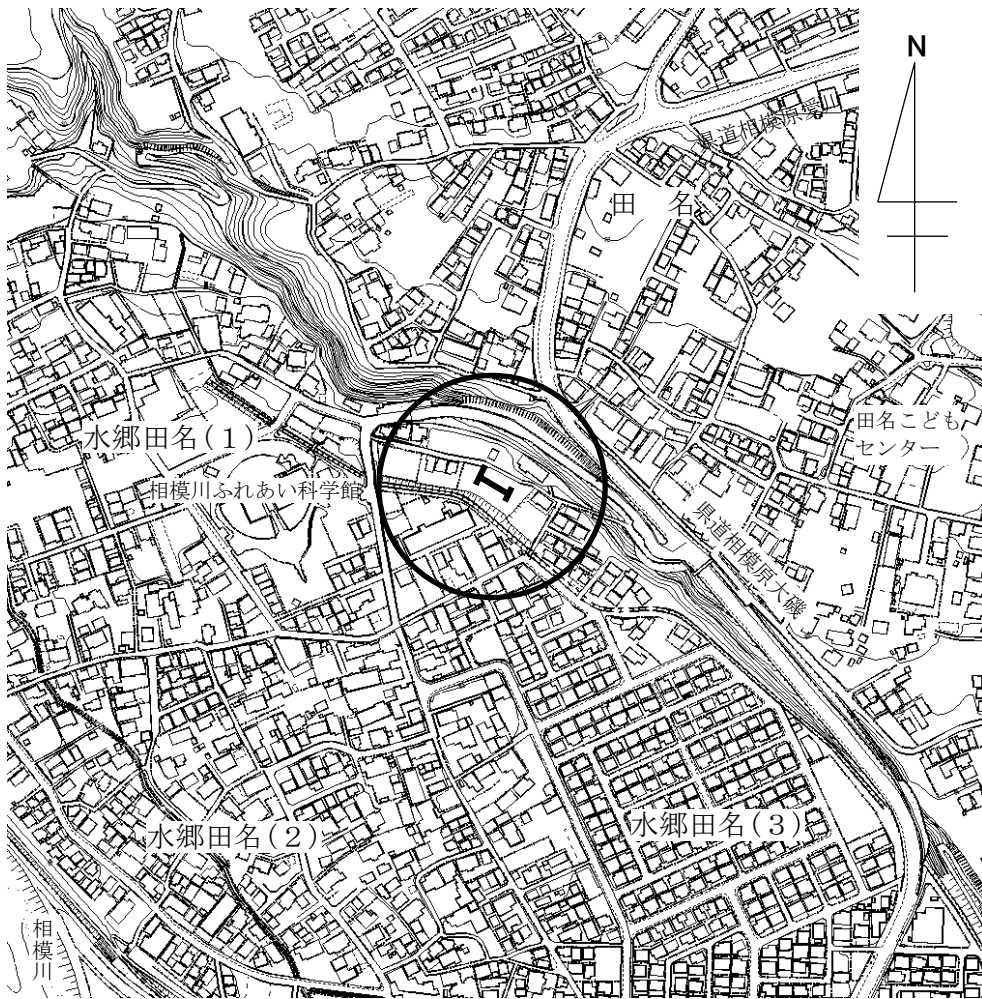


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0m~5.0m
- 延長 113m

別 図 2

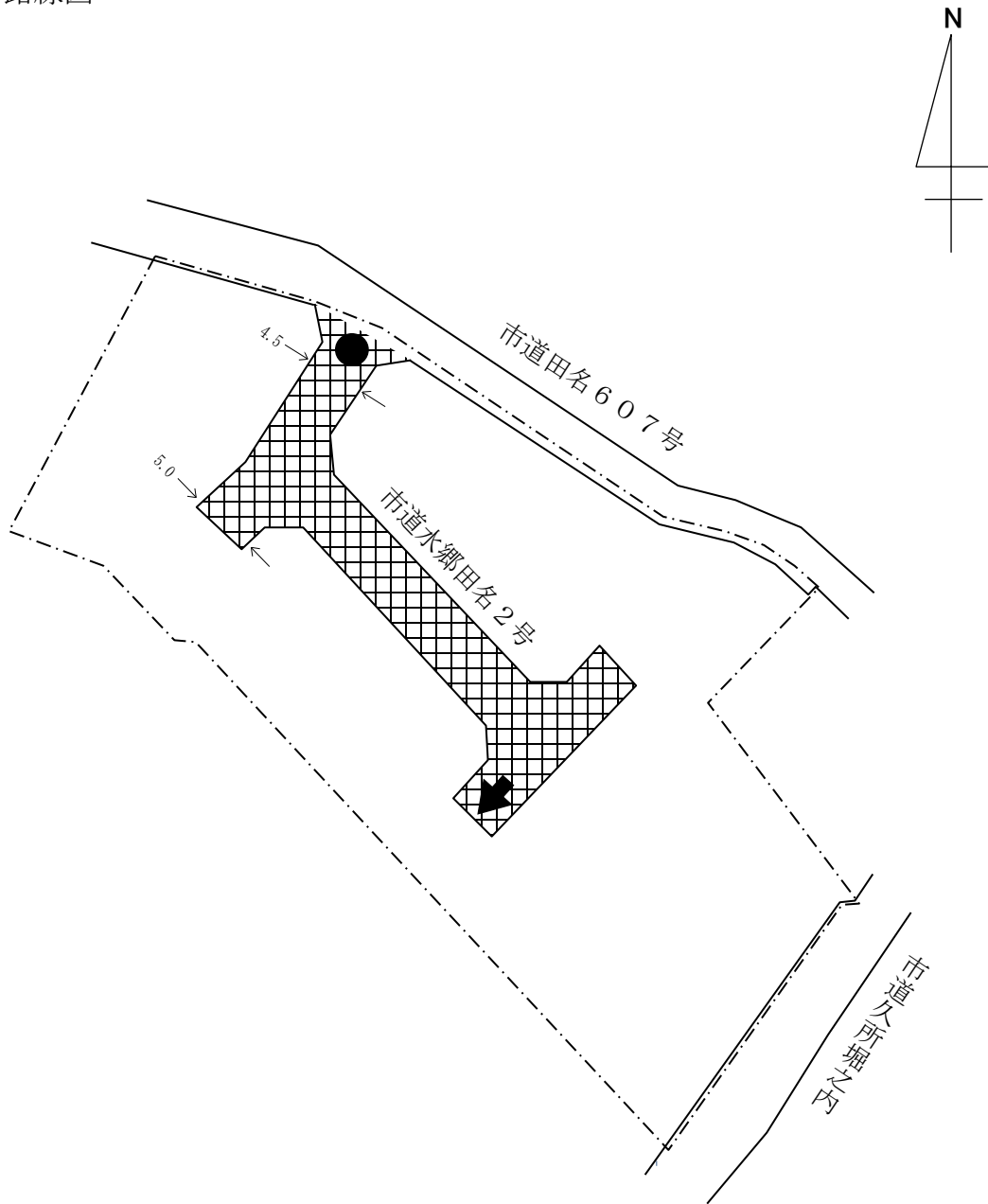
1 案内図





2 道路の概要

路線名	水郷田名2号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区水郷田名3丁目194番1外 20筆
開発行為の面積	2,169.38㎡
予定建築物の用途等	専用住宅16宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

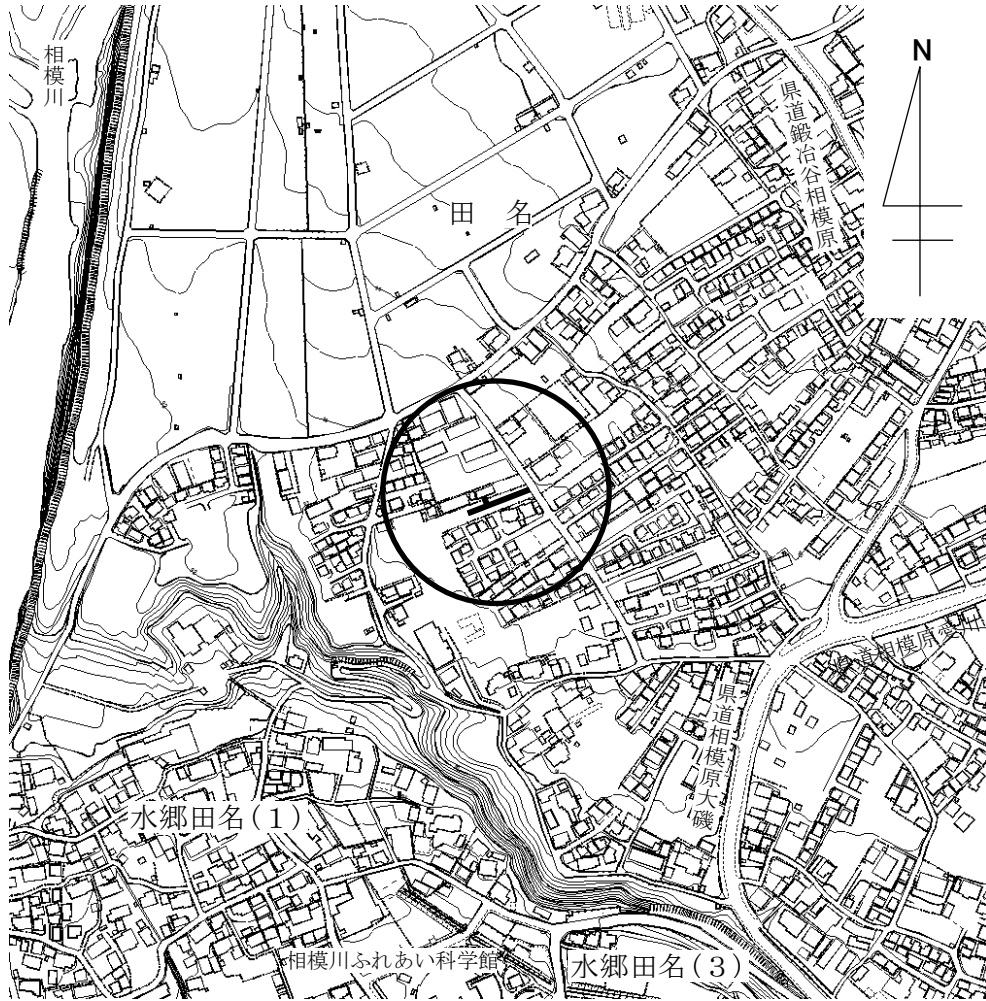


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m~5.0m
- 延長 62m

別 図 3

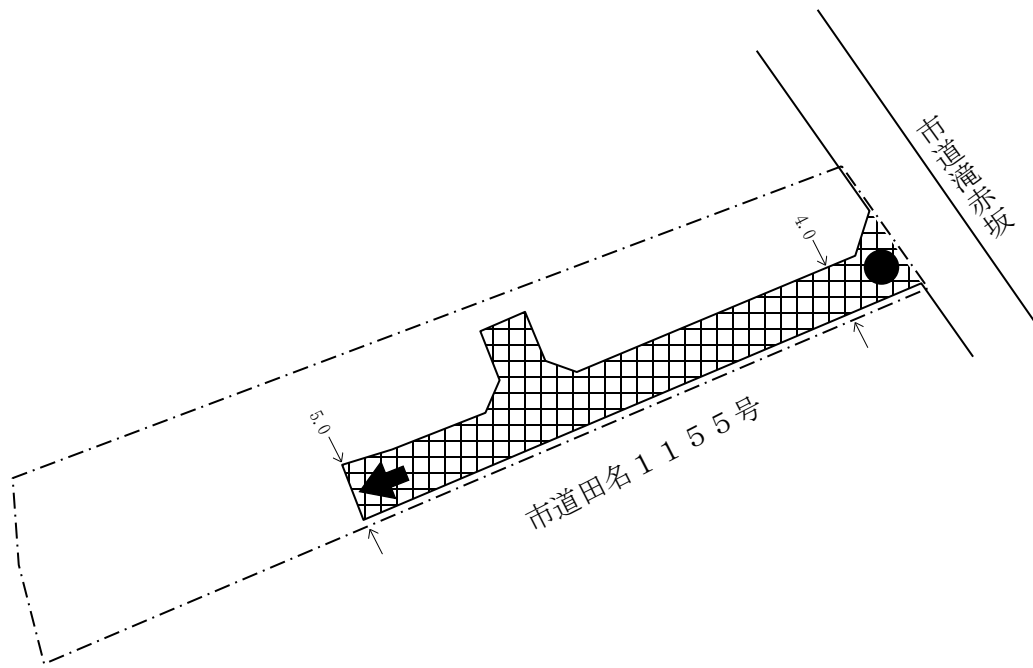
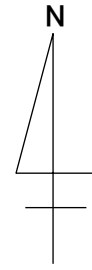
1 案内図





2 道路の概要

路線名	田名1155号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名1312番1外 8筆
開発行為の面積	1,025.89㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

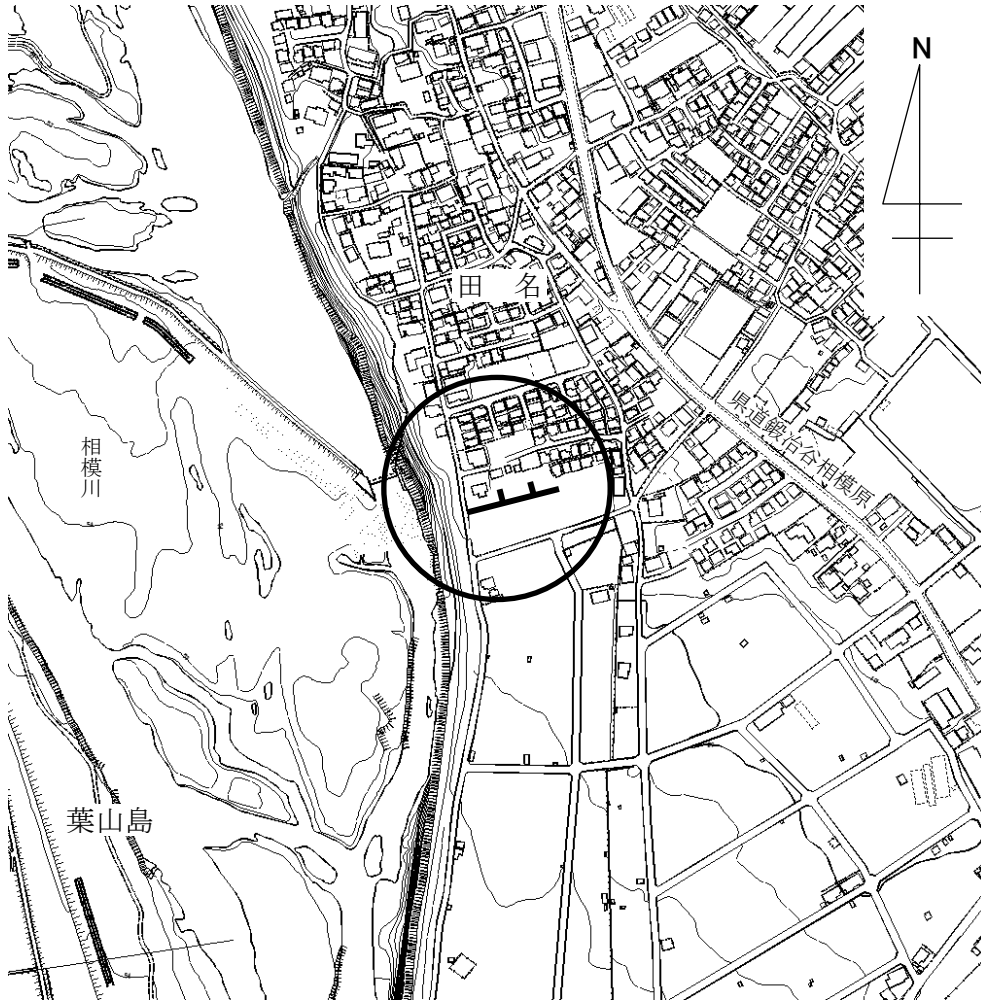


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0m~5.0m
- 延長 56m

別 図 4

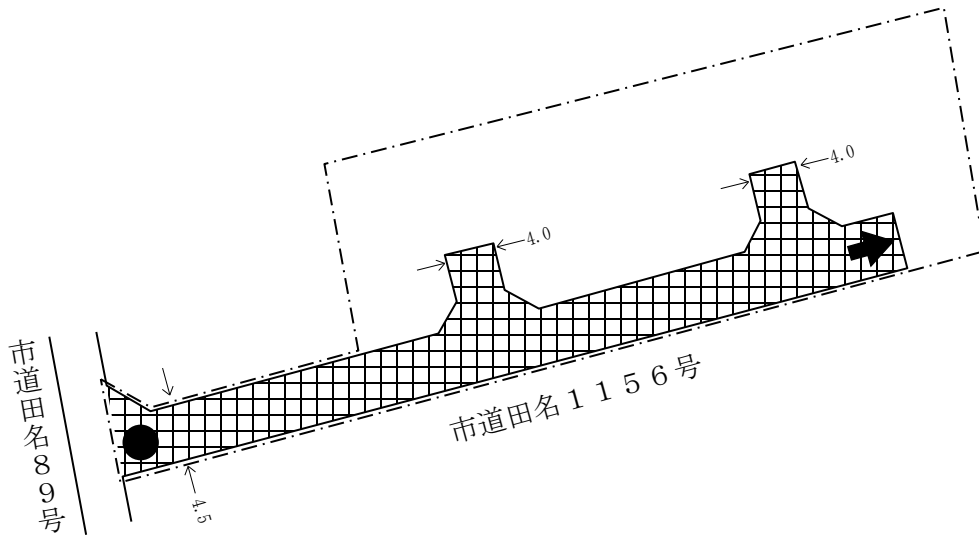
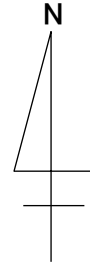
1 案内図





2 道路の概要

路線名	田名1156号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名1555番1外 10筆
開発行為の面積	1,115.27㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図

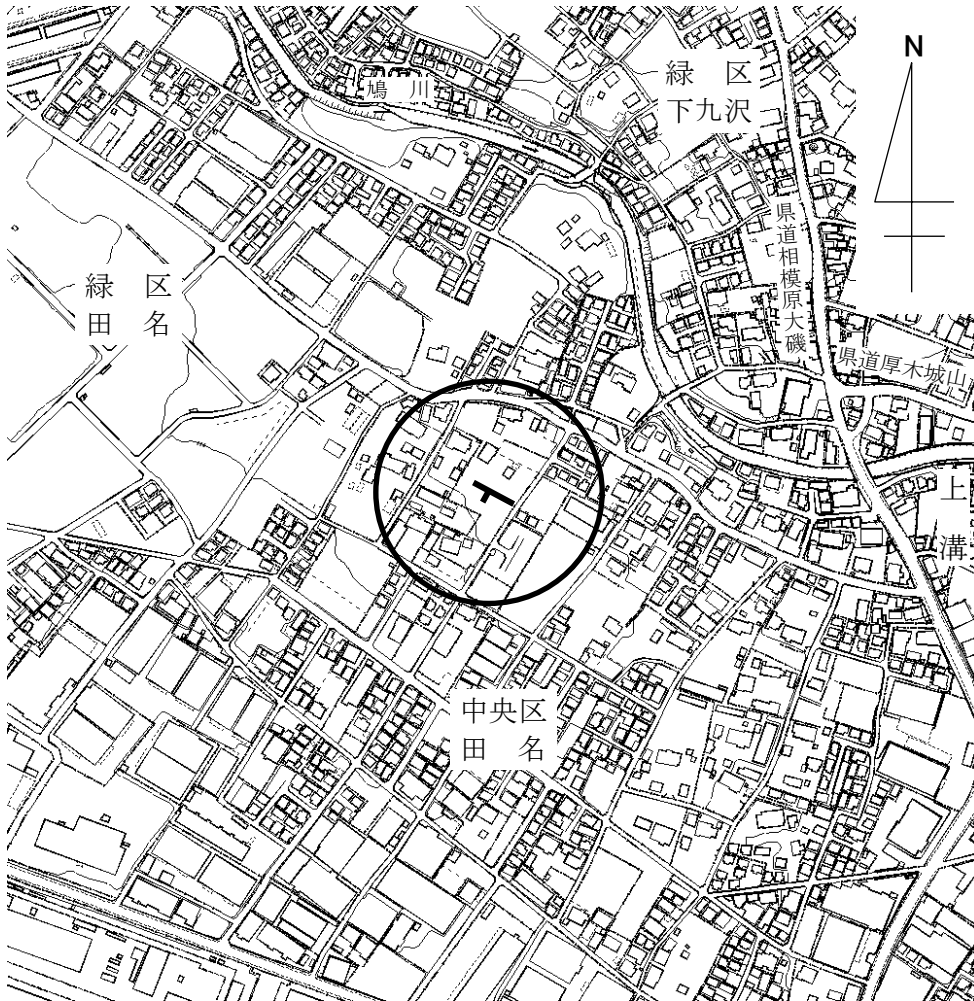


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0m~4.5m
- 延長 77m

別 図 5

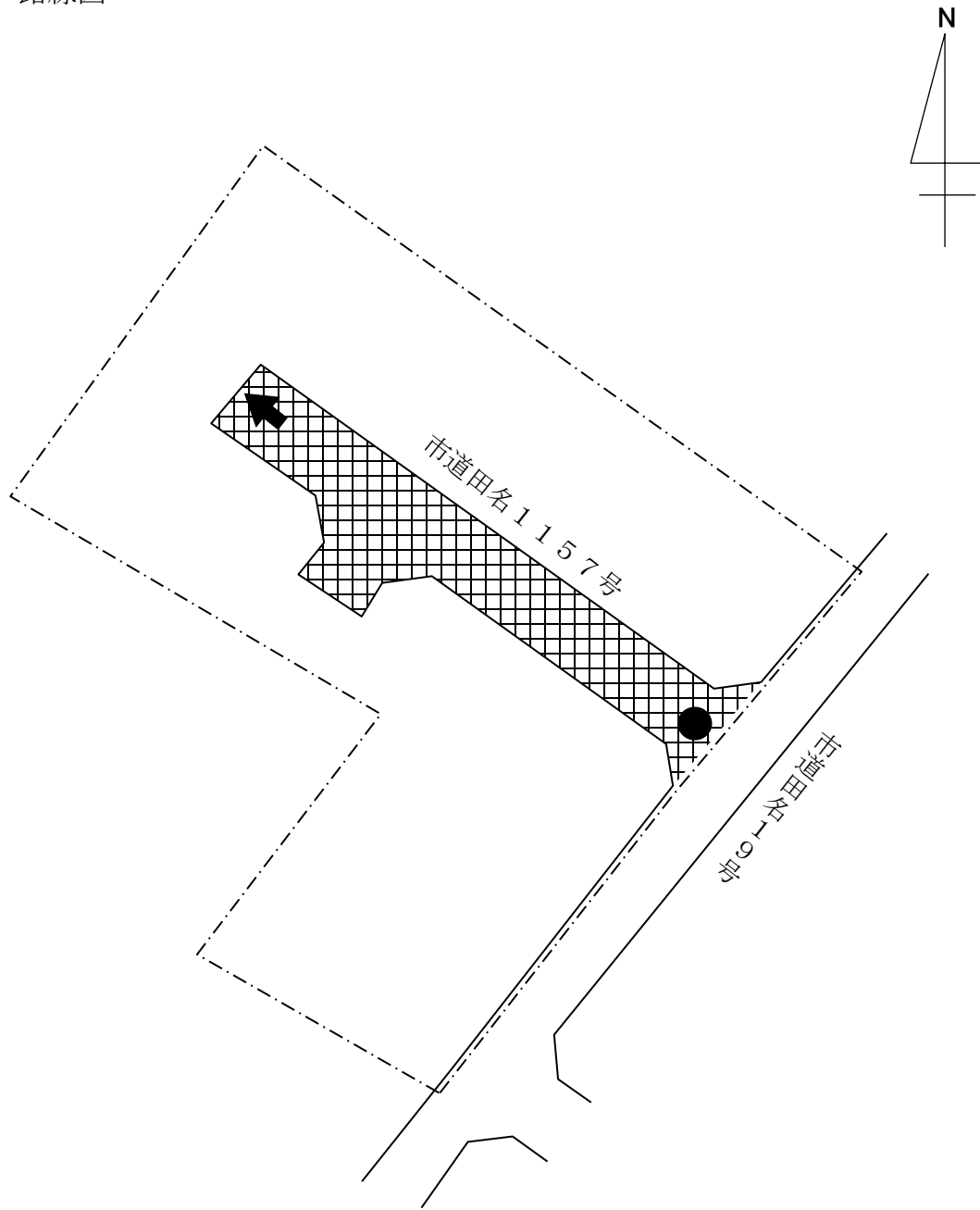
1 案内図





2 道路の概要

路線名	田名1157号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名2704番1外 14筆
開発行為の面積	1,674.02㎡
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

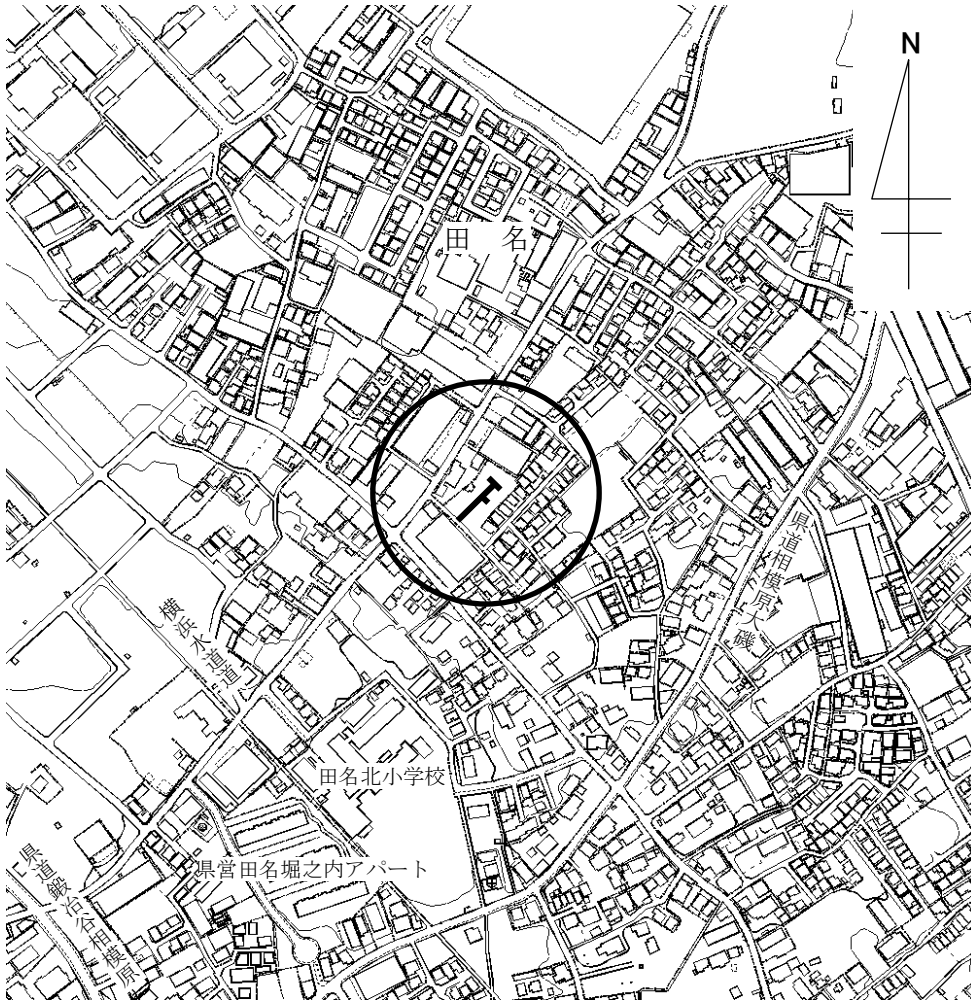


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 44m

別 図 6

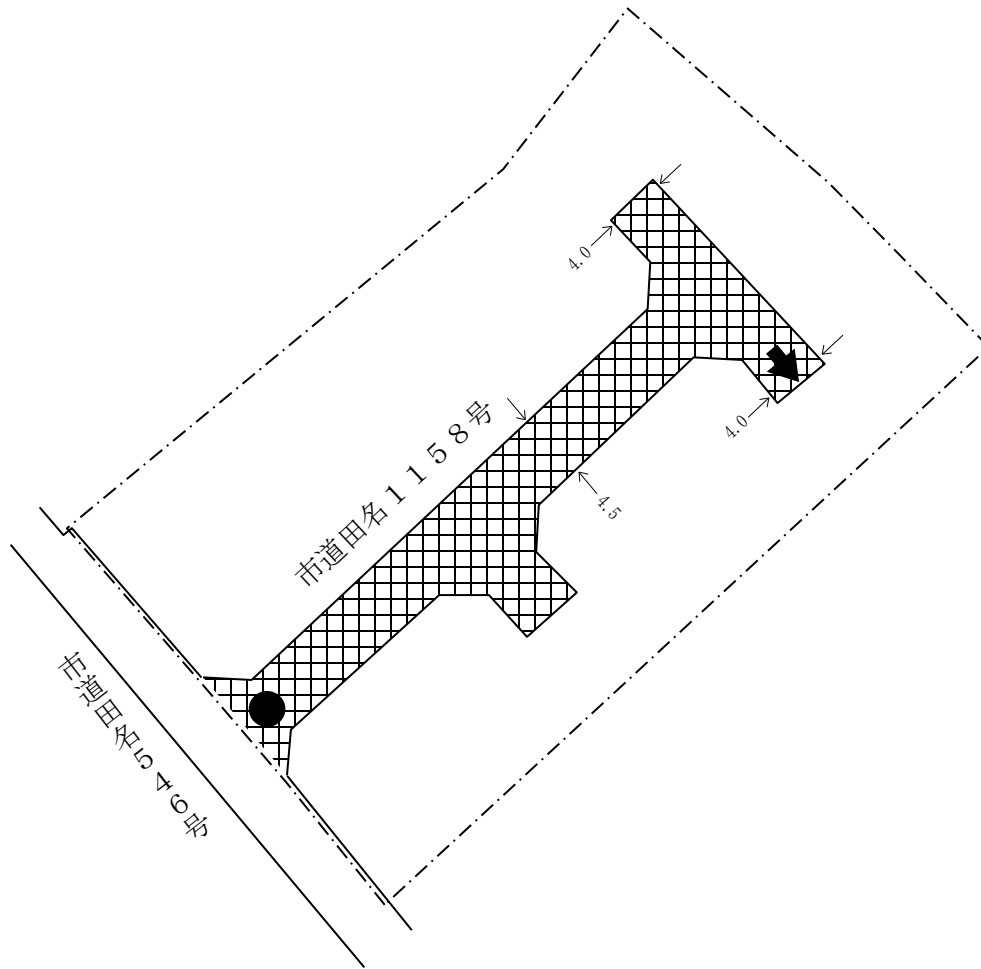
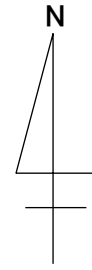
1 案内図





2 道路の概要

路線名	田名1158号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名3225番1外 13筆
開発行為の面積	1,641.89㎡
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

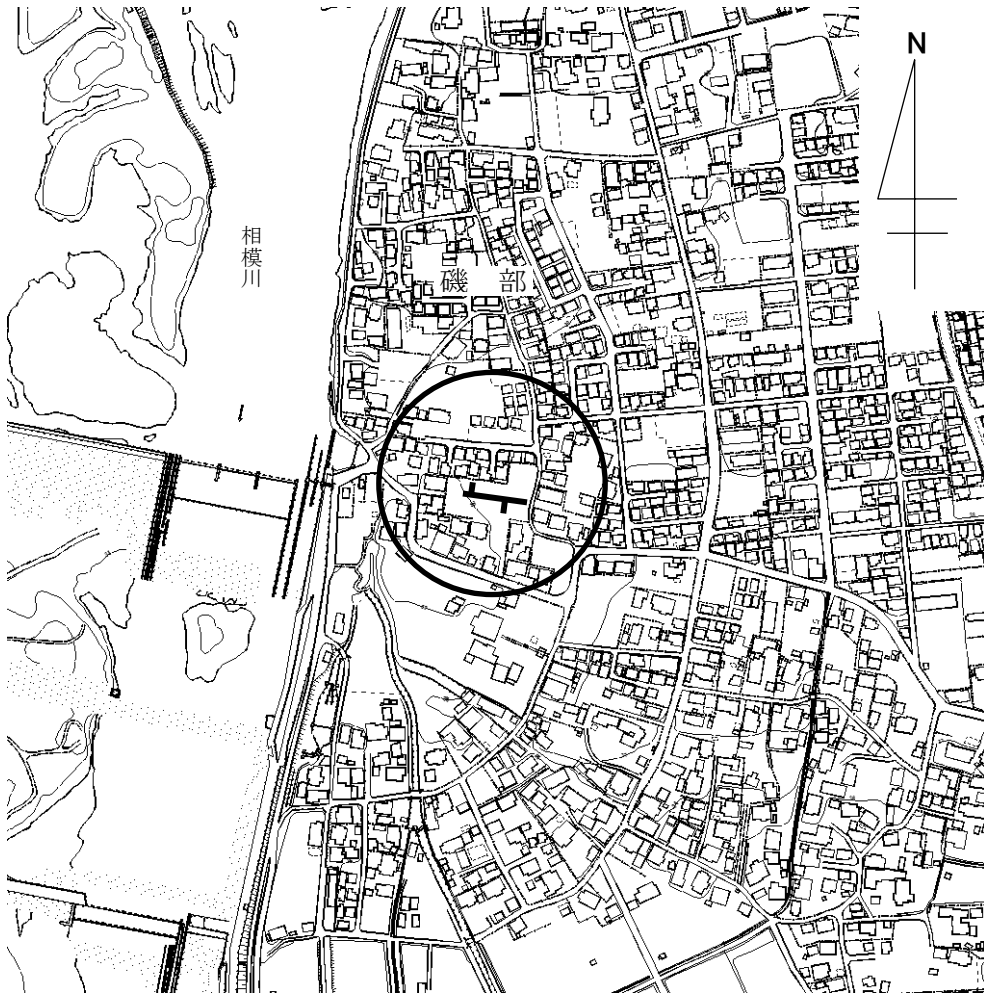


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0m~4.5m
- 延長 62m

別 図 7

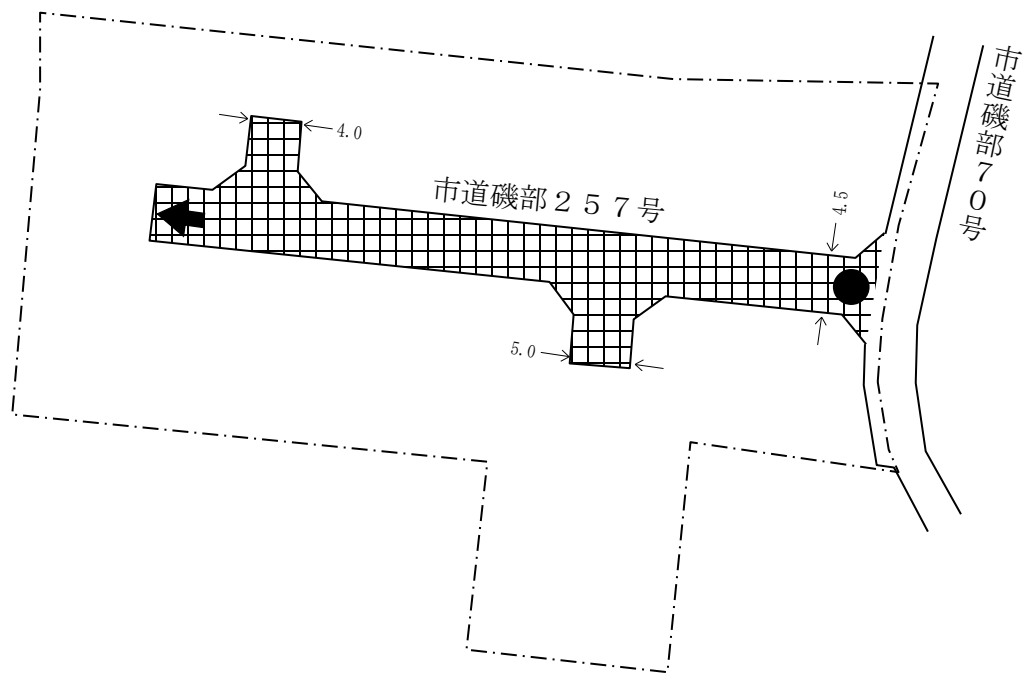
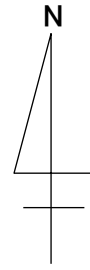
1 案内図





2 道路の概要

路線名	磯部257号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区磯部416番1外 19筆
開発行為の面積	2,332.81㎡
予定建築物の用途等	専用住宅17宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

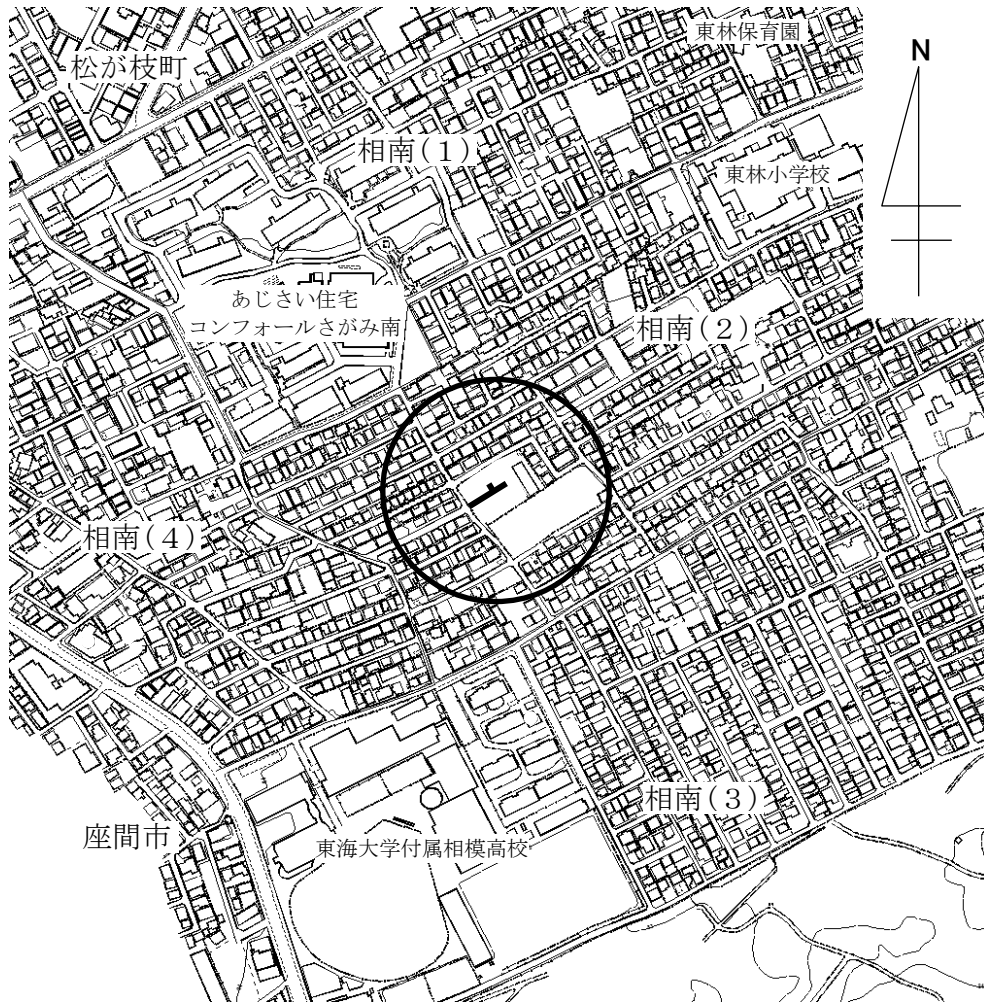


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0m~5.0m
- 延長 68m

別 図 8

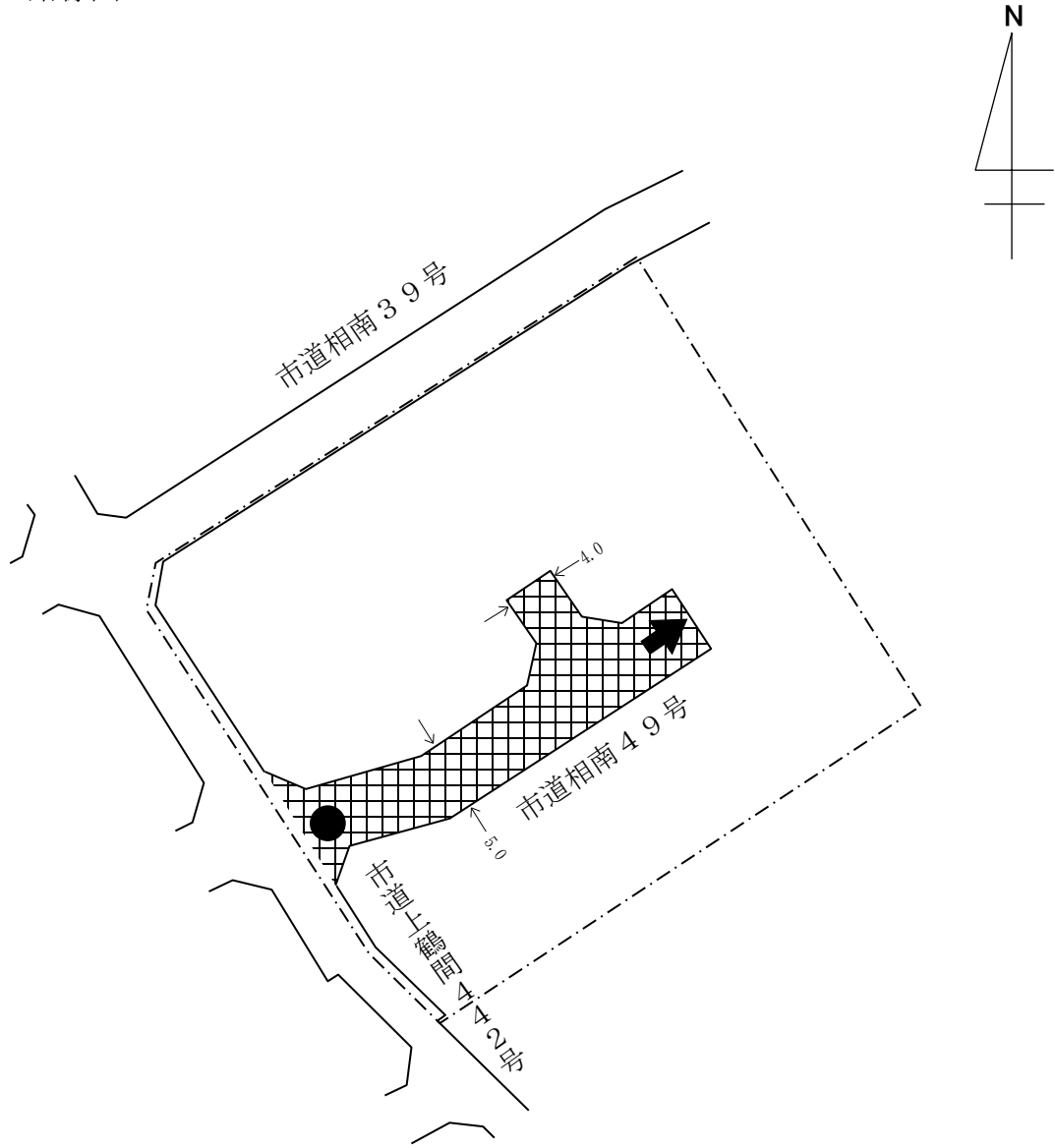
1 案内図





2 道路の概要

路線名	相南49号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区相南2丁目5236番4外 15筆
開発行為の面積	1,673.70㎡
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

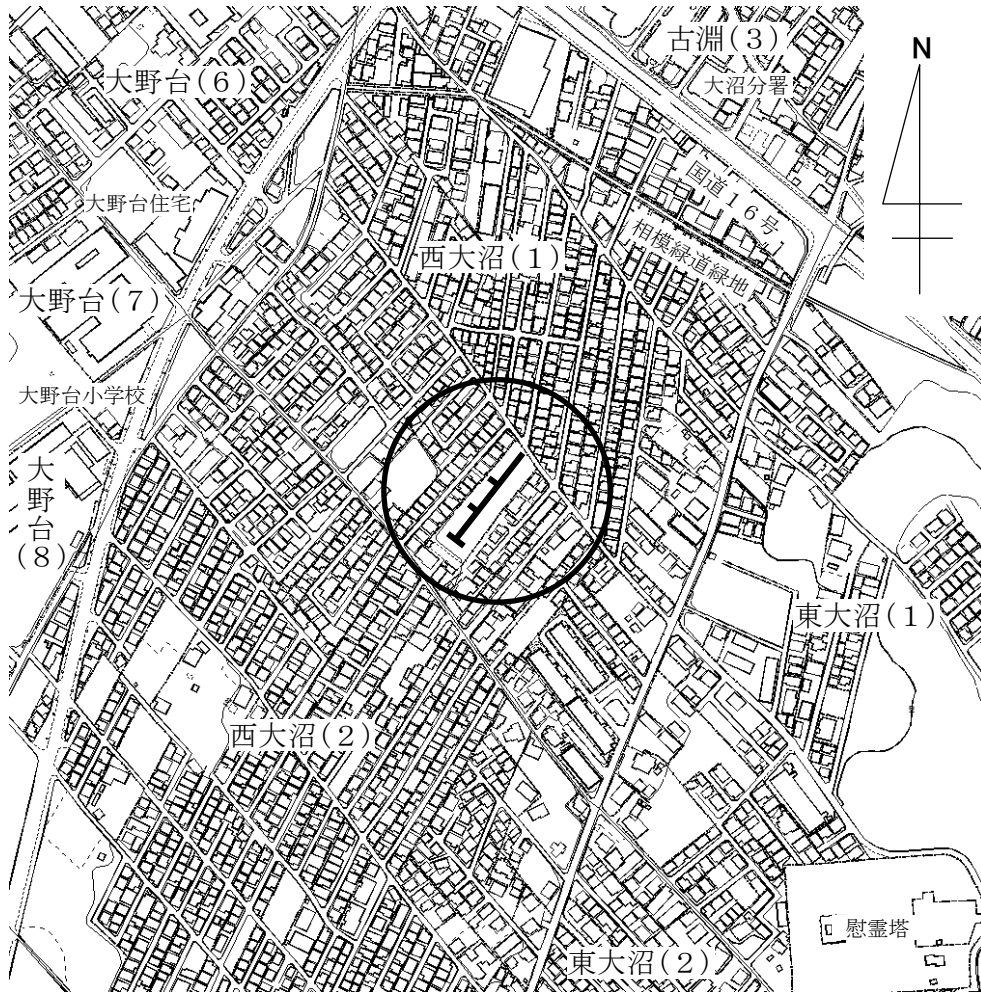


凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0m~5.0m
- 延長 38m

別 図 9

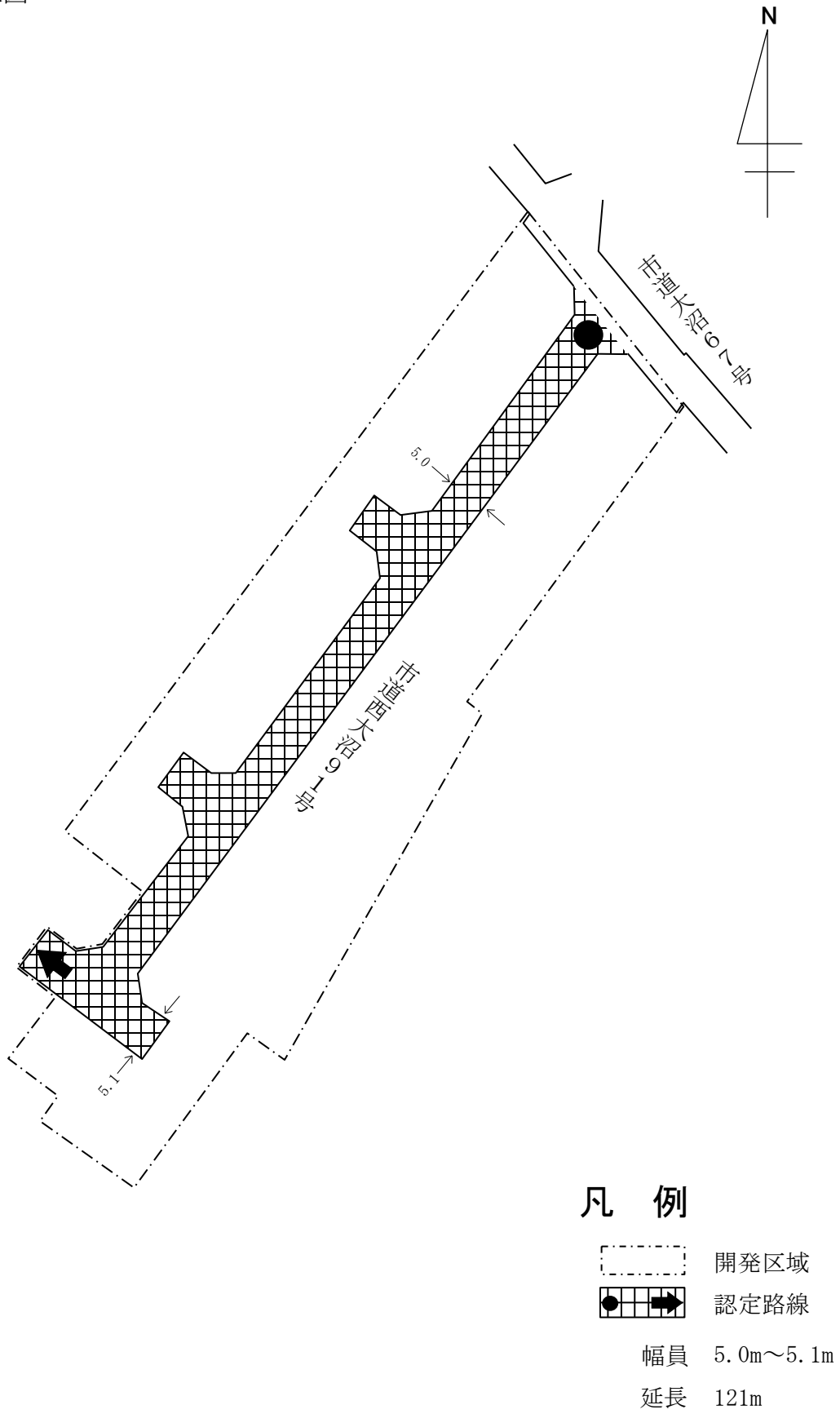
1 案内図



2 道路の概要

路線名	西大沼91号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区西大沼1丁目3492番1外 19筆
開発行為の面積	2,939.93㎡
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地、共同住宅1棟
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 10

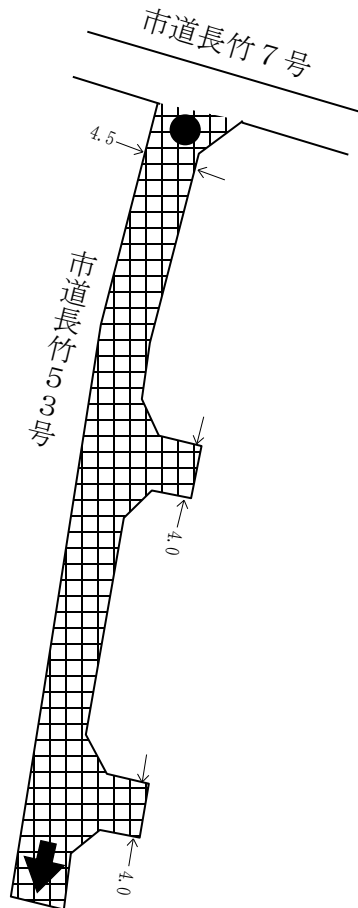
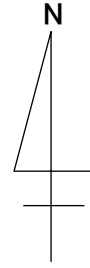
1 案内図



2 道路の概要

路線名	長竹53号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	緑区长竹1355番2外 4筆
受納面積	205.45㎡
区域区分等	非線引き都市計画区域 (用途地域の指定なし)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図



凡 例



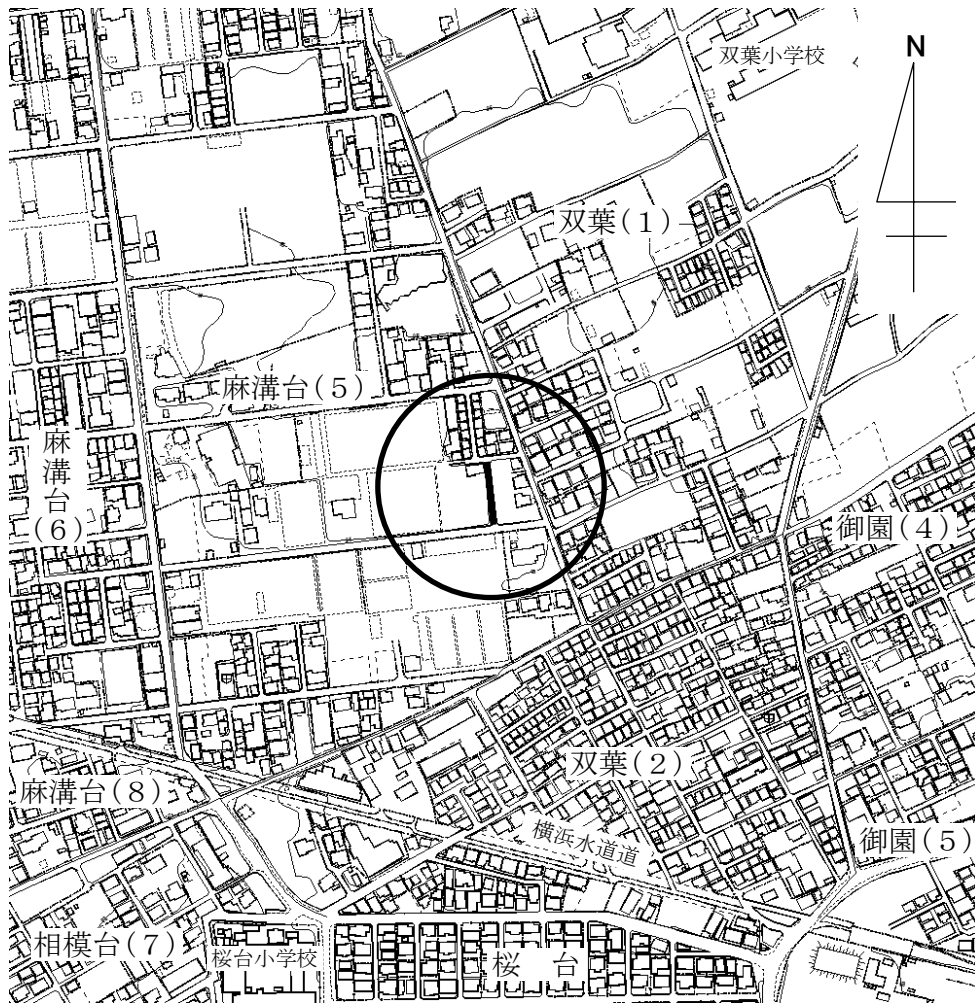
認定路線

幅員 4.0m~4.5m

延長 67m

別 図 1 1

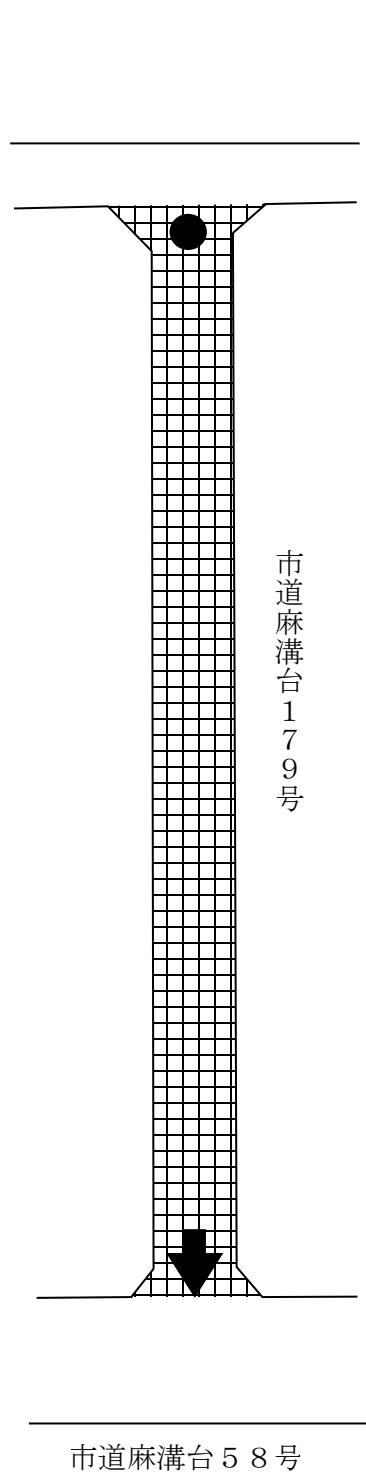
1 案内図




2 道路の概要

路線名	麻溝台179号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区麻溝台5丁目2703番2外 6筆
受納面積	210.28㎡
区域区分等	市街化調整区域
路面の状況	砂利、側溝なし
備考	

3 路線図



凡 例

-  認定路線
- 幅員 4.0m
- 延長 52m

平成24年度相模原市一般会計補正予算(第3号)

平成24年度相模原市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額248,556,000千円に歳入歳出それぞれ1,387,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249,943,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第5条 地方債の補正は、「第5表地方債補正」による。

平成24年8月27日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		千円 40,051,265	千円 215,160	千円 40,266,425
	10 国庫補助金	7,664,955	215,160	7,880,115
60 県支出金		10,998,303	49,860	11,048,163
	10 県補助金	3,984,561	49,860	4,034,421
80 繰越金		1,517,927	709,572	2,227,499
	5 繰越金	1,517,927	709,572	2,227,499
85 諸収入		17,576,406	3,908	17,580,314
	25 雑入	2,390,157	3,908	2,394,065
90 市債		32,244,400	408,500	32,652,900
	5 市債	32,244,400	408,500	32,652,900
歳入合計		248,556,000	1,387,000	249,943,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		千円 25,672,470	千円 136,700	千円 25,809,170
	5 総務管理費	16,644,686	93,474	16,738,160
	10 徴税費	2,014,215	1,242	2,015,457
	13 市民生活費	6,503,872	41,984	6,545,856
15 民生費		99,264,236	70,803	99,335,039
	5 社会福祉費	40,790,186	25,549	40,815,735
	10 児童福祉費	36,479,332	45,254	36,524,586
20 衛生費		19,591,449	387,807	19,979,256
	5 保健衛生費	10,135,386	387,502	10,522,888
	15 環境保全費	719,488	305	719,793
35 商工費		15,967,604	48,000	16,015,604
	5 商工費	15,967,604	48,000	16,015,604
40 土木費		35,527,888	733,749	36,261,637
	5 道路橋りょう費	15,557,812	24,839	15,582,651
	15 都市計画費	17,315,562	133,375	17,448,937
	20 公園費	1,258,662	575,535	1,834,197
50 教育費		18,118,523	9,941	18,128,464
	10 小学校費	5,158,732	9,941	5,168,673
歳 出 合 計		248,556,000	1,387,000	249,943,000

第2表 継 続 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
40 土木費	5 道路橋 りょう 費	橋本駅南口駅前広場改良事 業	千円 91,000	24	千円 11,100
				25	79,900
40 土木費	5 道路橋 りょう 費	市道丙谷戸見晴橋改修事業	101,000	24	35,000
				25	66,000

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 総務費	13 市民生活費	旅券窓口整備事業	<small>千円</small> 6,103

第4表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
緑区役所等移設経費	平成24年度	0
	平成25年度	33,915
ひとり親家庭 在宅就業支援事業 (平成24年度設定分)	平成24年度	44,860
	平成25年度	148,140
ペットボトル等分別回収事業	平成24年度から 平成33年度まで	2,630,000
生活交通確保対策補助金 (平成24年度設定分)	平成24年度	0
	平成25年度	43,052

第5表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(土木債)			
公園整備費	77,900	351,900	429,800
緑地保全事業費	40,500	48,600	89,100
都市交通対策事業費	13,700	8,000	21,700
計	32,244,400	408,500	32,652,900